

第二章 近代都市神戸の発展



明治42年落成の市役所

第一節 日清戦争と神戸

第二節 都市改造の進展

第三節 内地雑居問題

第四節 日露戦争と神戸

第五節 神戸の「民本主義」

第六節 郡制の施行と地方改良運動

第一節 日清戦争と神戸

1 戦争と市民

対外硬派と第三回総選挙

明治二十六（一八九三）年十一月末に開会された第五通常議会は、条約改正問題で解散した。いわゆる硬六派連合による現行条約勵行建議案が、自由党の支持まで得る状態になったため、十二月三十日に衆議院解散となったのである。

兵庫県第一選挙区（神戸市）は、立憲改進黨で前回敗れた鹿島秀麿が着実に準備を進めていたため、自由党は鹿島に對抗する有力候補の擁立の必要から、八部郡の武井伊右衛門と石田貫之助（第四区前代議士）のどちらかを「輸入」する案があり、解散後四日目の明治二十七年一月三日には神戸支部の協議会を開いている。協議会の結論は、どちらでもなく、立憲改進黨の鹿島と同じ仲町部（神戸と兵庫の中間地区）を根拠地とする県会議員本城安次郎を候補とした。無所属では、内海忠義（前知事）、小川銷吉（日本郵船会社神戸支店支配人、渡辺尚（五洲社社主）、須長清（明治移民会社社長、第二回総選挙では第五区で立候補）、小寺泰次郎、村野山人（前代議士）らを取り沙汰されていた。

自由黨員を中心に組織されていた兵神自由倶楽部は、一月五日六三人の会員で臨時総会を開き、「一の異議なく」本城を候補者として認め、運動方法を講じる森山三右衛門・高浜保蔵・今井善右衛門・河合香・中島大二・高浜治・瓜島福松・藤田松太郎の八人を委員に選んだ。運動は神戸市を四区に分け、各区に二人の事務委員を置くという、地域を基準にした方法を取ることにした（『大阪毎日新聞』明治二十七年一月七日）。

村野山人は、一月五日支持者を集めた第五議会報告会を開いた。参加した主な人物は、鹿島秀磨・井上勇吉・専崎弥五平・松本織五郎・高德藤五郎・上田栄次郎・滝本甚右衛門・山本繁造・杉山利介（市参事会員）・瀬鴻莊左衛門・藤田松太郎である。村野は、「神戸は中立の人も多く」「前途全市の大事業たる水道問題其他市民の一致してなすべきもの多々なり」という状況説明の後、持論として「今回の総選挙に於ては前回の如く相争ふて壮士俠客の餌とならず宜しく候補者を選定し多数者を取りて平和に選挙を竣へたし」と述べると、「満場大に賛成」した。そこで第一区の「予選会」として、市参事会員・市會議員・県會議員の大集会を開き、三人の候補者を選定して、多数者を衆議院議員候補者とすることを決めた（同）。

改進黨も、五日神戸市仲町部の支持者五〇余人が会合し、満場一致で鹿島秀磨（播但鉄道株式会社取締役 資本金一〇〇万円 設立明治二十六年六月）を候補者とする決議を行った。

村野の提唱した第一区予選会は、自由党と改進黨がそれぞれ反対したため、中止になったが、中立派の市参事会員川西清兵衛・杉山利介の二人は開くための準備を続行した。

自由党は、党総理板垣退助の全国遊説を有力な戦術として採用した。兵庫県の自由党は、二月初旬に板垣らを迎えた。八日午前大阪に到着した板垣は、午後大阪府第五選挙区である豊島郡豊中村の政談演説会で演

説し、夜池田町の懇親会に臨み、九日朝池田町を出発して、午後神戸に着き、すぐさま大黒座の政談演説会で演説した。「聴衆無慮三千余名」（『大毎』同年二月十一日）の会場で、板垣は立憲改進黨や国民協会が推進した政策を非難した。彼らの進めた「官紀振粛問題、条約履行問題等悉く之れ国家の急務にあらず、唯に政府を苦しむる手段のみ」と厳しく責めたてた。彼ら反対党は「私怨を以て我党に対した」のである、彼らは「人智なく人を欺く一の虚言者のみ」とまで論難する。自由党は、第五議会で「地価修正、地租の改正、鉄道の布設、治水の事、航路拡張の事、水害地の補助、民業の保護奨励等人民の急務を感じる大問題」を解決するための予算審議に意を尽くそうとしていたと、力説する。板垣は、念入りに付け加える。「神戸水道補助の如きも諸君が最も急を欲せしものなるべし」と。自由党は「消極的には予算を査定し民力の休養を計り積極的には民業発達貿易移民に力を致さんとす」るのが公約であった。自由党は、日清戦争を前にして既に、地方利益を誘導するための予算政党に転換していたのである。

この演説会で、板垣は表84のような九人の候補を発表した。

板垣ら一行は、その後有馬郡三田町（第二区）から、

表 84 自由党総理板垣の発表した候補者名
〔明治27年3月第3回衆議院選挙（兵庫県）〕

選挙区	定員	立候補者名	選挙区の地域
第1区	1	本城安次郎	神戸
2	1	奥野小四郎	武庫、菟原、川辺、有馬
3	1	田 艇 吉	多紀、氷上
4	1	石田貫之助	明石、美嚢、八部
5	1	未定	加古、印南
6	1	高瀬藤次郎	加東、多加、加西
7	1	未定	姫路周辺
8	2	改 野 耕 三 1人未定	赤穂、佐用、実栗、揖保
9	2	桜 井 勉 関 精 逸	但馬
10	1	佐 野 助 作	淡路

資料：『大毎』明治27年2月11日

表 85 明治27年2月県会議員選挙党派別候補者（神戸市）

選挙区	定数	自 由 党	立 憲 改 進 党
神戸部	2	今井善右衛門 為田喜兵衛	横田孝史 丹波謙蔵
仲町部	2	松原良太 住野斎助	高德藤五郎 桃谷慶三
兵庫部	4	岡田元太郎 神田兵右衛門 吉岡利助 川崎治平	湯野常七 加藤治郎兵衛 上田栄次郎 岸本豊太郎

資料：『大毎』明治27年2月21日

美囊郡渡瀬村（第四区）・同郡三木町（同）を回り、奈良県桜井町・五条町へと向かった。

明治二十七年三月一日、第三回臨時総選挙の投票が行われた。自由党は四〇議席近く（第五議会の議席八〇を

一九に）、立憲改進黨も六議席（同四二を四八に）を増やして、西郷従道らの国民協會が（同六六を二六に）激減したのと好対照の結果となった。第一区（神戸市）では、立憲改進黨の鹿島秀麿が本城を押えて当選した。第二区では実業派と目された村野山人、第六区では無所属の西村真太郎が当選したが、それ以外の区では、自由党五人、改進黨四人で、神戸市の鹿島と合わせると、両党五分五分となった。

自由党が対外硬運動によって勢力拡大を果たしたのは、十月六日開かれた兵庫県自由党大会でも確認された。会務報告で、前大会より一三〇人が増えて、県の支部黨員は三三〇人となったと述べられた。支部幹事に、土居一郎・高瀬藤次郎・本城安次郎・青田朝太郎・高鍋篤郎が選ばれた。

明 治 二 十 七 年 二 月 二 十 日、県 会 選 挙 の 半 数 改 選 が 行 わ れ た。神戸市で

は、三つの選挙区・八人の県会議員をめぐる、自由党と立憲改進黨が同数の候補を立てて争った（表85）。結果は、仲町部―高德藤五郎・桃谷慶三、神戸部―横田孝史・丹波謙蔵、兵庫部―岡田元太郎・吉岡利介・岸本豊太郎・加藤治郎兵衛となった。仲町・神戸部は四人とも立憲改進黨、兵庫部は自由党と立憲改進黨で分けあったのだが、改進黨系の優位は動かなかったのである。郡部で

は立憲改進黨Ⅱ氷上郡・赤穂郡・飾西郡・揖東郡・加西郡の各一人と揖西郡の一人、合計七人、自由党Ⅱ多紀郡二人・川辺郡・宍粟郡・出石郡の各一人に揖西郡の一人、合計六人と、僅かに差がついただけだった。従って県会全体では、自由党三四人、改進黨三三人、中立五人となり、議長・常置委員など役員選挙の難航が予想された。十三日の選挙（出席八五人）では、議長・副議長ともに改進黨が当選した。

対外硬派 神戸弁護士会（会員五一一人）は、明治二十七年五月十三日総会を開き、役員改選を行った。会頭の運動 に桜井一久、副会頭に加藤勝介を選び、その後の懇親会では「対外策として条約勵行上事実の

調査を遂げんことを協議した」（『大毎』明治二十七年五月十五日）。この協議で、桜井一久・草鹿甲子太郎・岡田泰蔵の三人が委員となり、「条約勵行に賛成の一方法として同地に於ける外国人の法律違反者を調査」することになった。弁護士会の多数派は硬派だったが、有志会の名でも弁護士団体がこのような調査をすることに反対する少数派も存在していた。

神戸の条約勵行派は、議会閉会后、貴族院硬派の谷干城と鳥尾小弥太を招聘して、「対外問題に関する演説会」を開く準備をしていた。六月九日大阪市で開かれた対外硬派新聞雑誌記者大懇親会は、『大阪朝日新聞』の西村天囚ら全国規模の五七人が参加したが、神戸では『神戸日報』の牧山守義だけだった。

戦時下の第 四回総選挙 明治二十七年五月半ばに開会された第六特別議会は、衆議院が、条約改正をめぐって内閣彈劾上奏案を可決したため、半月後に再び解散になった。政府が解散を命じた六月二日は、同

時に清国の朝鮮への出兵に対抗する、混成一個旅団の派遣を決定した日でもあった。ここに史上最初の戦時下の総選挙が開われることになった。

神戸では、立憲改進黨の鹿島の再立候補、自由党の本城の再挑戦が自明の戦いであり、そのほかに立憲改進黨の池長通が兵庫部の、滝本甚右衛門が葺合部の推薦で立候補が進められていた。須永清も噂があったが、「独り恐るべきは市会議長小寺泰次郎」だった。小寺の「潜勢力は一挙市中を席卷するに足るべく」で、立憲改進黨の鳩山和夫が長崎遊説の帰りに小寺を訪れ立候補を要請していた。しかし、民衆は朝鮮半島に関心を向けていたのである。「兎に角朝鮮事件の爲め選挙者の心外に馳せ思ふ様に(候補者が)熱心せず」(『大毎』明治二十七年六月二十二日)と記録されている。立憲改進黨は対外硬派演説会を各地で開催して、ナショナリズムに燃える民衆を獲得しようとした。七月七日に姫路で開かれた対外硬派演説会には、東京から長谷場純孝や肥塚龍が来神し、神戸の鹿島秀麿や名倉次・西村真太郎らが弁士となり、「聴衆無慮七八百名」と盛会となった。鹿島には、対外硬派の代表的存在である近衛篤麿の「援助的右盤刷の書簡」が寄せられ、対抗して本城も板垣退助の書簡を支持者に配布した。投票日直前には、鹿島に「大隈伯の密書到」り、本城には自由党の大物「片岡健吉自ら出陣し諏訪山に拠つて号令」する援助があった。第二区は中立派を標榜する村野山人の当選が、直前の九月一日の新聞でも予想されていたが、二日になると「自由党候補者花木甚右衛門の勢力俄に加はり一昨夜までは村野氏の上に出づるの得票ある予算なりしと云ふ」(『大毎』同九月二日)と自由党の善戦が伝えられるように激変した。

第四回臨時総選挙は、七月三十日の公示によって、九月一日に執行された。各党の当選者数は、自由党(第三回一九↓第四回一〇六)、立憲改進黨(四八↓四五)、国民協会(二六↓三〇)、立憲革新党(三七↓四〇)と、若干の増減はあったが、勢力比にさほどの変化はなかった。兵庫県では、第一区鹿島秀麿(立憲改進黨)が本城

と三三票差、第二区花本甚右衛門（自由党）は村野と四八〇票差、第三区田鯉吉（自由党）も次点と七二票差など接戦もみられたが、全一〇区一二議席は自由党八、立憲改進黨四となり、自由党の善戦が目立った。

戦争と市民

明治二十七年八月一日明治天皇の名で宣戦が布告された。新聞では「宣戦の大詔一たび降るや神戸の民心も亦数層感激し軍費を献納する者多く」と、神戸市でも日清戦争の始まりに興奮する民衆の姿が記録されている。「国私立銀行会社員等」は東京の福沢諭吉・渋沢栄一らの呼びかけに応え、「県官警官其他官庁官吏」は別個に四日までに五〇〇余円集め、その後の献金も含めて陸軍と海軍に各々三四四円八八錢を七どころ送った。神戸市吏員は俸給の二%を陸軍恤兵部に献納すると決めた。一日から四日までに兵庫県庁に届いた恤兵献金は四〇〇〇円にもなり、清酒やハンカチ等の品物も寄せられた。

マスコミも積極的だった。『神戸又新日報』は、「遠征軍隊慰勞拠金」を呼びかけ、四日までに一度朝鮮に送り、その後の分だけで三〇〇円以上になった。九月末には五四四二円八九錢二厘になった。『大阪毎日』（明治二十七年八月八日）は、華族や「巨商大農」など「財に饒か」で「常に国家の擁護と人民の尊崇を受けるもの」は「斯かる有事の時に当て豈に奮発一番大に資財を抛つて以て奉公の誠を表せざる可けんや」と献金を勧める社説「大に軍資を抛出すべし」を掲げた。

八月九日実業家の軍資献金についてのはじめての会合がもたれた。山本亀太郎・九鬼隆輝・川崎正藏・光村利藻・小寺泰次郎・池田貫兵衛・小曾根喜一郎・川西清兵衛らに周布県知事が加わった。

彼らは十一日に再び集まり、神戸市での献金目標を一六万円と定めた。主唱者惣代を鳴滝幸恭とする「兵庫県報国義会」の発起人会は、九月三日開かれ、既に五〇余人の会員を得たことが報告された。鳴滝が二五

人の委員を指名し、互選で鳴滝・小曽根喜一郎・渡辺尚の三人が専務委員になった。事務所は神戸商業会議所に置かれた。報国義会に軍事公債を申し込んだ額は、十日に二万七六〇〇円、十一日に二万七〇〇〇円だった。十一日では、一万円以上が六人、五〇〇〇円以下一〇〇円以上は三十六人だった。一万円以上は、光村利藻七万円・小曽根喜一郎五万円、九鬼隆輝・渡辺尚・沢田清兵衛・沢野定七各一万円。十日から十三日までの分をあわせて一九八万三三〇〇円になった。日清戦争の軍事公債応募は、国民が熱狂的に支持し、締め切り日の九月十三日午前までで三〇〇〇万円の予定額に、六三三万四七〇〇円と二倍の応募が集計された。公債応募事業が成功裏に終わると、「兵庫県報国義会」は九月二十九日から「新聞に広告して大に軍資献納金募集に着手」(『大毎』同九月二十九日)した。十一月末までの第一回募集では、二三一七円も寄せられ、折半して陸海軍に献納された。引き続き取り組んだ軍事公債第二回募集では、総額六一万九七五〇円になった。川崎正蔵一〇万円、渡辺尚一万円、宮崎儀一四〇〇〇円がベストスリーだが、六〇七円層が最も多く、八円と五円がそれに続いているから、市民の中層が応募の中心だったと推定される。

神戸地域の教育衛生・農工商業者の団体である神戸三交協会(会員三三五人)も軍資金・恤兵金の寄付を決め、役員の直木政之介・小野権四郎・高德藤五郎・梶谷慶造・上松忠平・友成徳次郎らがまず五〇円から一〇円を寄付し、九月末までに一七二〇円にもなった。

多聞通の実業団体盈進会も献金を決め、幹事鈴木侃次郎(開業医)が中心となった。神戸港の舢舨船営業者総代(上野音吉)も、八月二十一日各五〇〇円を陸軍・海軍に献納した。

十月十二日、神戸市長・神戸市参事会員・神戸市徴兵参事会員らが呼びかけて、「徴集兵士の旅費贈与、



写真 21 日清戦争凱旋祝賀の門

従軍兵士の家族補助を計らんため」(『大毎』同十月十三日)、神戸尚武会の発起人会が開かれた。十一月月上旬までに「千二百余名」の応募者があったので、十一月七日市役所で委員会を開き、役員選挙を行う大会の準備を始めた。

十一月八日、「本会の目的は征清軍の終局に至るまで婦人応分の義務を尽さんが為め広く会員を募集し協同して事を為すにあり」(『大毎』同十一月十日)とする「神戸婦人報公会」が設立された。会長に周布貞子(知事夫人)のほか鈴木うめ子・小曾根しげ子・九鬼よし子・市田ひさ子ら二五人の委員を選んだ。十二月末までに一八〇〇余人の会員を組織している。十一月の収入金は二九九円余と少ないが、この会による毛糸製帽子五〇〇〇個の贈呈が、神戸女学院生徒の同じく一五〇個寄付を連動させるなど市民の間に戦争支援熱を高めるのに大きな役割を果たしていた。この会は、第二回寄贈品も帽子一〇一〇個で、第三回も同じだと報じられている。

十二月八日最初の「戦勝祝賀会」が湊川堤上を会場として開かれた。準備会は、「十五歳以上の男子」「会費二十銭」など参加条件を決めたが、三五〇〇余人の参加のほか、数万人の見物人も加わって「湊川両堤防は恰も人の山を築」いたようだった。参加者は生田神社・湊川神社・兵庫尋常小学校の三カ所に分散集合し

て、軍楽隊を先頭に会場に向かい、周布知事が祝文を朗読し、「大元帥陛下万歳海陸軍万歳」を三唱して祝杯を挙げた。周布の祝文は、成歓・平壤・豊島・九連鳳凰・金州・旅順の戦いを賛美し、「惟ふに北京を陥れ城下の盟を為さしむるも亦遠きにあらざるべし、豈人生の一大快事ならずや」(『大毎』同十二月十一日)と北京攻略までも期待していた。アトラクションも、北京城を仮設し、模擬的分捕り大砲で総攻撃し、災上するのを見て「凱歌を挙げ」というセンセーションナリズムで構成されていた。この頃各地で開かれていた「戦勝祝賀会」はいずれも北京攻略を求めており、国民の戦争熱拡大が確認できる。

戦勝祝賀会は、威海衛占領を記念して明治二十八年二月十五日にも行われた。午後六時から湊川神社で行われた会には、四〇〇〇余人が参加し、「隊伍を組み新作の唱歌をうたひつつ静々として繰出しぬ」と市内を一〇時過ぎまでパレードした。

2 戦争と経済

貿易の不調

日清戦争開始前の六月から七月には、神戸港の朝鮮・中国貿易は「滅切不振^{めつきふち}」となった。将来の不安から「思惑仕込の如きは丸で途絶」となったからである。神戸の代表的産業であるマッチ産業も青息吐息の有り様だった。銀貨が暴落したため、原料である塩酸カリ(二樽^{ふた}一^{いち}二^に斤)が暴騰した。明治二十五年の一九円が明治二十七年には四〇円余になったのである。その他パラフィン、赤燐、亜鉛等も四〇〜五〇%上昇した。中国、ボンベイ、カルカッタ、シンガポールなどへの輸出も「益々不振の状況

を呈し」ていた。明治二十七年に製造者は大阪三八軒、神戸三五軒あったが、彼らは三月十三日神戸の燐寸連合会事務所で、営業短縮の申し合せを行った。四月末には、休業が七〇八軒、破産寸前が二軒、大手でも一〇日に二日（一日と六日で、一六と称する）休業してようやく維持していると言われるような有り様となった。そのうえ、軸木が清国に輸出され、国内で品薄になったため、「輸出防遏的課税」を大蔵省に請願したが、却下されたため、再度調査のうえ大蔵省と交渉が進められた。さまざまな面で清国と衝突していたのである。七月には、大阪・神戸のマッチ業者七〇余人は、前田正名を神戸商業会議所に招き、不況対策を相談した。会合は、前田の意見で六人の委員（神戸は滝川弁三・本多義知・黒原好二）を選び、委員は大阪・東京の同業者と更に相談して全国団体組織化のために動き始めた。七月十一日には神戸港のマッチ業者の総会を開き、委員の報告と同盟休業を討議した。九月三日京都で全国燐寸業者大会が開かれ、東京に本部を置く日本燐寸義会を結成した。

日清戦争の勃発か否かにかかわらず、清国への輸出拡大のチャンスと見た本城安次郎・岡田元太郎・竹内綱・寺田寛ほか七人は、七月初旬日本水産販売株式会社の創立事務所を、兵庫水産会社に設けた。資本金は三〇万円で、「微々たる」実績しかない神戸港の水産物貿易に着目したのだが、目当ては「清国地方へ販路を広め」ることだった。

3 ハワイ移民

移民会社 日本がハワイ国王の求めにに応じて、「官約移民」と称する農業移民幹旋を開始したのは、明治の続出 十八（一八八五）年だった（布哇日系人連合協会発行『ハワイ日本人移民史』）。年々農業移民が増加し

たため、二十四年に「官約移民」は打ち切られ、同年四月移民保護規則が公布された。それに基づいて、三十年までに七つの移民会社が設立されたが、その最初ともいえるべきものが、神戸市元町二丁目五八八番地に事務所を置いた神戸渡航合資会社である。神戸市の今井太左衛門・吉川藤五郎・江波戸幸太郎の三人が発起人で、資本金は一万五〇〇〇円だった。続いて、「大阪神戸の紳商が資本金百万円を以て神戸に一大移民会社を起すべし」と注目されたのは日本明治移民会社である。これには田中市兵衛・大庭竹四郎・阿部彦太郎・金沢仁兵衛などの実業家以外にも、篠崎五郎（非職新潟県知事）・山口英之（もと明治移民会社社長）も加わりうとしていた。膨大な資本金は、「メキシコ及米国にて地所を買入れて出稼せしめんとの大仕掛による」（『大毎』明治二十四年四月二十三日）と説明されていた。これは、実は明治移民会社として営業していたものを、田中らが全面委譲され、移民保護規則に基づいて新しく出発するものだった。神戸居留地で営業していたサミュエル・サミュエル商会やアプトンらは一切手を引き、「以後は日本人の手のみにて経営する目的」で、社長も大家七平が就任する予定とされた。ただし、大家は六月十日の『大阪毎日新聞』に「該会社ニ毫モ関係コレ無ク候」との広告を出している。五月十四日、移民と会社の契約書案が周知事の認可を得たため、十五日か

ら開業した。専務取締役には、後藤勝造が指名され、事務所も栄町三丁目に移転した。移民保護規則によって、兵庫県は移民取扱手続方を施行した。これは、保証人として、神戸市居住の地租一五円以上または所得税一五円以上納入者をあげ、願書を提出することとしたもので、「従来に比すれば保証人に一層重きを置いたものとなった。第一回移民は、六月九日に出発する広島・熊本・山口三県の二〇〇余人だった。彼らは農業移民で、ハワイの参米支店支配人加藤秀平が業務を担当した。この移民から会社は一人七円の手数料を取る契約になっていた。六月には移民地はハワイなどに限定され、現地の代理人は恒川雅言のほか、板野与左衛門・常支節・真島顯藏・柏木幸之介・後藤鉄次郎・今井佐平・尾木克博とされた。七月十八日には吉佐移民会社神戸出張所（所長寺田一郎は元神戸郵便電信局長）も渡航出張に関する代理人を申請した。神戸には三つの移民会社が活発に活動していたのである（この節は『大阪毎日新聞』によるとが多い）。

第二節 都市改造の進展

1 築港問題

税関拡張

問題

明治二十七（一八九四）年日清戦争を前にした「日清貿易現今の影響調査」に、神戸貿易商業倶楽部が取り組み始めた。七月九日の役員会で、臨時総会準備委員に太田保太郎（弁護士・草鹿甲子太郎（同）・兼松房次郎・鹿島秀磨（前代議士）、影響調査委員に楯谷平四郎・原幸次郎・木村洪哉・高鍋篤郎（日本華蘆輸出合資会社理事 資本金五万円 設立明治二十六年十月）・杉山利介・島津藤輔・岩原謙三を指名した。この倶楽部は、官設鉄道の運賃値下げを求めて、七月十九日の神戸商業会議所総会にむけて意見をまとめたが、当日の総会が出席者少数だったために延期した。この時期神戸貿易商業倶楽部は積極的で、八月八日の総会で、本部拡張につき部員誘導委員・官設鉄道運賃引き下げ請願調査委員・神戸税関拡張請願調査委員・開港場同業組合規則特別法調査ならびに起草委員・兵神間貨物運搬賃に関する調査委員、合計二五人を選んだ。貿易商には、鉄道・貨物運送に対する不満が強かった。委員の中には、鹿島秀磨・草鹿甲子太郎・田辺貞吉・兼松房次郎ら、神戸の代表的な実業家が選ばれていた。倶楽部の神戸税関拡張運動は、神戸商業会議

所や市会も巻き込み、十一月末には二つの案がまとめられた。甲案は、和田岬から七〇〇間（約一・二キロメートル）、小野浜から八〇〇間（約一・四キロメートル）それぞれ埠頭を築き、神戸・兵庫両港を一体化させ、現税関から弁天浜まで二〇間（約三六メートル）を埋め立てるという「大計画」だった。乙案は、一体化の規模を縮小し、川崎鉄道栈橋から五〇〇間（約九〇〇メートル）、小野浜から三〇〇間（約五四〇メートル）の埠頭を築くものだった。翌年一月二十日の市会に、鎌田覚蔵議員が「本市港湾改正方針調査」臨時委員の設置を提案したのも（『神戸市会史』第一巻）、税関拡張にとどまらず築港問題にまで発展する必然性を示している。

こうした事業拡大計画をうけて、明治二十八年三月十九日の神戸貿易商業俱樂部総会は、「格別異議なく」「神戸実業協会」と名称変更することを決めた。幹事五人を選出する評議員一五人は、兼松房次郎・岩原謙三（和田倉庫側取締役 資本金一五万円）・米光源之助（神戸雜貨売込商組合役員）の三人が指名することとされた。指名された他の一二人は、池田貫兵衛・三宅忠藏・喜多伊兵衛・半田藤吉・後藤勝造・杉山利介・伊藤松藏・神田直五郎・草鹿甲子太郎・長田大介・小倉莊太郎ほか一人で、四月一日役員会は幹事五人（兼松房次郎・岩原謙三・草鹿甲子太郎・米光源之助・後藤勝造）を互選した。この経過から見て、貿易業者である兼松らが名称変更以後も主導権を維持していた。「神戸実業家中の勢力家を集め居る」（『大毎』明治二十八年十一月八日）神戸実業協会は、商業会議所と連携して県や市、国に政策提言を続けていく。

明治二十八年十一月七日、神戸商業会議所総会は、神戸港拡張と税関修築費用の全部補助の建議を帝國議會に働きかけることを決めた。これは実業協会とも連動した動きだった。二十九年一月両会は、ほぼ同じころに上京運動委員を選び、積極的に請願運動を行った。

結局、第九議會（明治二十八年十二月二十八日開会、二十九年三月二十八日閉会）は、貴族院・衆議院ともに水道布設費補助（二年六万円、五年合計三〇万円）、波止場増設（二六万一千四六八円）、税関上屋倉庫等新設（二万八〇六円五〇銭）と、総計四八万円以上の補助を承認する。

しかし、神戸港拡張の工事費全体（明治三十年初頭で二〇〇万円ないし三〇〇万円と見積もられていた）の補助を認めたわけではなかったから、明治三十年二月二十日神戸港修築期成同盟会が結成された。同日選出された役員指名委員は、兼松房次郎・岡田元太郎・横田孝史・飯田勇記・草鹿甲子太郎・石川武夫の六人で、貿易業者主体の構成だった。

貿易業者と

彼ら貿易業者の間には、神戸商業会議所を改革しようという動きもあった。彼らは、会頭に

商業会議所

山本亀太郎（神戸銀行頭取 資本金三〇万円 設立明治二十年二月）か池田貫兵衛（第六十五銀行頭取

資本金一〇万円 設立明治十一年十一月、神戸電灯社長 資本金六〇万円 設立明治二十一年九月）、副会頭に滝川弁

三（マッチ業者 滝川工場経営）か直木政之介（マッチ業者、理事も「党派の人を去りて実業家のみ」とし、実務に

携わる書記も「有識の書記（百円以下五十円以上）を増聘」する案だった。商業会議所の神戸財界における独自

機能を強化する案だったと思われる。「神戸貿易商の一派」は、最終的に会頭に山本亀太郎、副会頭に有馬

市太郎（三井物産合名会社神戸支店支配人、米穀輸出入・日本米穀調査役 資本金二〇万円 設立明治二十年十二月）、

理事に杉山利介、後藤勝造（明治移民会社神戸代理人）、滝川弁三、岸本豊太郎（岸本銀行頭取 資本金一〇万円設

立明治二十七年十月）、喜多伊兵衛（兵庫倉庫頭取締役 資本金二〇万円 設立明治二十五年八月）を推す案をまとめ、

五月二十七日の総会で、全員が当選した。この日の総会は「今回の選挙は至つて無事にて競争がましき事は

少しもなく」と表されるように、貿易商の合議がリードしたものであった。ただし候補者の事前の同意はなかったようで、有馬はすぐに辞意を表明し、二十九日の最初の役員会には有馬に「就任を勧告する事」を決議した。有馬の辞意が堅かったため、六月一日の役員会では次点の岡田元太郎（兵庫船橋欄社長 資本金一万円 設立明治二十二年四月）に就任を勧告することを決めた。しかし岡田もまた固辞した。その次点者である桑田弥兵衛・池田貫兵衛・直木政之助らも辞したので、六月四日の役員会はついに再選挙を決めた。結局副会頭は岡田元太郎におちついた。

明治二十九年初頭には、農商務省による生糸検査所設置をめぐる周知事から神戸商業会議所に諮問があり、二月九日商業会議所の調査委員会は、設置の必要を認め、同時に関西同業者団体結成や倉庫設置なども要求した。同年四月生糸検査所が設置されたが、依然として「神戸港に於ける生糸の貿易は皆無」で、農商務省は神戸商業会議所に実状の調査を依頼した。田原神戸生糸検査所長の話では、関西で生産される生糸は約四万梱、うち一万梱を西陣その他国内で使用するとして、三万梱、約一三〇〇万円は横浜港を経て輸出しているはずだから、運賃を考えると神戸港での輸出は必要だった。その後、生糸貿易会社が設立され、三十八銀行・貿易銀行なども融資を始めたため、荷主の有利な立場が確保され、ために「本年の出荷は未曾有の好況」となり、神戸の有力な生糸貿易業の神栄会社だけでも八月末までに二〇〇〇梱を輸出した。

**兵庫部の
商工業者** 兵庫部の商工業者を統一することで神戸経済に関与しようとする新たな動きが現れた。明治二十八年二月三日に発会式を行った兵庫商工協会である。会員七〇人で、同日の総会において幹

事に岡田元太郎（神戸商業会議所副会頭）・泉谷文七（兵庫運送欄 資本金一・四万円 兵庫島上町）、常議員に辰巳忠

兵衛（兵庫運送御取締役）・岸本豊太郎・沢野定七（兵庫倉庫御取締役 資本金二〇万円 兵庫鍛冶屋町）・有馬市太郎・水渡甚左衛門を選んだ。幹事・常議員に選出されなかった発起人には、石川茂兵衛・井上忠兵衛・入江常七・長谷川弥兵衛・西田弥兵衛・筑井長左衛門・川西善右衛門・吉尾利八・中村謙蔵・前田徳左衛門・松田友之介・網盛弥兵衛・新井清右衛門・喜多甚七・北風半七ら兵庫部の問屋・海運業者が網羅されていた。事務所も兵庫肥料問屋組合に置かれ、「商業会議所の効用を直接間接に裨補し専ら商工業の発達を図り福利を増進せんとの目的」を掲げたが、特に神戸税関拡張運動を商業会議所と提携して行うことを決めている。

築港問題

税関拡張問題の成功の後、いよいよ本格的な神戸港築港問題が提起された。前述した明治二十八年一月の市会提案に続き、二十九年四月二十五日の市会に「兵庫港海岸改良計画ノ件」が提案された。これは兵庫港海岸改良計画を確定し、「其筋」に建議することで、将来の神戸港改良の基礎としようというものだった。同年五月十五日滝本甚右衛門・丹波謙造・高德藤五郎・加藤治郎兵衛四議員提案の「築港ノ義ニ付意見書」が可決され、県知事あてに建議された。そのため築港調査費二万七七一〇〇円の支出と臨時上京委員の選出も行われた。「意見書」は、「清事」（日清戦争）の後農商工業運輸交通貿易の「長足ノ進歩」が可能になったのに、拡張はなされず「唯天然ノ形状ニ任セ」られたままである、「東洋貿易市場ノ中心」たるために「兵神両港沿岸ニ一大築港」を築き「築堤ヲ設ケ」、「将来常ニ幾百隻ノ大小船舶安全ニ港内ニ碇泊」できる「東洋ノ一大良港」を切望する、と結ばれている。討論の中では、「我神戸ハ独リ神戸ノ神戸ニアラズシテ日本ノ神戸ナレバ（略）日本ノ為ニスル事業ナル」（丹波謙造）と神戸港を位置付けて提案されている（『神戸市会史』第一巻）。

明治三十年度の予算でも、築港調査費約二万六〇〇〇円が計上され、市役所に築港調査事務所がおかれることになった。明治三十年の前半に、横田孝史ら上京委員が選出され、鳴滝幸恭市長とともに関係省庁に陳情を繰り返した。調査事務所では、築港場所をめぐって三案が作られた。第一案は葺合村小野浜、第二案は高浜、第三案は湊川尻。市当局は、第一案を潮流などの関係から採用する腹案をもっていたが、湊西部つまり旧兵庫部の商工業者は市の中央にあたる第三案を支持して運動を開始した。

神戸港の貿易実績は急成長を続け、日清戦争前の明治二十六年には対横浜港比七二（横浜港九一五・四万円、神戸港六六二・三万円）だった貿易総額が、日清戦争後の明治二十九年に対比九一（横浜港一億三四四九・九万円、神戸港一億二八六・四万円）まで伸び、三十一年になって横浜港を凌駕した（横浜港一億九一三・六万円、神戸港一億九八二・五・三万円）。日本を代表する大貿易港となったことを背景として、神戸の築港期成運動は高まっていた。

明治三十二年一月結成された兵庫協会は、「本会は神戸市築港設計第三案を完成するを以て目的とす、但し此目的を達するまで神戸築港を延期する事」を掲げた団体で、一月二十三日に開かれた最初の懇親会は「来会者は殆ど兵庫部の紳士紳商を網羅し総数百四十余名」で「兵庫に於ける空前の大盛会」（『大毎』明治三十二年一月二十五日）といわれた。兵庫地域の実業家らが築港問題に積極的に関わろうとしたことが明らかである。懇親会で岡田元太郎が挨拶し、藤田松太郎が築港問題を報告したことから、兵庫部の実業家と市会議員らが主導権を握っていたと思われる。兵庫部は、神戸部とも協力できるという意向をもっていたようだが、実現せず、かえって両部の対立となった。五月大森鐘一兵庫県知事と鳴滝神戸市長の上京請願により、内務省か

ら市の請願書を正式に提出することになった。五月十三日、市参事会・築港調査委員会連合会議で、小野浜・湊川尻で同時に築港する設計案、総工事費二二〇万円を全額国庫支弁と決め、十六日の市会に諮った。以前からの対立を反映して、市会・市参事会・調査委員会での議論が続き、兵庫部の調査委員藤田松太郎が一時辞意を表明するなどの混乱が起きた。議論の中で、当初の小野浜・高浜・湊川尻以外に、鳴滝市長の提案した葺合・湊川尻両者に設ける案、神戸実業協会による鳴滝案に防波堤拡張を加えた案など五つものプランが浮かび上がって来た。兵庫部の湊川尻建設案は、仲町部の支持を得て、市会の多数を得る可能性が出て来た。この段階で新たな動きを始めたのが葺合同志会で、湊川尻案に反対して、実業協会案に賛成と唱え始め共同運動を開始した。神戸実業協会は、「神戸兵庫に於ける実業家の機関団体」で「会員百余名」、「何れも有力なる実業家」からなっている有力団体であった。実業協会の動きは活発で、委員二五人が市参事会や築港期成同盟会などを訪問交渉し、築港問題大演説会の準備も始めた。こうした動きによって、商業会議所も六月十六日の役員会で、岡崎高厚会員ほか六人の提出した「神戸築港問題に付商業会議所の意見を確定発表する件」を十九日の総会にかけることを決めた。実業協会は運動団体の元締め役割を果そうとし、六月半ば以来築港問題連合協議会を呼びかけた。七月五日の第三回連合協議会には六団体が出席し、協議会の意見を市の世論として採用するよう、市参事会や市会に交渉したが、難航していると報告された。協議会の築港委員長に松方幸次郎、副委員長に小曽根喜一郎を選んだほか、常任幹事に、実業協会委員の岡崎高厚・物集伴次郎が選出されるなど、主導権は実業協会が握っていた。市会や市参事会との交渉の困難な中でも、八月十七日の実業協会幹事会は「従前の方針を遂行せんこと」を決議し、十八日の八団体協議会に提案している。

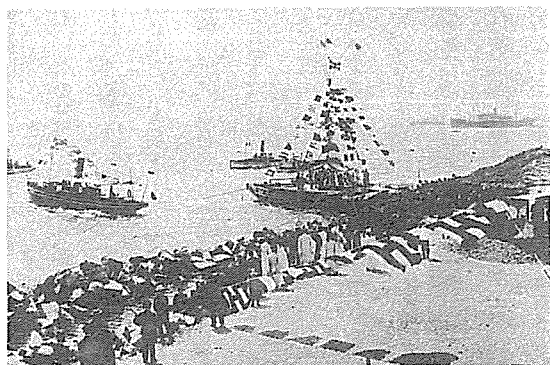


写真 22 築港起工式（基石沈下）（『起工式記念写真帳』）

ことを決めた。

明治三十三年十月二日の市会では、築港実現を一層推進するために築港調査委員会を廃止して築港準備委員会（二四人）の設置を決め、上京陳情を続けるなど努力したが、明治三十五年六月十四日の市会で「内務・大蔵両大臣ニ提出シタル稟請書ハ再調ヲ要スル廉アルニヨリ一時下戻ヲ請」うという決議のやむなきに至り、築港運動を中止することになった。

その協議会は、兵庫・神戸に築港委員事務所を設置し、「終日運動 其他の事務を採ること」「市会、市参事会へ再び懇請書を提出」「進んで中央政府に請願運動をなす」（『大毎』明治三十二年八月二十日）など積極方針を決めた。市会への説得行動は、二十日までに市会議員一七人の「公然同意を表したるもの」を獲得するに至る。この段階の協議会の意見は、「大防波堤」建設を主眼としていた。八月二十八日の市会は、協議会の意見を退けることができず、築港調査委員六人を選出して問題を委託した。これが問題の保留にしかならなかったことは、委員全員がすぐさま辞任したことに現れている。十一月になって市参事会が、ほぼ連合会の意見に基づく設計案を採用したため、二十七日連合会は同意することを決めた。明治三十三年三月兵庫交和会は、あくまで湊川尻案実現のため各部団体に交渉する

神戸港築港問題が解決されるのは、明治三十九年になる。阪谷芳郎蔵相が原敬内相に掛け合い、大蔵省主導型で実現することを認めさせ、同年九月来神した阪谷蔵相は神戸港修築計画を発表した。十二月十一日内務省の港湾調査会の承認を得たので、翌年二月修築予算一三一〇万円も帝国議會を通過し、ここに懸案の神戸港築港は実現に移された。

2 市街電鉄問題

摂津電気 明治二十七年には、資本金三五万円（七割を発起人負担）で、摂津電気鉄道が企画された。最初の

鉄道計画 発起人は谷新太郎・藤田松太郎・辰栄之介・武川吉三郎・馬渡俊朗の五人で、辰馬たき・鹿島

秀磨・辰馬喜十郎・中島成教の四人が加わった。尼崎町から葺合村加納町字滝道（神戸市内電気鉄道線と接続）という路線を予定していた。同年三月、摂津電気鉄道の予定線路国県道使用が臨時兵庫県会に諮問され、検討した県会郡部会は、承認を決議した。その後更に小西新右衛門・小曽根喜一郎・浜田篤三郎・梶源左衛門・伊達尊親・本城安次郎・神田兵右衛門・直木政之介・飯田敬三郎・今田禎次郎・岩田種吉・原田卯太郎・今井治兵衛・藤本六左衛門の一四人が発起人に加わった。同時に発起人以外に桜井米次郎・仲井源太郎・伊藤英一の三人にも株券分配を決めた。創立委員には、鹿島秀磨・村野山人・中島成教・岩田種吉・今田禎次郎・藤田松太郎・谷新太郎の七人を選び、藤田・谷を事務担当者、小曽根を会計担当者と定めて、明治二十八年一月下山手通六丁目に創立事務所を設けて、鉄道免状下付の運動を行った。

県会に続いて市会も、電気鉄道の市内里道使用諮問があり、七人の調査委員会を設置した。明治二十七年四月十三日の委員会では「総体議に於ては之を可決した」が「十分の責任を出願者に負はしむるの件」の「条件」で議論がまとまらず、最終決定とならなかった。反対したのは実業団体盈進会で、彼らは「市内に電気鉄道を布設しては市内商家の小売に大關係を及ぼすのみならず甚だ危険の事業」という理由で「中止されたい」と要求していた。市会調査委員会では、丹波謙造・小寺泰次郎・為田喜兵衛が「絶對的に反対」、山本繁造・横田孝史・本城安次郎が「条件づきにて許可」、藤田松太郎は「人道と車道の区別ある場所のみ之を許し他は当分之を見合すべし」という「折衷説」を主張して、まとまらなかった。反対論が強いのを知った鉄道会社は、いったん最初の案を取り下げ、「神戸布引の基点より栄町通り及び多聞通りより新橋を経て柳原停車場に至る本線路」(『大毎』明治二十七年六月二日)を再提出したいと、知事に申し出た。

この計画の発起人に加わったのは、兵庫県郡部の県會議員が最も多かったが、明治二十八年八月になって小西新右衛門ら二九人に、川崎正藏・丹波謙造・横田孝史・福島良助・矢田績・渡辺尚の六人が追加された。この月の県会に、発起人らは路線の大阪市上福島村への延長と、郡部県道敷設を申請していた。藤田ら大阪の有力資本家が同年五月計画した阪神電気鉄道案と競合する提案だった。

阪神電気 明治二十八年になると、外山脩造・住友吉左衛門・藤田伝三郎・松本重太郎・田中市兵衛・広

鉄道計画 瀬幸平・川上左七郎・今村清之助・原六郎・小川銷吉ら大阪の資本家を中心にした「阪神間の

電気鉄道」が企画された。資本金一二〇万円で、大阪府西成郡下福島村から兵庫小野浜造船所まで一九マイルを時速三〇マイルで走る計画だった。同年六月には、川崎正藏・鹿島秀磨・山本亀太郎・村野山人・岡精

逸・小曾根喜一郎ら四〇人を発起人として、摂播電気鉄道株式会社が計画されている。資本金二〇万円で、兵庫柳原踏切から国道沿いに明石に至る線だった。八月の県会に市部国道使用の許可申請が提出された。県会市部会・郡部会ともに、明治二十八年八月二十六日申請許可を可決した。

市内電気 貿易港を中心として急膨張を続ける神戸市に、市内交通は当然必要だった。明治二十三年十二

鉄道計画

月、山陽鉄道兵庫停車場から居留地間の市内馬車鉄道敷設案（大阪市の中村泰太郎ほか五人出願）が県知事から市会に諮問され、明治三十年三月にも、馬車鉄道（神戸棧橋側出願）が市会の審議にかけられた。同三十三年三月には、神戸市の事業として神戸停車場荷物揚卸場から東棧橋、東棧橋から葺合村浜辺通四丁目柴六倉庫・同五丁目入江まで馬車鉄道を敷設する案（工費総額一五万六五〇〇円余）が市会に提出された。市内交通は、まず馬車鉄道として提案された。

明治三十三年六月の市会では、藤原吉三郎議員の「馬車鉄道慎重調査」動議が成立し、三十四年二月二十日の市会に報告された。馬車鉄道は、明治十五年に東京・新橋―日本橋間で開業したのが最初で、明治三十六年に電化されるまで市内鉄道の主流だった。馬車鉄道の最盛期は、約四〇社が営業していた明治四十年代初頭とされており（和久田康雄『日本の私鉄』）、糞尿を撒き散らしながらもその便利さが重宝されていた時代だった。神戸市でも何度も馬車鉄道計画が出されたのは、電車が実用化されて間もないため動力源に不足があったためだが、明治三十四年の調査報告書が市会に提出された際、本多義知議員は「マズ電力ヲ用ヒル事必要ト認メタ」と補足して、電車による市内鉄道案に期待が寄せられるような段階にあった。

神戸市で電車による市内鉄道計画は既に明治二十六年にあった。日本最初の京都市の市内電車が開業する

二年前という早さである。同年九月に、池田貫兵衛・村野山人・鹿島秀麿・沢野定七・浜田篤三郎の出願した神戸電気鉄道株式会社と土居利正ら五人の出願した兵神電気鉄道株式会社の敷設願が、内務大臣宛に提出された。両者の出願について、同二十八年に県知事が市内国道の使用について県会に諮問し、県会市部会は承認した。市会は反対に否決しようとしたので、申請者らは国道使用を取り下げ、路線を変更するなど認可を得る努力を重ねた。しかし、市会は調査委員会を設置し、国道使用のいかんにかかわらず、「神戸市の利害」を検討すると決議した。委員会は、「差向き水道事業上金属腐食の問題即ち神戸市が海浜に臨める幅員狭少の土地にして地中に塩分を含む多く、為に電気作用をして一層腐食を助くるの実ある上は水道と電気鉄道とは両立すべからず、十六万の市民が健康を保持せんとする水道を犠牲として鉄道を布設せしむる必要なし」(『大毎』明治二十八年八月二十二日)と市会に報告した。この段階の市会の問題把握は、水道か市電かの二者択一であり、未だ総合的に神戸市の展開をとらえたものではなかった。

明治二十九年に入ると、市内鉄道が二つ出願される。神戸自動鉄道会社は、三宅忠蔵・滝川弁三・直木政之介・日野九郎右衛門らにより資本金三〇万円、石油発動機で鉄道馬車類似の車両を運行する計画は石田貫之助・浜田儀一郎・今井善右衛門・松田茂太郎ら同じく三〇万円の計画。彼らは、新生田川堤防から柳原停車場まで(前者の第一線路)、新生田川日暮橋詰から西柳原停車場まで(後者の第一線路など市内を縦横に網羅する鉄道を計画していた。これらも結局市会の承認を得ることができなかったが、戸数三万の新興都市は、市内交通網の整備を課題とするように発展していた。

神戸市に市内電車が認可されたのは、日露戦後の明治三十九年である。この年十一月、神戸電気鉄道株式

会社の第一期線・第二期線合計約二六キロメートルが内務大臣の認可を得たのである。これは、神戸電気鉄道株式会社の一三年間の出願と調整、陳情などの努力が実ったのであるが、もう一つこの時期の市会と市長の態度も市内電車実現の大きな要因であった。明治三十八年八月に市会が、市内電車は市営という結論を出したが、就任したばかりの水上浩躬市長が、財政上市営は困難で、「速ヤカニ解決ヲ要ス。速決ハ民営ノ外ナシ」と民営化論を打ち出したため、市会が再審議を行い、三十九年二月「市ノ敷設条件ヲ満ス会社アレバ民営ナリトモ支障ナシ」と結論を出したことが、民間会社による市内電車開通につながったのである。

3 日清戦後の「大事業」

上水道

日清戦争前の明治二十七年初頭には「神戸の五大私設事業」と称されるものがあった。市内電気鉄道敷設（村野山人・鹿島秀磨らの申請による神戸電気鉄道開業のこと）、海面埋立て棧橋架設、小野浜埋立て（山本繁造申請）、湊川付替え、兵庫運河（近藤薫申請）がそれである。それらが整理淘汰されて、日清戦後の明治二十九年から翌年には、「神戸市三大事業」として、上水道工事・港湾修築・湊川付替工事があげられている。

明治二十七年四月十三日市会は、水道敷設費国庫補助の件に帝国議会の支持を得るため、市会議員三人の上京を決めた。結局第六議会も解散となったため、国庫補助は得られず、二十三年第一議会以来の要求は挫折することになった。六月四日の市会は、敷設費五〇〇円支出を決定した。これまで、二十四年度九三五円二

〇錢、二十五年一四八円七五錢八厘、二十六年四二〇〇余円、と支出して来たが、二十七年には一〇〇〇円程度が見込まれていた。ようやく明治二十九年第九議会が三〇万円の国庫補助を承認したため（前述）、神戸市は一五万円の市公債発行も含め、一一五万円を総工事費とし、水道事務所、市制第六一条による常設委員として名譽職水道委員八人を設置した。

しかし当初の設計に見込み違いがあることが発見された。人口増・地域拡張・物価騰貴の三点について、市当局の予想を遙かに越えて、新興都市神戸が急激に発展したためだった。再設計では総額三二九万円の巨額となったため、水道委員長神田兵右衛門、水道委員直木政之介の二人が辞任してしまった。明治三十年二月、神戸市は水道公債九七万円を利子六分で三月末までに募集することとした。市民の応募は順調で、三月三十一日までに九七万円の予定額を超過した。五月二十七日奥平野浄水場敷地で地鎮祭を行い、翌二十八日起工式が、湊川西堤防金毘羅橋上手で行われた。

工事は始まったが、財源不足はどうしようもなく、同年六月水道委員神田兵右衛門ら三人が内務省に六八万円の国庫補助追加を要求し、以後鳴滝市長をはじめ関係者の上京請願がくり返され、ようやく三十二年三月その下付指令を受けている。工事も当初の計画分が完成したことをもって、三十三年三月通水式を挙行、四月から本給水を開始した。この年十二月末の需要者数は七五七七戸であったが、翌年には一万五一七六戸に増加した。

運河開削

明治二十六年十一月兵庫運河会社が、資本金三五万円で、近藤薫・武井守正・谷勘兵衛・藻川豊三郎らによって出願され、明治二十七年八月十日認可された。運河会社は、和田岬が突出し



写真 23 兵庫 運河 風景

ているために兵庫港の入港に困難を生じているとして、兵庫新川から八部郡駒ヶ林への本線、山陽鉄道停車場までの支線の二本の運河を開削し、中央に二万六〇〇〇坪の船舶繋留所を設置するという案を兵庫県知事に申請した。知事は、運河開削による障害の有無を神戸市会に諮問した。兵庫地域には「開鑿の急務を唱ふる者多く其着手を待ち受け居」（『大毎』明治二十七年一月九日）るので、市会は反対しないだろうと推測された。

神戸市会も林田村も申請を了承決議し、県知事の上申によって内務大臣も認可したが、三月になって紛議がもちあがった。運河とその周囲に一二町歩の田畑を持つ地主が買取価格と補償の点で、他の地主と異なる主張をし、会社が「遂に中止せんとせり」という事態になった。それを聞いて、買取を終わっていた地主たち（当該用地の八割にあたる）が騒ぎ出し、「全村の激昂甚だしく」、林田村会は同地主を「全村の公益を害するものとし知事に説諭を請願するの決議」をなした。調停は、武井伊右衛門や村野山人も行ったが困難であった。林田村の乾作兵衛ら地主一〇〇余人は、運河研究会を組織し、四月七日の総会で、①運河開削事業の賛成の復旧要求、②右の地主の所有地は最初の代価で承諾すること、③運河のため補償を要するときは会社が負担するとともに、林田村でも歩一税の新税源を設け対応すること、を決議した。この決議は

運河会社も村会議員も承諾したため、研究会の代表として乾作兵衛（地主総代）・藻川豊三郎（村長）が、不満をもつ地主と交渉した。会社との契約を拒んでいるのは右の地主一人ではなく、東尻池村の地主七五人であった。武井らは、明治二十八年三月「東出町・西出町・出在家町外三ヶ町地先海面埋立」許可を県知事に申し出、知事は市会に諮問した。三月六日に開かれた市会は調査委員付託を決め、委員を選出した（『大毎』明治二十八年三月九日）。

右の地主に土地収用法が適用されることになり、審査委員会は、一坪平均二円五八錢、井戸一個六一円など好条件を認めたため、開鑿会社は本線支線の路線計画を変更し、直線を曲線に、支線の幅員一〇間を八間とした。ようやく明治二十九年一月起工式が行われ、明治三十二年十二月完成した。工費約六〇万三〇〇〇円で、当初予定の二五万円を大幅に上回る難工事であった。

兵庫海岸埋

め立て問題

明治二十八年夏、兵庫部の有力商人である神田兵右衛門・神田甚兵衛・湯野常七・湯野清兵衛ら二五人は、兵庫海岸埋め立てに関する上申書を周布県知事に提出した。彼らは、兵庫港が「天然の寄洲」のために風浪の影響を受け易く、船舶の出入りが不便になっていたために、海岸を埋め立て港灣改良に着手することを願っていた。幕末期の開港以来三〇年余にして神戸港が繁栄の中心になっていることに対する、兵庫部の地盤沈下回復策の一つだった。二年前に八部郡運河会社が、運河開削の土砂で兵庫海岸を埋め立てる案を兵庫県に出願したが、この年の夏になっても許可されなかった。そこで神田らは、八月初め上申書を以て「我々町民は之を以て最も策の得たるものと信ずるが故に早く同会社の素志貫徹せしめられた」と訴えたのである。県の回答は、この埋立てを不必要とは考えないが、神戸市会に諮問して

いるのでそれを待っているとした。神戸市の経済発展策を構想した場合、神戸港と兵庫港をどう位置付けるかは、市会では未確定の時期だった。

湊川改修

湊川付替えは、以前鴻池善右衛門・藤田伝三郎が出願していたが、その後神戸市の川崎正蔵が譲り受けていた。明治二十七年一月になって鴻池・藤田が、下河辺貫四郎・田中市兵衛・村野山人・小曽根喜一郎・鹿島秀麿・横田孝史・池田貫兵衛と交渉し、共同事業として遂行することとなり、資本金五〇万円の湊川改修株式会社を設立することになり、一月二十二日兵庫で発起人総会を開いた。

二月五日同社の創立委員会が開かれ、大阪から土居通夫・田中市兵衛・下河辺貫四郎が参加した。六月五日の発起人会は、用地買入れを創立委員（大阪三名、神戸三名）に一任し、発起人に大倉喜八郎と市会議員楢谷平八郎を加え、支配人として兵庫県土木属岡本節麿を傭聘することを決めた。

改修について市会には必要を認めたが、住民の間では不安の声もあった。これは兵庫部永沢町・三川口町・柳原町の住民らで、会下山工事による「堤防破壊等の恐れ」から、代替案を市参事会に提出する計画のものと、「絶対的に附替の必要なし」との署名を集めているものがいた。

反対の声は強く、明治二十九年大島兵太郎・後藤勝蔵ほか八人は、内務大臣に湊川改修反対の陳情書を提出した。同年七月、今井善右衛門・草鹿甲子太郎・小野寺勝ら二五〇人は、湊川改修を私企業に委任するのを中止し、市事業として行うべきだとの第二回陳情書を提出するために、草鹿らを上京させた。七月末には、杉本定五郎・和田四郎兵衛・丹波助次郎・阪本善七ほか一七〇人の連名で、第三回の陳情書が上京委員のもとに送られた。

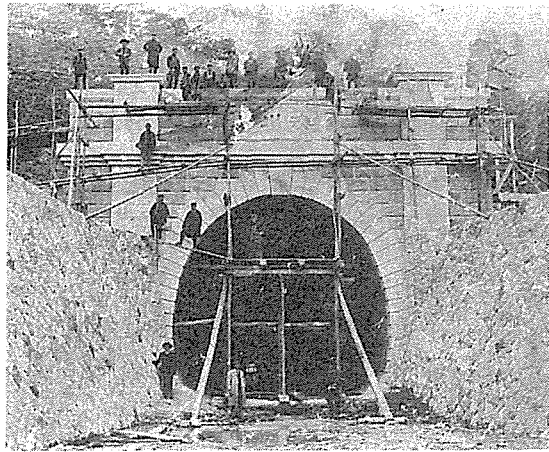


写真 24 湊川付替工事（会下山トンネル）

湊東区会が高浜埋め立て地を売却したことに対して、名望家からなる湊東協和会は、区会の責任を問うための運動を七月二十三日の総会で決めた。このころ湊東区では、高浜埋め立て地売却・湊川付替え・五郎十郎池売却が問題化しており、新たに自治有志会が、丹波助次郎・仁田市次郎・高井義見らによって組織された。

十月には湊川改修会社に藤井一郎元明石郡長と谷勘兵衛が加わり、付替え許可を求めて上京した。こうした情勢に反対派は、草鹿甲子太郎・今井善右衛門を上京させ、内務省に反対意見を陳情し、十一月三日には湊川堤上で反対派の大懇親会を計画した。結局、十二月十二日湊川付替えと湊川川尻海面埋立ては、内務省から許可された。そこで湊川付替反対同盟会は、十二月十三・十四日の幹事会で、事業の純益から「相当の寄付」を神戸市に差し出させ、設計にも注文を付けることを、総会に提案することを決めた。

事態を変えたのは、明治二十九年八月の大水害だった。湊川の堤防が一〇〇メートル以上にわたって決壊し、仲町部一帯に浸水、死傷者数百人、浸水八〇〇〇戸、流失橋梁六という大惨事となったのである。

兵庫県は、同年十二月出願を許可し、明治三十年八月湊川改修会社が設立され、十一月に起工式を行い、

九万七〇〇〇円の工費を費やして明治三十四年八月完成した。

運河開削と湊川改修、この二つの工事は、神戸市の発展策として必要なことであり、資産運用の点からそれらにかかわろうとした有力者も多かった。兵庫運河は、兵庫運河開鑿会社以外に、神田兵右衛門・石田貫之助・高瀬藤次郎ら外二組が計画していたし、湊川改修も、内海忠勝・藤田伝三郎・村野山人以外に二組の計画者がいた。地主や商人、実業家などのほか、官僚や貴族院議員までが加わって、神戸市の発展計画に参画し、利益を獲得しようとしていたところに、新生都市神戸の特色があった。

4 都市改造

学区と課

税問題

明治二十七年十一月、湊東区会は、小学校敷地買入れを認め、購入資金を家屋割で区民に賦課した。借家経営を行っている家主たちは「大不平」で、「斯くの如きは我々の信用する能はざる議員なれば自ら処決する事あれ」との勧告文を区会議員に送り、「共同会」なる団体を組織した。従来から名望家で組織されている湊東協和会は、十二月五日の総会で、会頭小野寺勝（弁護士・副会頭山中巖・委員二〇人）を選挙し、決議に基づき「家屋税不当賦課に付き市長及び区会議員に向て質問書」を七日送った。協和会も家屋所有者のみへの課税に反対で、「其他（譬へば土地所有者の如き）」への課税を求めているが、「其他」の中に借家層も含まれるのは明らかだった。小学校教育費を地域で負担し、維持するという「学区制度」が存続する限り、課税問題は必至であり、後の「学区廃止問題」の端緒をつくるものでもあった。

新市街と都市

明治二十七年四月六日の神戸市会は、兵庫海岸西出町から島上町にいたる道路を六間半

基盤整備計画

(約一一・七メートル)に拡張するため、土地買収や工費として四万一六六四円の支出をきめ

た。翌年三月六日の市会には、同じような道路改修案が提案されたが、「近來希れなる激論を生じた」。議案は、神戸市海岸五丁目から花隈町を直線に山本通六丁目に道を六間に改修するもので、費用六万二六四六円七四銭五厘だった。桑田弥兵衛・小寺泰次郎らが反対し、鎌田覚蔵は全市の統一改修方針確立が先決だとして、技師を呼び出して質問したが、結局結論は先延ばしとなった。翌日の市会も「長時間の激論」となった。三人の市会議員(桑田弥兵衛・上田栄次郎・加藤治郎兵衛)が家屋税賦課等級修正の建議案を提出したが、小寺が反対し、桑田の修正論と対立した。折衷説として丹波謙造は修正定率を売買実価によると提案したが、原案・折衷案ともに賛成少数で消滅した。都市化の拡大によって地主や借家経営者の利害が対立し始めていたのである。

明治二十八年十二月七日の市会は、兵庫県に対し「市内道路大改修を要するにつき地方税より毎年度補助を仰ぐ」と要求し、まず下山手通七丁目から湊川東堤防までの新道など四本の改修を決めた。市内埋火葬場を廃止して、夢野と春日野に集中するための設計委員の選出、「完全なる避病院を建築する為め」もと監獄敷地三三三八坪一合三勺を一万五〇二一円五八銭五厘で買収すること、の二件も同時に決めた。

明治二十九年七月、神戸のガス会社の申請が二つ出された。岡精逸・神田兵右衛門ら十数人の発起による資本金五〇万円のもの、浜中八三郎・杉山利介・横田孝史ら十数人の発起での資本金五〇万円のものであり、河川にガス鉄管を引き点灯用・製造用の両方に使用するなど計画は似ているが、主体が異なっていた。まも

なく藤田松太郎・上田栄次郎・大庭竹四郎・谷新太郎ら十数人の発起による資本金二〇万円のガス会社も申請されたので、同時期に三つもの計画が進行していたことになる。いずれも、大阪の資本家を含んでいた。明治二十九年八月三十一日の暴風雨で、湊川東堤防が一〇〇メートルほど決壊し、八〇〇〇戸が浸水した。その時の報道で明るみに出たことの一つに、決壊箇所附近一万坪（約三町）の所有者が田中市兵衛だったことがあげられる。大阪の紡績資本家である田中が、神戸の田畑を買収していたのである。ガス会社への大阪の資本家の出資といい土地買収といい、神戸の産業の発展とそれに伴う都市化への期待を示したものであり、それは京阪神一円の資本家たちの共通意志であったと言わなければならない。

道路を何に使うためにどう改良するのか、それを何に使用するのか、使用計画は私企業に任せるのか、市の主体性を主張するのか、などいずれの都市でも抱える都市改造計画と公私の分担が、神戸市でも登場する時期となっていた。三つのガス会社は、兵庫県から合同を勧告され、話し合いの結果、周布兵庫県知事、鳴滝神戸市長・秋山兵庫県書記官に一任することを九月中旬決めた。十月に入ると、知事の調停案がまとまった。案は、資本金を五〇万円とし、神田・岡派は一九万円（三八〇〇株）、杉山・山本派は一七万円（三四〇〇株）、藤田・谷派は一四万円（二八〇〇株）で分割するというものだった。この案を受け入れた三派は、十月二十四日発起人総会を開き、神戸瓦斯会社という名称、三派に配分された出資額、各派一〇人の発起人、その三〇人の中から創立委員七人の互選、などを決めた。

土地や家屋取引のための会社がいつ設立されるのかも、都市化の進展度合を計る一つの目安である。神戸市では、日清戦争後に都市化が著しい。つまり日本資本主義が、アジア市場に大きな地歩を築いた時、神戸

市の都市的展開が本格化するのである。

明治二十九年九月に斯波与七郎ほか六人が神戸土地家屋株式会社の設立申請をしたが、伊藤長次郎らも同様の計画を提出しようとしたため、両者は合同して、九月二十六日伊藤・斯波・三宅忠蔵・米沢吉次郎・堀謙次郎・建野郷三ら三人による、資本金五〇万円の神戸建物株式会社が設立申請され、十二月一日認可された。建野のような元大阪府知事という官僚も加わっているが、中心は神戸・明石の地主層だった。同時期に、小曾根喜一郎のグループ、石田貫之助のグループの計画があった。いずれも「土地家屋の売買と建築請負とを営業する株式会社」で、都市化の進展を見越してのプランだった。同様の会社として、神戸肥料株式会社、会社の設立をあげることができる。明治二十九年十二月下旬、神戸市の前田荒吉・山田愛三・中村幸介・田中広介・丸山八百松・山田丈太郎ら一五人が発起人となり、「市中各戸の人糞を汲除し之れを農家に販売」する資本金五万円の会社を、神戸市三宮町二丁目に設立する計画だった。都市化と都市近郊農業の発展度を考慮すれば、都市衛生の処理物を販売して利益をあげるといふプランは当然登場すべきものだった。しかし、農民の側からは反発が予想された(第三章二節参照)。

都市財政 の問題点

明治二十九年年度の市財政が、二十九年三月二十三日の市会で決まった。歳出は、総額七万五〇七二円三九銭八厘で、役所費二万四六一三円、土木費一万五五九〇円、避病院敷地購入費一万五〇二二円、道路更正費七一一八円が主なものだった。『大阪毎日新聞』(明治二十九年三月二十八日)はこれを批評して、この額は「戸数三万の都市に対し頗る多額」だったが、「人家の増加と繁栄の進歩は著しく毎年収入に於て巨額の残余を生ずと云ふ」、これは「神戸市将来の隆盛を期すべし」と樂觀的に述べた。

記者の根拠は、「新開地の事として新事業の頻々として興起」しているから、「税源亦多」ということにあった。例えば土地家屋売買の際、価格の一〇〇分の一を徴税する歩一税で、明治二十九年度の場合二万二九八五円あった。しかし、歳入を調べると、表86のように、市税が八五・二%を占め、市税の三六・〇%を歩一税が占めるという構造になっていた。歩一税は、明治二十六年度の予算で初めて提案され、二十六年四月十日の市会で決定された。「土地又は建物の売買譲与の場合、買主又は譲受人にその価格の百分の一を賦課」するもので、現在の不動産取得税にあたる。

市税は、国税附加税、地方税附加税、特別市税の三部分からなる。国税附加税は、直接国税に付加する地租割(市制施行時Ⅱ明治二十二年度から)・所得税割(明治二十七年度から)・営業税割(営業税が国税化したのに伴う明治三十年度から)・取引所営業割(明治四十二年度から)・売薬営業割(大正二年度から)などである。間接国税に付加する船税割・車税割の二つは明治二十六年度から同二十九年まで徴収された。

地方税附加税には、市制施行時には営業割と家屋割の二つだけだったが、明治二十七年度に営業割から雑種割を独立させたが、新府県制の施行により同三十年度から地方税附加税そのものが廃止される。

特別市税は、幾多の変遷はあるが、明治三十年度からは四種(歩一税・家屋税・営業税・雑種税)、明治三十二年度から大正七年度までの二〇年間は戸別税を設置して五種になった。

いずれも法的に税率上限を設定されていたから、おのずと限界があるものだった。新開地として土地開発

表 86 明治29年度市費歳入
(予算)

項 目	予 算 額
使用料及手数料	円 2, 420. 93
雑 収 入	214. 301
交 付 金	4, 346. 476
市 税	63, 912. 191
前年繰越金	4, 078. 50
合 計	74, 972. 398

資料：『神戸市統計書』

が進行している間は歩一税に依拠した財政が維持できるが、開発が下火になると税収に困難が生まれるという問題を抱えていた。それ以上に歩一税は毎年大きく変動する不安定なものだった。いきおい既に居住している住民に課税する家屋税や戸別税に依拠することになり、特に家屋税は主要財源として税率がほぼ毎年改正された。だから都市に必要な社会資本を整備し、その使用料収入に依存する都市経営が求められた。市有財産の使用料収入は、市有財産の形成が困難だから、遊園地使用料や里道使用料などわずかなものに止まり、それを補うものとして期待された報償金も、神戸瓦斯株式会社（明治四十一年度から、純益の一〇〇分の五）、神戸電気鉄道株式会社（明治四十三年度から、純益の一〇〇分の五）、阪神電気鉄道株式会社（大正二年度から、毎年一〇〇〇円）と報償契約を行ったが、増加を見なかった。

日清戦後の明治二十九年年度予算の歳入は、一挙に三万三六三円にのぼった。しかしその六割を占める一八万円は市債という借入金によるもので、道路拡幅費四万円余、築港調査費二万七〇〇〇円、堤防復旧費二万五〇〇〇円など社会資本整備費用は市債でまかなわれ、将来の収入をあてにして進められた。しかしその後の貿易と産業革命の進展は、市民自身の一層の負担を可能にしていた。

五年後の明治三十四年度の歳入は、八倍以上の伸びを示し、都市政策の大展開を保証するものとなっているが、その構成も変化している（表87）。市税の割合は約八〇%とやや低下したが、その内容が

表 87 明治34年度市費歳入（決算）

	金 額
使用料及手数料	9,766 ^円 (1.3%)
雑 収 入	55,897
前年度繰越金	51,959
国税徴収交付	12,056
国庫補助	18,356
県税補助	4,062
市 税	599,375 (79.8%)
合 計	751,475

資料：『神戸市統計書』

第二節 都市改造の進展

表 88 明治34年度区費歳入（決算）
（単位：万円）

区	歳入	主 な 内 訳		
		市税	雑収入	財産収入
葺合	2.7	1.7	0.6	0.1
神戸	9.1	4.7	1.8	0.4
湊東	5.6	3.9	1.2	0
湊西	9.6	6.9	1.6	0.6
湊	1.0	0.4	0.1	0
林田	1.8	1.4	0.2	0

資料：『神戸市統計書』

変化した。営業割が二五・七％、特別雑種税が二一・九％、所得割が一九・三％と多くを占め、歩一税は四・五％と激減していた。商業・工業の発展が、神戸市の財政構造に直接影響を及ぼしていたことが明確である。

日清「戦後経営」の展開によって一層圧力が加えられていた地方財政圧縮政策のなかにあっても、新興貿易都市には社会資本の急速な整備が求められていた。明治三十三年度に続いて、明治三十四年度も国税附加税の限度を超過して課税せざるを得なかった。三十四年度の場合、地租は限度一五銭に七五銭を加え、所得税・営業税には制限五〇銭に二〇銭を加えて、本税の額に近いものとなった。これにはこの段階では、市会の決議の後、内務大臣・大蔵大臣の許可が必要で、五月二十四日認可が下りた。これにより制限外徴収の総額は、一一・三万円（地租割三・五万、所得割三・五万、営業割四・三万）になり、市税の一九％、附加税総額の三六％を占めた。このことは、制限外課税が都市財政に不可欠のものとなっていたことを示しており、実は税体系そのものの再検討もすでに組上に上っていたのである。

この時期の都市財政のもう一つの問題は、区費の存在だった。表88にあるように、独自の財産からの収入はほとんどなく、市税と同様に直接国税の附加税を課し、徴収するものが主だった（表の中の「市税」にあたる）。おおむね地租で五％（二円につき五銭）を課し、その他に家屋一軒に四銭三厘（神戸部）から七銭七厘（湊西部）を課するのが葺合区・神

戸区・湊東区・湊西区、湊区と林田区では家屋税の代わりに田畑・宅地に一反四〇銭から七〇銭を課税していた。地租割の五％は、市税以外の課税であり、市民には一層の負担となるものである。しかもその決定権は、依然区会が握っていた。区の歳出の殆どは教育費（小学校費）に当てられるとはいえ、市全体の財政を市と市会が完全に掌握できないシステムであった。そのため区会の廃止は、市政の全き展開には不可欠だったが、区有財産をもち、区会が名望家の合議体と化している状況では廃止は容易ではなく、市会が区会廃止意見書を採択するのは後の昭和八年十二月であった。

日清戦後の産業の発展が市税の伸びを保証し、都市建設を可能にしたのだが、しかしそれは下層社会の住民への施策を伴わないものであった。明治三十四年四月の市会では、須田藤吉（湊西部、一級）議員が「近來区費市費の額非常に多額となり家屋税の課税率追々増加し細民の生活上に影響を来すことなれば当局者は他に税源の調査あるや」（『大阪朝日新聞』神戸付録 明治三十四年三月二十三日）と質問している。「細民の生活上」に思いを寄せなければ、少なくとも都市運営が円滑に行われないとの認識が生まれていた。明治地方自治制が成立以来抱えている財政問題、すなわち独自税源が少ないためにいわゆる「細民重課」になっている現状を直視したのである。社会問題として下層社会に注意が寄せられ、政策が問題になるのはもう少し後、日露戦争前後であることから考えると、おそらく神戸市の港湾都市としての性格から、須田のような発言が生まれたものと思われる。神戸労働会社の誕生に見られるような、港湾の運営は力役労働者に大きく依存し、かつそれを目的に西日本一帯からの労働力流入が進行しているのが、この時期の神戸市だった。

5 営業税反対運動

営業税法 明治二十九年一月、第二次伊藤博文内閣は、日清「戦後経営」遂行のためとして、営業税法案の制定を第九議會に提出した。三国干渉のち、対露報復政策を求めていた議會は、ほとんど無条件

で同法案を可決したから、営業税法は三月二十八日公布、翌三十年一月一日から施行されることになった。

営業税は、物品販売業・製造業・銀行業・保険業・運送業・仲買業など二四業種を課税対象とし、「最下層の零細業者および若干の特定業種を除いて、商工業者がほぼ網羅して課せられる租税」（江口圭一『都市小ブルジョア』運動史の研究）だった。そのために、ほとんど抵抗しなかった議會とは対照的に、商工業者は縮小や対象撤廃、さらに全廃を求める運動、また施行への抵抗運動などさまざまなレベルでの営業税反対運動を全国的に繰り広げた。明治二十九年四月福岡市で開かれた第五回商業會議所連合会の決議により、営業税法審議のため、臨時連合会が十一月十九日から二十五日まで東京で開催された。神戸商業會議所からは、山本亀太郎会頭・岡田元太郎副会頭が参加した。臨時連合会では、東京商業會議所が提案した、営業税法とは別に、営業収益を標準とする会社税法制定と税率低減を求める「営業税法改正意見」を審議した。討議の結果、会社税法制定はあきらめ、税額の相当軽減を主眼とする営業税法修正意見を可決し、政府あてに建議した。第一〇議會も商業會議所等の請願を採択したが、営業税法は既定のとおり、明治三十年一月一日施行された。

まず同年一月三十一日までに賃貸価格や従業員数などを登録することになったが、不明確な課税標準をめぐって「今や海内の営業人は騒然として収税吏と論争を事とせり」（『東京経済雑誌』八七一号）と評されたように、各地で混乱が起きた。神戸市では、雑貨商で手続きに疑問をもつ人が多かったようで、一月末の神戸雑貨組合「事務所の雑踏一方ならざりし」様相を呈した。各地では、七月の納税期に向けて活発な運動が起きるが、神戸市ではそれほど組織的な運動はなかった。これは、神戸の実業界が減税問題をかならずしも重要課題と考えていなかったことを示している。明治三十年の神戸の実業界が追求していたのは、まず神戸築港問題だったのである。二月から四月にかけて、各地の商業会議所で営業税法改正意見がまとめられていった頃、神戸商業会議所では一月、二月と連続して「神戸築港修築要望書」、「神戸築港大阪築港利害較差意見」、また「神戸港修港意見書」を作成し、上京委員を出して、議會や省庁への陳情に走っていた。二月二日市内の商工業組合長らを集めた會議も行われたが、それら組合の「連署を以て貴衆兩院へ修築に関する一篇の請願書を提出する事に決し」たにとどまる。地元の有力紙『神戸又新日報』も社説「神戸修港論」を二月下旬一回にわたって連載し、実業界の運動を支援していた。

營業稅反 對運動 ようやく五月の『東京經濟雜誌』に「各地商業會議所の營業稅改正意見摘要」の一つとして「神戸商業會議所意見」が掲載され、会社・銀行を課税対象から排除、会社税法・銀行業税法の新設、營業税法の課税基準の変更、歳入不足は市街宅地佃修正か家屋税等の新設で行うことなど五項目と紹介されている（八七八号）。商業會議所を動き出させたのは、実業組合の働きかけによる。六月十日頃、神戸菓子商同志会は、「營業稅に関する建物賃貸價格の改正及徴収法の改正」を議論し、「異議なく之が改正運動

に着手する」ことを決議した。神戸商業会議所では、六月五日に「当市の実業家」から営業税「取扱上の実況」を聞き取ったが、「参合せし当業者は大いに営業税の不都合を鳴ら」した。以後十日まで、会議所の聞き取りは続く。『神戸又新日報』に二回に分けて紹介された「営業税に係る非点」によれば、菓子組合・燐寸組合・薪炭商組合・旅人宿回漕業組合・染物業組合・段通業組合など多くの同業組合が、課税標準や税務署の対応などに強い不満をもっていることが明らかだった。会議所の営業税調査委員会が、具体的な意見をまとめる活動を開始するのはこの聞き取り作業以降の六月中旬だった。六月二十三日の調査委員会の結論は、「営業税の不備不完」をあげて、課税「標準を単一なる営業利益となし其商部類の如何たるに拘らず一箇年二百円以上の純益（営業資本之利子、雇人給料並に食料営業上の公課其他必要費用を控除せしもの）あるものに對し等差階級を設け加率に依て徵税をなすの方法に依らんことを希望す」との「営業税改正意見」をまとめた。これが七月六・七日に大阪商業会議所で開かれた全国商業會議所連合會畿内部會に提出された神戸商業會議所の提案だった。畿内部會は、營業税法全廢ではなく、改正案を論議したのであり、十五日に決議された「改正案」は、大阪商業會議所案を原案としたため、物品販売業や製造業などは売上金・収入を、会社組織は純益を標準とすると区別していたが、後者は神戸商業會議所案と同じ修正点であった。

神戸商業會議所には、県下の郡部からも要請があった。五月末、多紀郡篠山町の一〇八人が「營業税法中市と町村を區別」するよう陳情書を商業會議所に届けている。直接の働きかけが神戸商業會議所になくとも県下の各地で營業税は問題化していた。豊岡町では、「再調査の上減税せんことを請求」する税務署交渉を繰り返している。姫路市では、營業税問題をきっかけに実業協會が組織され、永続化する。

明治三十年十二月、東京で開かれた臨時連合会では、東京・横浜・金沢・京都の四会議所が全廃案を主張し、神戸・函館などが修正案を主張したため、いったんは全廃・修正の「何れを主とし何れを従とする等の事は決定せず営業税の不法に就て政府に建言すべき」と決まるが、翌八日に採決を行うことになり、修正案二人、全廃案二三人という僅差で「臨時全国商業会議所連合会は営業税法を廃止するの建議をなすことに確定」した。この会議に、神戸商業会議所は修正説をもって、岡田元太郎・横田孝史・岡崎高厚の三会員が参加したが、会頭・副会頭の二人が参加した前年に比べて神戸の意欲は減退していた。

明治三十一年一月十五日、神戸商業会議所役員会は、岡田元太郎が提出した「営業税徴収意見」を審議した。商業会議所の調査では、会員の意見を「営業税法全廃の事は勿論望ましくけれども之に代るの税源を見出すこと頗る困難」と把握しており、以後神戸商業会議所の営業税法改正運動に対する熱意は弱くなっていった。

6 都市の政治

予選体制 の成立

明治二十八年四月、第三回市会選挙、つまり神戸市会議員の半数改選が行われた。前年末の人口調査で、一六万五五一六人となっていたため、定数を三人増の三九人にし、改選数に増員選挙も含め二人の選挙を行った。有権者は二二二五人だった。

葦合区は前任議員再選が予定されたが、他の各部はいくつかの団体の間で競争があった。

第二節 都市改造の進展

表 89 第3回市会選挙(明治28年)

等級	1 級			2 級			3 級		
区	氏 名	党派	得票	氏 名	党派	得票	氏 名	党派	得票
葺合	(改選なし)			◎長浜清次郎		13	◎滝本甚右衛門 内海 忠勝 井上藤治郎	改進	89 1 1
				山口善兵衛		11			
				(増員選挙)					
				小林 春城		13			
神戸	◎小寺泰次郎 ◎渡辺 尚 ◎船井長四郎 杉山 利介	自由	9 8 6 3	◎半田 藤吉		31	◎藤原吉三郎 ◎森田佐右衛門		130 129
湊東	(増員選挙) ◎滝川 弁三 中島 大二		7 7	◎友成徳二郎 ◎滝川 弁三 福橋 亀吉 小林 重質	改進	22 20 19 16	(改選なし)		
湊西	◎須田 藤吉 ◎湯野清兵衛 ◎生田 元七		15 14 12	◎牧野 栄助 ◎杉野定五郎		76 72	◎木村 佐七 ◎加藤治郎兵衛 ◎上田栄次郎 ◎神田直五郎	改進	321 308 290 153

(注) 推薦、運動展開などが明確な候補者に限った。◎印は当選

党派略称は、自由＝自由党、改進＝改進黨。

湊東部で滝川弁三が、1級・2級両方で当選し、2級を辞退したため、4月29日補欠選挙が行われ、松原良太が21票で当選した。(投票21)

資料：『又新』。

神戸区は、「改進黨と見做さるゝ」青年協会が一級に小寺泰次郎・船井長四郎・為田喜兵衛、二級に半田藤吉、三級に藤原吉三郎・森田佐右衛門を推薦したが、「自由派と称する一致協会」は杉山利介・吉川藤五郎・西脇重兵衛・今井善右衛門・中口勝次郎らを推薦した。

湊東区(仲町部)には三交協会と協和会の二つの団体が対立し、協和会派が一級に中島大二、二級に小林重質・伊勢徳三郎の推薦、協会派が一級に

滑川秀堅、二級に滝川弁三・友成徳次郎の推薦をそれぞれ決めていたが、両団体の話し合いで、一級は中島大二、二級は滝川弁三・友成徳次郎を候補と決め、友成徳次郎(二級)の再選には異議がなかった。

湊西区は、東出町・西出町・湊町で作る団体が強力で、一級に湯野清兵衛・須田藤吉・神田兵右衛門、二級に牧野栄助・杉本定五郎、三級に岡田元太郎・有馬市太郎・加藤治郎兵衛・上田栄次郎の推薦を決めた。

地域の名望家による予選が活発に行われる一方で、「神戸全市を通じて自由党は更に競争に手を出さず傍観し居るの傾きなり」(『大毎』明治二十八年四月十八日)と政党は手を出せない状態だった。青年協会は改進黨、一致協会は自由派と考え、この選挙で「市会における政派の出現は(略)次第に色彩を帯びてきたことが認められる」(『神戸市会史』明治編)という評価もあるが、自由党、改進黨の旗を掲げての選挙は、当初から行われており、第三回選挙ではそれらの党派の看板を掲げず、名望家団体を設立して地域の合意を得る努力を始めたところに、新しい特徴があったと見るべきである。

明治二十八年四月、神戸商業会議所会員の半数改選が実施された。市会選挙が地域名望家団体の予選と話し合いで事実上決着していたように、この場合も全市的な実業協会を中心に、地域毎の名望家団体によって調整された。調整団体は、神戸実業協会・兵庫商工会・材木倶楽部・兵南倶楽部・一致協会・兵庫実業青年会・愛友会で、

神戸区 兼松房次郎・池田貫兵衛・西口清介・山本亀太郎・中西市二・大島兵太郎・中川栄次郎・三宅忠藏・後藤勝造・杉山利介

湊東区 直木政之介・坪井多三郎・滝川弁三

兵庫区 岡田元太郎・沢野定七・長田大介・北風半七・泉谷文七・辰巳忠兵衛・筑井長十郎の二〇人を候補とし、「各団体は一致して運動し」た。

明治二十九年十月県会議員の半数改選の選挙が施行された。神戸市部では、十月初めに神戸区四人（うち一人は葺合、湊東区で二人、兵庫区と編入村から四人の割合で選出することとして、今回の候補者の確定に入った。ところが、今回は神戸・葺合・湊東・兵庫・編入村と、事実上五部で構成されることになったため、総計二〇人の候補者が「運動隠然に行はれ」たため、同月中旬には「遂に四分五裂の結果を呈し」た。そこで、市参事会員の直木政之介・丹波謙蔵、市会議長池長通らが、再度調整して、神戸区Ⅱ桑田弥兵衛・滝本甚右衛門、湊東区Ⅱ高德藤五郎、兵庫区Ⅱ加藤治郎兵衛・鎌田覚蔵の五名を候補者と決めた。

十五日の投票では、この五人が二七票から二三票の得票で当選した。郡部では、自由党二〇人、進歩党一人となり、「神戸市部五名の議員が進歩党と運動を共にするの行掛を今後も継続するもの」を加え、県会議員は、自由党二二人、進歩党二二人の「互角の形勢」となった。

明治三十一年四月の第四回市会選挙は、「政党政派の勢力が市会議員の選挙にも影響し、これに支配されるようになった」「画期的な選挙であった」（『神戸市会史』明治編）と評価されている。有権者は日清戦後の貿易の発展を背景に営業税国税化の影響により三〇二七人になった。湊東区では、協和会と青年会が交渉して中央倶楽部を組織し、候補者の推薦を行った。

明治三十二年第四選挙区で市会補欠選挙が行われることになり、七月三日兵庫交和会は予選会を開き、四人の会員が一級鷲塚貞操、二級室谷藤七、三級臼井雪次郎を候補と決めた。

表 90 神戸実業協会推薦の候補者

候補者	備考
日本紙類貿易(株)	資本金 7 万円, 社長岡崎高厚
本 多 精 二	(質商)
本 多 義 知	(隣寸)
小曾根 喜一郎	阪神電気鉄道(株)〔資本金150万円〕取締役, 摂津電気鉄道(株)〔資本金150万円〕取締役, 日本毛織(株)〔資本金50万円〕取締役, (地主)
小 倉 庄 太 郎	神戸貿易(株)〔資本金10.5万円〕, (貿易商)
小 野 権 四 郎	神戸良水(株)〔資本金 9 万円〕 監査役, (酒造家)
鎌 田 覚 蔵	共隣(株)〔資本金10万円〕 社長, (船具商)
横 田 孝 史	神戸瓦斯(株)〔資本金9.8万円〕 取締役, (薬舗)
丹 波 良 造	(洋反物商)
室 谷 藤 七	神戸瓦斯(株)〔資本金9.8万円〕 取締役, (竹材商)
有 馬 市 太 郎	兵庫運輸(株)〔資本金10万円〕 社長, (株)日本商業銀行〔資本金200万〕 取締役, 日本毛織(株)〔資本金50万円〕 取締役, (米肥商)
牧 野 栄 介	(酒造家)
藤 田 松 太 郎	阪神電気鉄道(株)〔資本金150万円〕 取締役, 摂津電気鉄道(株)〔資本金150万円〕 取締役, 神戸瓦斯(株)〔資本金9.8万円〕 常務取締役, (建築請負業)
岸 本 豊 太 郎	岸本銀行〔資本金10万円〕 頭取, 兵庫倉庫(株)〔資本金50万円〕 社長
菊 本 弥 三 郎	(靴商)
神 栄 株式会社	生糸輸出業〔資本金60万円〕 社長伊藤長次郎
神 陶 株式会社	資本金 3 万円, 専務取締役山本直三郎
物 集 伴 太 郎	(貿易商)
専 崎 弥 五 平	(株)神港倶楽部〔資本金2.5万円〕 取締役, (酒商)
菅 音 次 郎	(茶商)
〔補欠予備候補〕	
日本貿易倉庫(株)	資本金150万円
梶 本 忠 兵 衛	
神 戸 棧 橋 (株)	資本金50万円, 社長田中市兵衛
神 田 直 五 郎	神田合名会社〔資本金3.5万円, 木材売買〕 社長
鍋 加 甚 七	神戸良水(株)〔資本金 9 万円〕 取締役
村 田 平左衛門	
松 井 仁 助	
島 津 藤 輔	

(注) 被推薦者のうち神栄(株)は落選し, 中口勝次郎(木材商)が当選した(『大朝』神戸付録明治 34. 4. 13)
 職業は『日本全国諸会社役員録』明治33年版。() は『大朝』神戸付録明治 34. 4. 1

資料:『大朝』神戸付録明治34年 4 月 1 日

明治三十二年築港問題をめぐって、各区の交渉が行われた際の団体を見ると、神戸区Ⅱ同和会、湊東区Ⅱ協和会、葺合区Ⅱ親和会、兵庫区Ⅱ交和会、東尻池交友会があげられている。この時期には各区の名望家団体が統合され、統一した予選団体としての各種の合意形成装置となっていたことを示している。こうした名望家団体は、築港問題や衛生問題など地域の課題が出てくれば必ず調整機能を果たした。

明治三十四年四月十一日神戸商業会議所の会員半数改選が実施された。前回各種の団体の調整が成立したのをうけて、神戸実業協会・実業中立会・神戸協同会・貿易同業組合・中央倶楽部・湊東協和会・交和会・美奈登倶楽部の八団体は「競争の弊習を一洗せんがため我諸団体は交渉協定」(『大朝』神戸付録 明治三十四年四月十日)し、実業協会の名で、四月三日の各新聞に候補者一覧の広告を発表した。今回は神戸実業協会の推薦が全体を主導し、その結果推薦二八人のうち二七人が当選したのである。四月一七日開かれた実業協会の「慰労、当選懇親会」で、委員の兼松房次郎は「我神戸市は東洋の大貿易地として特に北清貿易の根拠地として唯一の土地なり」と豪語し、当選者の有馬市太郎も「従来 of 弊害を一洗する」とともに積極的な活動を約した。産業革命と貿易の進展、とりわけ日清戦後の対中国貿易の発展は、神戸の実業家を活性化させていた。

神戸市・横
浜市の特徴

神戸市の政界は、横浜市のそれと相似の問題として実業家の積極性があげられる。実業家たちが常に政治にかかわろうとするのである。これは伝統的な商人資本が厚く存在する大阪や京都では見られない特徴で、新開地であり、かつ国家の保護政策が常に問われる両都市のあり方からもたらされたものである。横浜市では、明治二十二年の第一回市会選挙から地主派対商人派の対立が続いていたが、

表 91 第 5 回市会選挙の有権者数 (投票者)

区	1 級	2 級	3 級
第 1 (葺合)	28(改選なし)	91(83)	411(343)
第 2 (神戸)	6(5)	126(103)	1,687(1,123)
第 3 (湊東)	18(14)	168(154)	1,254(改選なし)
第 4 (湊西)	4(4)	171(135)	2,122(1,449)
合 計	56	566	5,474

資料:『大朝』神戸付録明治34年4月19日, 同4月21日

神戸市では兵庫部に伝統的な商人資本が存在していたけれども、横浜市ほどの対立を生んではいなかった。それを一変させるのが営業税法である。

明治三十年一月一日に施行された営業税法は、それまで地方税として徴収されていたものを新たに国税として納付させることにしたものである。それをめぐる実業界の反発と混乱は、前述したとおりだが、政界には違った形でその影響が及んでいた。市制第七条「二年以来其市内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接国税年額二円以上ヲ納ムル者」の規定があるから、明治三十二年以降はそれが適用されて国税たる営業税納入者に市公民として選挙権が拡大されることになった。つまりより下層の実業家・中小商工業者が衆議院議員選挙権を獲得したのである。市会の場合は三級選挙権者がとくに増大したため、営業税納入の有権者の組織化の必要が生まれた。ただし神戸市の場合、明治三十四年四月の第五回市会選挙からであった(表91)。有権者は前回の約二倍の六〇八六人となった。

実業中立 明治三十四年二月十九日神戸実業中立会が設立総会をもった。当日選出された委員は、小曽根会
の設立 喜一郎・岡崎高厚・川西清兵衛・鎌田覚蔵・兼松房次郎・野呂邦之助・藤田鮫吉・江波戸幸太

郎・有馬市太郎・広瀬満正・物集伴次郎・杉山利介の一二人だった。彼らは四月に予定されている市会選挙準備の一つとして同会を結成したのだった。こうして、実業家への選挙権拡大を前提に組織化が始まったが、

実業家の政治的活性化のもう一つの要因には立憲政友会の結成がある。政友会は、憲政党の解体、元老伊藤博文の総裁就任、という形で結党されたため、新党への加入者は多かった。それまで憲政党や憲政本党に距離を置いていた名望家層が続々と入党したのである。神戸市でも例外ではなく、特に市会では顕著だった。政友会兵庫県支部創立委員会は、明治三十四年一月二十二日に開かれ、四月三日に発会式が行われた。同年四月の新聞観測では「市会は進歩派久しく神戸の政界を独歩したる姿なりしに曩に二三有力者の自由派に投ぜしより勢力衰ふる処あり」（『大朝』神戸付録 明治三十四年四月三日）とされている。憲政本党（旧進歩党）系の勢力挽回には、新たな有権者の獲得が必至になったが、両者に距離をおく形で実業家グループが動き出したのである。

前述したように、この選挙では商人、実業家や企業の選挙権の拡大と上昇が見られ、神戸区では一級選挙権者を日本郵船会社支店・横浜正金銀行支店・神戸棧橋会社・日本貿易倉庫会社と森本六兵衛・大島兵治郎の六人が占め、従来一級であった「地主の泰斗」小寺泰次郎は二級に下がった。同様の事態は湊西区でも起こり、一級を山陽鉄道会社と岸本豊太郎（岸本銀行頭取・喜多伊兵衛（兵庫倉庫取締役・藤井又兵衛の四人が占めた。有権者のこうした変化は、候補者にも現れており、兼松房次郎・杉山利介（神戸瓦斯社長・神戸蚕糸外七品取引所理事）・百崎俊雄・太田保太郎・鎌田覚蔵（共隣社社長）・神代郁之進（神戸棧橋取締役ら実業家が続出した。結局、実業中立会は、神戸区で一級四人、二級二人、三級一人、湊西区で一級三人、二級一人、三級二人の合計一三人を推薦し、一級七人、二級一人と六割の当選者を出した。湊西区の一級二人、二級一人は兵庫米穀肥料商組合と兵庫県輸出米穀商組合も推薦していた。これらの推薦が、三級ではほぼ全滅し、一・

表 92 第 5 回市会選挙(明治34年)

等級	1 級			2 級			3 級		
区	氏 名	党派	得票	氏 名	党派	得票	氏 名	党派	得票
葺合	(改選なし)			◎大森 喜作 滝本甚右衛門	政友 憲政	54 29	◎井上 善吉 植田九郎左衛門 米田伊三郎	政友 憲政	207 133 3
神戸	◎太田保太郎 ◎神代郁之進 ◎伊藤 俊介 ◎物集伴次郎 草鹿甲子太郎 為田喜兵衛	実業 実業 実業 実業 政友 中立	4 4 3 2 2 1	◎吉阪 邦三 杉山 利介 (増員選挙) ◎生島五兵衛 百崎 俊雄	政友 実業 憲政 実業	56 47 54 43	◎坪田 十郎 ◎藤原吉三郎 山路千代藏 (増員選挙) ◎富山 柴人 高羽 為助	政友 憲政 政友 実業 憲政	875 563 549 540
湊東	◎川瀬 彦輔 谷 富之助	憲政 政友	8 6	◎黒原 好二 ◎土本莊兵衛 ◎福橋 亀吉 木村宇左衛門 藤井 末吉 友成徳次郎	憲政 憲政 政友 政友 政友 憲政	77 77 75 74 70 64	(改選なし)		
湊西	◎鎌田 覚蔵 ◎直木久兵衛 (補欠選挙) ◎渡辺 尚 大西 治作	実業 実業 実業	4 4 3 1	◎有馬市太郎 前田徳左衛門	実業 政友	79 53	◎小山 政吉 ◎石富利三郎 ◎吉尾 利八 ◎臼井雪次郎 須田 藤吉 臼井 源蔵 斎藤 正之 杉本定五郎	政友 政友 政友 政友 憲政 実業 実業 実業	1007 831 780 710

(注) 推薦、運動展開などが明確な候補に限り、散票は記載しなかった。◎印は当選
 党派の略称は、政友＝政友会、憲政＝憲政本党、実業＝実業中立会。

資料：『又新』明治34年 3～4 月

二級で好成績を収めたことからすると、先の一級有権者の変化に見られるように、実業家と企業有権者が有力な上級（二級五六人、二級五五六人）だけには影響を及ぼせるが、より大衆的な三級の場合（四区で五四七九人）実業家の論理では押し切れないことを示している。湊東区で中央倶楽部と湊東青年会が共同して、四人を推薦し一級一人、二級二人を当選させ、三級では、神戸区で公友会が好成績を収めたように（三人推薦で全員当選）、実業家の論理だけではなく地域との合意の論理も用意されねばならなかった（表92）。

新市会と市

長選出問題

しかし、ここで成立した市会は、従来の政友会派、憲政本党派の二派対立状況に、新たにキヤスティングボードを握り、調停役を果たす中立会派を含むものとなった。状況によっては、中立会派が主導することすらあり得る。その一つが、市長更迭問題であった。明治三十四年五月に任期満了になる初代市長鳴滝幸恭の後任をどうするかは、市会選挙以前から問題になっていた。市会では鳴滝の再任を望んだが、市長の辞意は堅く、政友会の「中には一二の野心家もある様子」との風評もあり、去就は不明の状況が続いた。『大阪朝日新聞』神戸付録の記者（筆波）は「最も慎戒すべきは夫の党争の弊にして若し進自中立三派各其偏する所を選びて以て我党に利せんと図らば是由々しき大事なり」（同明治三十四年五月十五日）と警戒の勧告を発している。半ば予定されていたかのように、実業中立会派が坪野平太郎を提案し、進歩党派がすぐさま賛同、政友会派も激論の末受け入れたため、五月十五日の市会で出席者三八人のうち二九人という圧倒的な支持で、第一候補に坪野が選出された。内務省の市長選任手続き施行命令が電報で到着したのが五月十三日で、十五日の市会でもう決着がついていたという状況に、「吾人は寧ろ手際の良過ぎるに驚く」（『大朝』神戸付録 明治三十四年五月十七日）との声があげられた。坪野は、「大学出身として一二の外国語に通ず

る」人物であり、神戸郵便局長から日本貿易銀行（資本金一五〇万円）専務取締役に移し、さらに神戸商業学校校長になり、その手腕は「市民の既に知る所」（同）と高く評価されていた。

第七回総選

挙と神戸

明治三十五年八月行われた第七回総選挙では、市部選出議員の増員が行われ、神戸市でも定員が二人に増えた。憲政本党兵庫支部が現職の鹿島秀磨（代議士）を立てたのに対し、立憲政友会兵庫支部は藤田松太郎（土木請負業、兵庫県議員）を対抗させ、実業中立会も太田保太郎（弁護士、神戸市議員）を候補とした。太田には、神戸貿易同業組合・神戸輸出屏風製造組合・麦稗真田同業組合・神戸古物商組合・神戸茶業組合・兵庫米穀肥料組合・湊東実業倶楽部など中小の実業家が結集する実業組合や同業組合が推薦し、各団体は新聞広告を行った。戦術としても、太田・兼松房次郎（貿易業）・桜井一久（弁護士）・松尾寛三による「政見発表政談大演説会」を、相生座で開くなど政友会や憲政本党も採らない民衆参加の方法を採用した。地域の名望家など有権者だけを戸別訪問して票を獲得する第一議会以来の伝統的な戦術ではなく、非有権者の参加も予想される演説会を大規模に開催して、広い支持を訴えるのはこの時期から登場し、普選期に一般化する新戦術である。『市政回顧六十年』などでは、明治四十三年市会选择が演説会方式の嚆矢とされているが、実は明治三十五年に既に現れていた。ただ太田の新戦術はまだ有権者など民衆に受け入れられず、新聞に「太田派は神戸市の錚々たる実業派やハイカラ先生に推されて花々しき運動をなした」（『大朝』神戸付録明治三十五年八月十二日）と冷評され、落選に終わった。当選は、一位藤田、二位鹿島であった。

地租増徴問 明治三十五年十一月、桂太郎首相は、海軍拡張計画との関連で明治三十一年以来の地租増徴題と神戸市（期限五カ年）を継続する意志を明らかにした。十二月政友会と憲政本党の大会は、それぞれ

第二節 都市改造の進展

表 93 第9回総選挙

氏 名	党派	得票
◎鹿島 秀麿	憲政	775
◎山本 繁造	政友	700
室谷 藤七	中立	145

(注) ◎印は当選 有権者総数 2,622

投票者総数 1,659 (投票率63%)

資料:『又新』明治37年3月3日

地租増徴継続に反対を決議し、直後に開かれた第一七議会の衆議院予算委員会は、地租増徴継続案を否決したため、二度停会を命じられ、本会議での採決直前に解散となった。この時、地租増徴継続に賛成し政府との妥協を唱えた議員に、神戸市選出の藤田松太郎がいた。藤田は、そのため所属する政友会を除名される。神戸市政友会では、藤田除名に反発して、脱党する有力党員が続いた。明治三十六年三月に行われる第八回総選挙では、それらの脱党派が藤田支持を明らかにした「政友会兵庫県支部脱会ノ理由」を発表した。前年の地租増徴問題の際、「神戸市部ノ会員ハ増租案ニ就テハ市部ト郡部ト利害ヲ異ニスルモノアリ、絶対的ニ反対スベキモノニアラズ、場合ニ依リ賛成スベシトノ希望ヲ携ヘテ」藤田松太郎代議士と「誓約」した。藤田の妥協説は「実ニ此誓約ヲ履行セントシタルニ外ナラズ」、ところが兵庫県支部では、藤田除名を奇貨として非難し、他の候補者を推薦している、そこで藤田再選を実現するために脱会したと言う。連名したのは、市会議員坪田十郎・臼井雪次郎・福橋亀吉のほか、中野熊右衛門・松井和吉・木村宇左衛門・魚住惣一郎ら二人だった。

第九回総選挙

峯と神戸市

明治三十七年一月、実業中立会幹事会(後述の本多・物集・百崎のはか太田保太郎・小倉庄太郎・兼松房次郎・川西徳兵衛・有馬市太郎が出席)は、常務幹事に本多義知・物集伴次郎・百崎俊雄を互選し、評議員の補欠選挙では丹下良太郎・中村三平・植田徳松・八木平次郎を選んだ。

同月政友会脱会派が自由倶楽部を結成したが、これは室谷藤七の総選挙「地盤建造に非ざるやと云ふ者あり」(『大朝』神戸付録 明治三十七年一月九日)と推測され

ている。十一日に行われた発会式には約七〇人が参加し、室谷藤七・坪田十郎・高見義雄・臼井雪次郎・福橋亀吉の五人を幹事に選んだ。参加者の「多くは兵庫部の有権者のみ」と見なされ、「是れと思ふ紳士は一人もない」と酷評されたが、これは大実業家クラスではなく、中小商工業者クラスが多かったことを意味すると思われる。

一月二十三日晝合協和会は、一七〇余人の参加で總會を開き、桜井一久・草鹿甲子太郎の演説の後、横山浅雄の發議で山本繁造を候補者とすることを決めた。三月一日の投票の結果、憲政本党の鹿島秀麿と政友会の山本繁造が当選した（表93）。

総選挙直後の二十五日、実業中立会が臨時總會を開き、解散を決めた。出席者は、兼松房次郎・物集伴次郎・有馬市太郎・小倉庄太郎・直木久兵衛・太田保太郎・佐野松右衛門・神代郁之進ら二四名で、勢力を誇った同会としては寂しい最後だった。

戦時下の第六

回市会選挙

四月九日、湊東協和会は、「抽籤の結果」市議候補者の三級に白川虎一郎・加藤良・北間政二郎を候補とすることを決めた。

十九、二十日の投票の結果、憲政本党一〇人、政友会八人、政友会脱会派三人、中立派二人となり、非改選議員を加えて憲政本党一四人、政友会二人、政友会脱会派七人、中立派九人が新勢力分野となった（表94）。

第一〇回総選

挙と神戸市

明治四十一年五月任期満了で衆議院総選挙が行われた。明治三十九年一月成立した第一次西園寺内閣は、三十九年度予算は桂内閣の既定方針を継承し、日露戦争のための非常特別

第二節 都市改造の進展

表 94 第6回市会選挙(明治37年)

等級	1 級			2 級			3 級		
区	氏 名	党派	得票	氏 名	党派	得票	氏 名	党派	得票
葺合	◎若林 金七 滝本甚右衛門	政友 憲政	14 10	◎牧野 栄蔵 梅宮芳太郎 植田九郎左衛門	憲政 政友 中立	52 20 12	(改選なし)		
神戸	(改選なし)			◎高羽 為助 ◎鹿島房次郎 富山 柴人	憲政 政友 中立	105 98 39	◎小倉庄太郎 ◎横田 孝史 ◎前田 由松 山路千代蔵	中立 憲政 政友 脱政	759 573 470 421
湊東	◎大庭竹四郎 ◎村田菊太郎 ◎丹波助次郎 川瀬 彦輔	憲政 憲政 政友 憲政	10 9 8 7	(改選なし)			◎水野 正巳 ◎小林覚三郎 ◎柏木吉兵衛 岩本 政吉 白川虎一郎 浅井 万吉	憲政 憲政 憲政 政友 政友 政友	827 650 617 375 287 253
湊西	◎魚澄惣一郎 ◎川西徳三郎 ◎松井 仁介 須田 藤吉 斎藤 正之 中村 謙蔵	脱政 中立 憲政 憲政 中立 政友	22 17 16 15 14 11	◎松本 源七 ◎前田徳左衛門 ◎長田 種蔵 ◎宮下源次郎 網干谷吉松	政友 政友 政友 憲政 政友	175 159 131 127 108	◎中野熊右衛門 ◎中村国太郎 利井 仙吉 丸本 馬吉 入江孝次郎 (補欠選挙) ◎入江孝次郎 太田 宗次郎	脱政 憲政 政友 憲政 政友 政友 憲政	577 447 432 406 44 670 224

(注) ◎印は当選 推薦、運動展開などが明確な候補に限り、散票は記載しなかった。

党派の略称は、政友=政友会、脱政=政友会脱会派、憲政=憲政本党。

資料:『又新』明治37年3～4月

税継続などを第二二議会で決めた。明治三十九年は、非常特別税存続で増税は引き続いたものの、国家財政の膨張、鉄道国有法による私鉄買収と他部門への再投資など株式ブームが起きて景気は好調だった。四十年度予算は、政友会の積極主義と陸海軍の軍備拡張を含んで、前年度比約二五%増となり、三十九年末から四十年にかけての第二三回議會も承認した。しかし、四十年に入ると、株式ブームが一挙に崩壊し、金融梗塞、倒産が相次いだ。財界不況の中で四十一年度予算が編成され、西園寺内閣を支える政友会は「非募債非増税」を唱えたが、山県有朋・松方巖・井上馨ら元老が増税・事業繰り延べ策で乗り切るよう介入したため、四十一年十二月十五日の閣議は財政計画の変更を余儀なくされた。酒造税・砂糖消費税・酒精及び酒精含有飲料税・麦酒税を増徴し、石油消費税新設、タバコ値上げで歳入不足を補うことにしたのである。元老らの圧力によるこの経過は不透明で、『神戸又新日報』は「現内閣が非募債非増税を標榜せしに拘らず忽然増税案を提出」（同明治四十一年五月十五日）と非難している。反対派は、内閣不信任案で対決したが、六票差で否決され、増税法案と予算も政府方針どおり可決された。

不況下の増税に抵抗したのは、商工業者だった。四十一年二月五日、全国実業組合連合大会は、増税反対・税制整理を要求した。同月十四日の全国商業會議所連合会は、財政革新意見書を提出し、増税賛成の議員を来る総選挙で落とすよう全国に呼びかけた。

四十一年四月一日の新聞には、「総選挙期日は五月十五日に決定したる如く伝へられし」と投票日もほぼ決まっているにもかかわらず、候補者の公然化は遅れた。「前代議士山本繁造、鹿島秀麿の両氏或一部に呼声ある上再選を希望し今は只実業派の決定如何を待てるものゝ如し」（『又新』明治四十一年四月二十二日）とあ

第二節 都市改造の進展

表 95 神戸実業組合連合会の衆議院議員候補者指名委員・幹事

相部十八, 有馬藤次郎, 阿波野松太郎, 魚澄惣一郎, 植田徳松☆(中立), 小倉庄太郎○☆(中立), 小野権四郎○, 鎌田覚蔵○, 鍛冶米蔵, 岸本豊太郎○, 楠木卯太郎, 沢野久吉, 菅音次郎○, 杉山利介, 丹下良太郎, 坪井徳次郎☆(政友), 中村清治, 持田常吉, 八木平太郎, 山中奈良蔵

(注) ○は商業会議所議員兼任。☆は市会議員兼任。()内は党派。

資料:『又新』明治41年4月6日。

るように、増税に不満を持つ実業界、特に中下層の実業家や商工業者を含む実業組合連合会がどう動くかが見えなかったからである。四月下旬になっても「政進兩派に在つても尚発表の場合に至らず」であった。神戸実業組合連合会(以下、神戸連合会)は、全国商業会議所連合会が廃税運動推進のために全国で結成することを求めたのに応じてできたもので、神戸商業会議所会頭岸本豊太郎が会長を兼ねていた。神戸連合会を担っていた層を検討するために、同評議員会が、四十一年三月選出した候補者指名委員のうち幹事を示す(表95)。

幹事二〇人のうち、商業会議所議員を兼ねるものが五人、市会議員を兼ねるものが三人。有力実業家の指導力と政治との直結を予想させるメンバーである。

なかなか表面に出て来なかった神戸連合会の動きは、四月二十八日の評議員会で見えて来る。幹事会は、いったん岸本豊太郎会長を候補者に推薦するが、岸本が拒んだため、評議員会は岸本・小倉庄太郎・鎌田覚蔵の三人を候補者選定委員とし、選定を振り出しに戻した。前記の表の幹事に、政友会の市会議員が含まれていたが、二十八日の評議員会にも井上善吉や魚澄惣一郎ら政友会員が出席して、注目を引いた。井上がその場で「政友会よりは市内に一人の候補者を出すのみなれば実業連合会よりも一人出して都合二人の員数を市内に充たし呉るゝ様に」と発言したのを見ると、前回の明治三十七年総選挙で、一位鹿島秀磨(憲政本党)、二位山本繁造(政

友会と両党で分けあった神戸市の議席から鹿島を弾き出す戦術だったと思われる。山本は、今回は「病氣ノ為メ堅ク御辞退」せざるを得なかった。神戸連合会が動き出したのを見て、政友会は四月末前市会議長坪田十郎を候補者と定め、五月一日の支部総会で発表した。政友会支部では、神戸連合会の候補者に坪田を送り込めるのではないかと見込み、五月一日支部の丹波助次郎・井上善吉・三木弥七・魚澄惣一郎が、前記選定委員を訪れ交渉した。神戸連合会ではあくまで実業候補にこだわari、二日の時点では「桜井一久、太田保太郎、兼松房次郎、武藤山治、小倉庄太郎、鎌田覚蔵六氏」を選定委員会にかけている。弁護士も含むが、いずれも中立派の人物で、このうち太田保太郎に絞って二度交渉し断られたが、「(太田が)飽迄拒むに於ては更に適任者を選定し必ず一名の候補者を推薦すべし」と、政友会候補に相乗りすることは拒んでいた。思い余って憲政本党派の横田孝史にも持ちかけたが、鹿島が候補であり、これも不調に終わった。商業会議所系統で候補者を調達できないという事態に、岸本豊太郎が責めを感じて、商業会議所会頭を辞任するという小波乱まで起きた。ここに浮かび上がって来たのが、弁護士の桜井一久で、六、七ころ野添宗三を介して桜井に打診したが、桜井は確答しないまま、親友の戸水寛人の選挙応援に金沢へ赴いたので、更に電報で照会したところ、「実業連合会の推薦に依り当選するを得ば敢て代議士たるを辞せず」との返電があったため、九日夜に幹事会が招集され、十日午前三時まで討論を重ね、桜井擁立を決定した。選挙準備は慌ただしく進められ、十一日の『神戸又新日報』の欄外に「本会ハ桜井一久氏ヲ神戸市選出衆議院議員ニ推薦ス、御賛成アラソクトヲ希望ス 神戸実業連合会」「吾輩ハ神戸実業連合会ノ推薦セル神戸市選出衆議院議員候補者桜井一久氏ヲ最適任者ト信シ賛成ス 神戸弁護士有志者」の広告が掲げられ、公表手続きとされた。政党では、

政友会内の反坪井派である東部実業会（葺合区 横山浅雄Ⅱ三十一年市会議員当選Ⅱ中立派、牧野栄蔵Ⅱ三十七年市会議員当選Ⅱ憲政本党、山内市太郎、別所梅吉らが明治四十年結成）、兵庫区の中村謙蔵（明治三十一、四十年市会議員当選 政友会）、林田区の藻川豊三郎、湊区の小野喜六らが早速桜井支持を表明して運動に参加した。東部実業会は、十二日の新聞広告に実業連合会・弁護士有志者と並んで支持を明らかにしている。十四日には神戸港輸入米穀商組合・兵庫米穀肥料市場も連名で桜井推薦広告を出した。桜井擁立が公表された十一日から十三日までは桜井は金沢に行ったままで、神戸に帰って来たのは十三日の夜、投票日の前々日という状態だった。当夜大黒座の演説会に駆け付け、翌日一日だけを各区の選挙事務所訪問にあてるという有り様になった。十四日「聴衆無慮千五百名」に「場外尚数百名の佇めるもの」が参加した兵庫区明治座の演説会には、大阪市の市政改革派安藤柱・中井隼太らに加え、三宅雄二郎も参加した。桜井の政治的体質である対外硬の人脈が見えている。戦術としては、新聞に「初めより御頼みは致さぬと云ひ唯の一回も有権者に叩頭しなかつた」し「政見発表以外何者をも利用せぬ選挙の公明」（『又新』明治四十一年五月十七日）とあるように、政見演説会を主軸にし、政策では「非増税を標榜した」ように反政府派の立場を明らかにしていた。

「大隈伯爵、中野武宮、河野広中、島田三郎氏の推薦状」が各戸に配られているから、憲政本党もまた桜井立候補と自党の鹿島擁立で政友会候補を吹き飛ばす計画をもったと思われる。憲政本党の鹿島秀麿は、第八回・第九回総選挙で、政友会の実力者である草鹿甲子太郎や山本繁造を押えトップ当選したため、樂觀していたようで、新聞の直前予想でも鹿島の運動は「地盤牢固として抜く可らざるものと自信するものゝ如し」（『又新』明治四十一年五月十四日）と評している。憲政本党の領袖犬養毅・大石正巳・河野広中・箕浦勝人・

島田三郎に東京商業会議所会頭中野武營が加わった推薦広告は、ようやく投票前日の十四日に掲載された。

政友会の坪田十郎は、神戸市簡井実業会・神戸東部明友会・葺合親和会の推薦広告が出された。政友会系地域団体は、これに湊東協和会を加える。坪田の戦術は、名望家の地域団体による有権者獲得に絞っていた。鹿島も同様であったと思われる。桜井の演説会方式を新式とすれば、既成政党の二人は旧式の戦術で戦ったことになる。坪田派が鹿島派と提携して桜井派を圧倒しようとしたのを、『神戸又新日報』は「是れ当市の土着派を打て一丸とし夫の会社員、商館番頭等所謂寄留派の足並未だ揃はざる虚に乘じ一撃の下に粉碎せんと擬したるもの」(『又新』明治四十一年五月十八日)と、既成政党を土着派、桜井を寄留派と見なしている。そこで戦術もそれぞれ異なる。「桜井派は演説に依り坪田氏は密談に依り、而して鹿島派は哀願に依れり」(同)と。『又新』のこの記事は票の分析も行っており、それによれば桜井は二〇%を弁護士会関係、二六%を実業連合会関係で獲得し、坪田は六〇%を政友会関係、四〇%を商人派で、鹿島は五〇%を旧知己、四〇%を憲政本党関係で獲得したと想定されており、そこから桜井は「最も新しき勢力」に依拠しているが「今後益々発展すべき余地あれど動もすれば変動し易き虞」があると評価された。実業連合会に結集した中小の商工業者を支持基盤とすれば、「変動」を要因として政策に反映させる必要が生まれる。そこに桜井の向かう政治勢力が見えて来るはずである。五月十五日の投票の結果、桜井が最高点、二位が坪田で、鹿島は「僅に八十七票差を以て落選」した(表96)。

第一〇回総選挙の総括の一つとして、『神戸又新日報』(明治四十一年五月

表 96 第10回総選挙

氏 名	得 票
◎桜井 一久	1,519
◎坪田 十郎	1,107
鹿島 秀磨	1,020

(注) ◎印は当選
有権者総数 5,145
投票者総数 3,761 (投票率73%)

資料:『又新』明治41年 5月
15日, 5月17日

十六日)の社説「総選挙の結果」を見てみよう。社説は、「前代議士の再選せるもの意外に少く新に当選せしもの多きが如し」ことは「所謂改選の実を挙げ得し所少からざるが如し」であるから、「国民の憲政に対する思想の発達せしを見るに足るべし」と高く評価した。戦術でも「今回の総選挙に於て最も人の注目を惹きたるは政見発表の演説会是なり」と「今や之を以て唯一の武器と信する者あるに至りたり」とされ、公開の場での発言が問われる時代になったのである。政策的には「今回特殊の事実と見るべきは非増税を標榜したる候補者の多く当選したるが如き形勢あること」で、政府の増税政策への不満が各地で非増税派議員を誕生させた。神戸市の選挙でも、桜井一久の当選に非増税論の勝利を見ることができた。

結果として、憲政本党は二〇人減って七三人になり、政友会は二二人を増やして一八一人当選させ、同年十二月の第二五議會では一九三人の会派を構成し、初めて絶対過半数を取ったから、結果的には政友会の勝利に終わったが、選挙制度改革がなくても資本主義の発展と増税によって増え続ける有権者(前回比二倍以上の一五八万人)、特に都市部の有権者を政友会の側につなぎとめるのには失敗した。いずれ政友会の領袖原敬らの不安が公然化されるだろう。神戸市では、それは明治四十三年衆議院補欠選挙であろう。(この節では、『大阪朝日新聞』・同神戸付録、『大阪毎日新聞』『神戸又新日報』によるところが多い)

第三節 内地雜居問題

1 神戸とアジア

幣制改革問題 神戸港の貿易は、主としてアジア市場を対象としていたが、日清戦争の賠償金で銀本位制を金本位制に切り替えるのは、大蔵大臣松方正義らの年来の構想だった。明治三十年松方内閣

は、金本位制とする幣制改革を、貨幣法として議會に提出した。各地の商業會議所は活発に賛否を議論し意見表明を行った。神戸商業會議所の態度は明確に反対だった。理由は、「日本貿易の利益を占むるは銀貨国」であり、生糸や製茶というヨーロッパ諸国への輸出品の競争相手は中国だった。「支那の銀貨国」である限りは日本も銀本位制を取るべきだというのが結論である。この態度はアジア市場を対象とする神戸港だからこそ特有のものであったのである。

中国との貿易で有利な地歩を占めるためには、銀貨を通貨としたいのは神戸の貿易業者として当然だった。明治三十年三月、神戸商業會議所理財部会は、「幣制意見書」をまとめたが、「貿易に於て銀貨国は金貨国に比し其物品を廉価に販売するを得るが故に貿易上利益の地位に立ちたるは明かなる事実なり」などと「幣制

改革に由て生ずる不利」を数え上げ、「俄に金貨制度を採用せんとするは抑も大早計たるを免れず」と金本位制採用に反対している。同じ頃、神戸実業協会も「幣制改革に就き利害を調査するの件」を審議し、調査委員会を設置した。実業協会の調査委員会の結論を受け、同年十月八日、同協会の評議員会は、「台湾貿易の拡張を期し当業者に利便を得せしむるが為め不用円銀払下の許可あるか又は同地に限り円銀流通の特別制を設けられんことを希望し其の方法を講ずる事」(『大毎』明治三十年十月十一日)を議題としている。金本位制採用を止むなしと考え、金貨銀貨交換比率の修正要望にとどめた東京・横浜などの商業会議所とはまったく異なった対応を、神戸財界は行ったのである。

貿易構造 貿易を主対象とする商工業者の態勢は、明治二十(一八八七)年頃にほぼ成立した。条約改正がと神戸
実現間近と考えられていた時期であり、同時に外国商社に独占されていた貿易事業に、一八八

〇年代半ば以降の横浜商人による商権回復・直輸出運動が効果を現し始めた時期でもあった。横浜にやや遅れて、一八八〇年代後半に神戸でも輸出業者の組織化が進んでいた。明治十七年製茶の売り込み・荷受けを目的とする神戸茶業組合、明治二十年神戸雜貨売込商組合(組合員二五〇六人)、明治二十三年神戸石炭商組合(同三五〇六人)、などがその組合である。各種貿易商人を網羅した神戸雜貨売込商組合は、その後二十八年四月兵庫県通組合設立のほか、三十一年の重要輸出品組合法に基づいて同年十月神戸竹材組合・神戸麦稗真田組合、同年十二月神戸花縫商組合などが重要輸出品同業組合を設立して分かれたため、この組合も同年十月神戸貿易商組合と改称した。三十四年初頭には組合員一三〇人を数えるほどに発展した。明治三十二年十二月には、海外輸出商付属商標の改善を目的として商標印刷業組合も結成された。

神戸港だけを貿易の窓口とするいくつかの商品があった。樟脳はその一つで、「樟脳は世界に於て我国のみ産出し内地よりの輸出は独り神戸に於てするのみ」(『大毎』明治三十一年五月十六日)と言われた。横浜港と神戸港は、貿易商品でも競合していたが、首都東京の外港としての横浜港は、国家の保護が厚く、神戸港はいつも水をあけられていた。そこから商業会議所など実業団体では活発な建議活動が必至になった。

神戸商業会議所役員会は、日清戦後の不況下にあつて貿易を振興させるため、第一に日本銀行各店で低利の荷為替手形割引を行うこと、第二に輸出税全廃、第三に戻税の制度新設の三点を、明治三十一年五月十六日の総会に提案した。輸出税全廃は、「特に重大問題にして其可否は大に考究を要するもの」との慎重派の意見によって割り、その他二点を決議して、直後に開かれる全国商業会議所連合会に提案することとなった。貿易都市神戸の実業家は、政府の政策の修正をようやく求める段階にとどまり、大胆な改革案を提起するだけの政治力には欠けていた。明治三十一年九月八日、京都・大阪・神戸の三商業会議所連合会議が開かれ、京都は浜岡光哲会頭ら六人、大阪は土居通夫会頭ら六人、神戸は常議員山本亀太郎・木村竹次郎が参加した。この会議の役割は「現今の経済界現状は此儘に観過し難きものあり、而して三所意見投合の上一致運動せば一層其勢力を得るの便ある」との浜岡会頭の冒頭挨拶に示されるように、関西有力商業会議所の意見統一を狙ったものだった。討議は、鉄道国有論・地租増徴論・日本銀行の金融緩和策を「格別の議論もなく皆其大体を賛成し」、商業会議所条例・会議所連合会規則改正、大阪梅田停車場拡張案の調査検討を決めた(『大毎』明治三十一年九月十日)。大阪商業会議所常議員の今西林三郎が提案したこの拡張案は、官営鉄道の西端である神戸中央停車場の大阪移転を含むものだったが、神戸代表の意見は「別に反対もなきが如し」と消極的な

態度だった(同)。関西実業界はいまだ大阪・京都の財界がリーダーシップを握って当然、という段階だった。明治三十一年五月二十〇二十四日に開かれた第七回全国商業会議所連合会は、戦後不況に対処するために、全国の商工業者の提案を審議する場となった。会議の場で選出された経済問題調査委員会は、日清戦争の賠償金の流用や外債募集とともに、地租増徴を提案したが、連合会では後者に異論が続出したため、前者だけを決議して、会長から直接政府に建議することとした(『大毎』明治三十一年五月二十六日)。神戸商業会議所は、前述した二点に「鉄道電信等運輸交通機関を完成すること」を加えた「外国貿易奨励と経済整理に関して貴衆両院に請願の件」をここに提案した。

前回からの継続協議案である「全国商業会議所連合会をして政府と直接の気脈を通ぜしむることと為し、随て農商工高等会議を廃する儀を其筋に建議するの件」は、神戸はか一四商業会議所の共同提案だったが、二十三日に東京・大阪など七会議所を調査委員に指名して調べることとなったものの、いずれも最終日に否決された。神戸の実業団体の政治力は、東京・大阪よりは当然、京都よりも弱小の段階に止まっていた。

2 神戸の労働者

神戸労働
株式会社

明治三十三年十月、輸出屏風の仕上職工が、三割強の賃金引き上げを要求してストライキに入った。慌てた神戸貿易商組合は、屏風部会を開いて交渉委員を選び、職工との交渉会に臨んだ。仕上工は、黒金巾帳屏風一双を二〇〇三五銭で引き受け、一日、一〇時間働いて一カ月一四〇二〇円を得る

上層の労働者だった。一週間後、部会は平均二割以上の賃上げを認めたので、十七日から職場復帰した。

明治三十三年十二月、神戸労働株式会社が神戸市荒田町三丁目に設立された。『日本全国諸会社役員録』

明治三十四年版によれば、資本金一〇万円（私込資本金二万五〇〇〇円）で、「営業ノ目的、労働建築請負土木建築用材売買」とされたが、実は一〇〇〇人の労働者を集め斡旋することを目的とした会社だった。同社は、人夫の寄宿舎として一六舎を建設し、舎ごとに舎監一人、一〇棟の売店、一棟の医院と常任医員、浴場、二棟の炊事場、一棟の事務所を備えるなど、急速に発展する神戸市のさまざまな方面に、労働力を提供する組織だった。市内各地に類似の組織があったため、会社組織という新しい形は労働者になじめなかったようだが、常時二〇〇人前後の労働者を寄宿させていたようである。明治四十三年四月には、「目下百八十四名」（『大朝』神戸付録 明治四十三年四月三日）と報告されている。役員は、社長に大庭竹四郎、「営業顧問役」に関浦清次郎をすえたのが注目される。大庭は進歩党系のもと市会議員であり、関浦は葺合でいわゆる「百人部屋」という労働下宿を始めたので著名な人物であった。

労働人口 産業革命と貿易事業の発展は、労働人口の膨大な流入を可能にした。明治三十三年二月、神戸

の特色

市が兵庫県へ報告した「民情及び商工業の一斑」は、三十二年に比較して戸数二七五七、人口三万四〇人が増加し、「是等は概ね各地に於て破産又は恒産なき者の転入多きを占む」（『大毎』明治三十三年二月六日）と解説している。農村部などの過剰人口が、神戸をめざして移動し、毎年一〇%以上の社会的人口増をもたらしていたのである。神戸港という貿易を主体にした港湾にあって、日本人労働力をどのように編成するかは基本問題であった。外国人に対する排外主義は、条約改正と内地雑居を間近に控えて高まって

いった。明治三十一年六月初め、神戸の各国領事や居留地在住外国商人らが居留地警察署に集まり、「邦人労働者らが往々外人に対して暴行をなす」問題を討議して、巡査の増員を県知事に具申することを決めた。「邦人労働者」とは「神戸港に於ける下等労働者即ち仲仕人足等」（『大朝』明治三十一年六月二十一日）を指しており、大森鐘一知事は「我労働者を充分に取締る必要」を認め、彼らを雇用している人足会社などの役員に嚴重注意を与え、警察部に「特殊の違警罪」新設、「警察官の配置法」改正を検討するよう命じた。

明治三十五年の神戸市在住者の職業別調査（宋籍・寄留の合計）では、有職者一四万五〇一人のうち「職工人夫其他労働によりて賃を受くる者」が最も多かった。その数は貿易業を含む「商業」の二倍以上の八万人を超え、構成比率六二・二％を占めた。八万人の中には、工場労働者である職工も含まれているが、日雇労働者である「人夫」も相当程度存在しているわけで、この段階の神戸市が必要としていた港湾労働力として活動していたと思われる（表97）。

表 97 労働人口の構成
(明治35年)

職	業	人 数
商	業	40,012
工	業	3,441
農	業	5,575
官公庁会社員	その他 俸給者	4,106
職工作業員	その他 賃労働者	87,367
無職	有資産者	834
	無資産者	2,562

資料：『大朝』神戸付録 明治35
年8月4日

3 条約改正

内地雑居

明治二十七年七月、日英通商航海条約調印を皮切りに、治外法権撤廃・関税一部回復を旨とする各国との条約改正が成立した。これによって外国人が日本各地に居住し、各種の職業に従事

問題

するいわゆる「内地雑居問題」が世論の注目するところとなった。神戸には外国人居留地があったから、市民の関心は初めから高かったが、情報の入り口としても神戸の位置は重要だった。内務省属の小河滋次郎は、「内地雑居準備の用向きを帯び独逸、白耳義の監獄制度を視察し」（『大毎』明治三十年一月十二日）、明治三十年一月九日フランス郵船会社のナタル号で神戸港に到着した。治外法権撤廃に伴う外国人収容の監獄設置のための調査をして来たのである。清国人は、神戸の居留地に明治二十七年約一〇〇〇人いたが、日清戦争で約七〇〇人が帰国したものの、三十年末には一四〇〇人にもほるほど急増している。彼らは主に貿易業者で、米穀・綿・綿実・豆粕・反物の輸入、マッチ・海産物・寒天・ネル・羽二重・洋傘・陶器・扇子・時計などの輸出に従事していた。

神戸市では、明治三十一年助役を一名増員したが、それは行政事務が都市的發展とともに繁雑を加えたためであると同時に、「明年よりは愈よ改正条約も実施さるゝ事なれば内外交渉の事務も多かる可く」と予想されたためで、そのため「年俸千二百円以内」で「外国語に通じ法律思想を有し専ら参事官的の事務に当る人」として「多分法学士を招聘すべし」と期待された（『大毎』明治三十一年三月一日）。過日の市会で増員案が

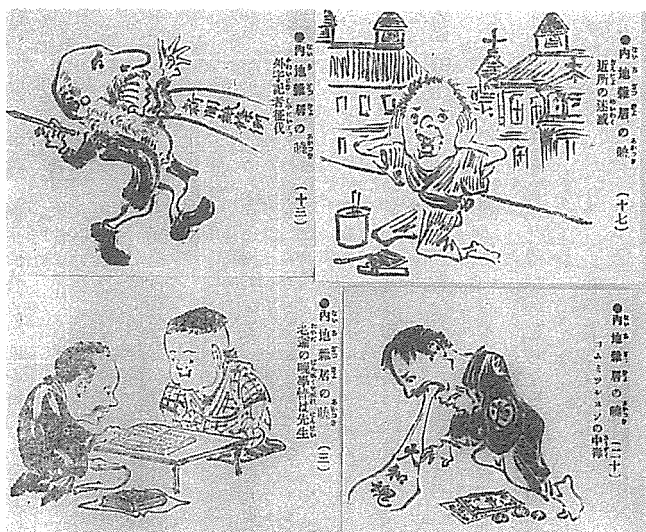


写真 25 居留地廃止の『神戸又新日報』ボンチ絵「内地雑居の暁」

認められたため、「若手の法学士」の人選が始められ、十月三日の神戸市会は、法学士漆畑春吉を新助役に選出した。

関西における「実業界の新聞」を自称していた『大阪毎日新聞』は、明治三十一年一月から二月にかけて一四回にわたる「新条約の実施と神戸」を連載し、条約改正によって女子教育・工業・貿易・商業などに神戸がどのような影響を受けるか、何を事前に準備しておくべきかを説明した。なかでも貿易では、神戸の場合「其基礎の鞏固なる商店会社」と「其慣例の一定せるもの」の場合は現状維持を望めるが、それ以外は「多少変化を来すなきを保せず」であるから、「是等は同業組合に於て今日大いに準備を要」するものであると、特別の対策を要求している。

明治三十二年七月十七日以後の内地雑居開始後の居留地行政をどのように進めるのかも、神戸市当局に課せられた問題だった。道路・溝渠その他の修繕の責任、その際の税負担など市当局の頭の

痛い問題だった。前年に外人墓地を神戸市葺合村字春日野に拡張移転した際(三三八〇坪を一万四千円で買収、居留地から墓地管理者に加わる要求が出されたという例も既にあった。

条約改正の実施が近付くと、民衆の間で話題になったのは、内地雑居になるとどうなるかだった。明治三十年七月に東京で労働組合期成会が結成された時、その「設立趣旨」には「労働者は産業の爲め、自己独立の爲め、将た内地雑居後の事を慮りて之を講ずべき要ある」とあり、内地雑居による労働力流入に危機感をもったことはよく知られている。神戸市の有力紙『神戸又新日報』は、三十年春に二四回にわたって「内地雑居の暁」というポンチ絵を連載した。なんの説明もなく、標題と絵だけだから余計に、この有力紙と民衆が何を考えていたかを物語っていると思われる。内地雑居によって家を追われ、転宅する、というのは先の労働組合期成会の言った労働力流入の結果の予想だろう。外国語が必要になり、子どもに教わる父親が現れる、近所にキリスト教の教会ができてうるさくなるし、高い塔によって落雷も多くなる、良いことは何もないとこれらの絵は語っている。その場合も清国人は別だと考えていた。内地雑居は、国際都市神戸の市民がどのような国際感覚を持つかを考える一つの機会でもあった。

第四節 日露戦争と神戸

1 戦争と神戸経済界

開戦予想 明治三十六（一九〇三）年後半から日露の対立はより露わになったから、特に日清貿易に影響が
と貿易 大きくなっただけでなく、対欧米貿易にも「少なからぬ影響」があり、神戸港の「貿易市場は日

に沈衰の情勢」となった。明治三十七年冒頭に神戸商業会議所が調査した「神戸の貿易と海運に及せる日露事件の影響」は、三十六年後半期（八、十二月）における北清貿易・韓国貿易・海運・一般経済・神戸同盟銀行諸勘定・神戸市倉庫貨物の各部にわたって「打撃」ありと報告している。それが特に中国北部と韓国対象の貿易を調べているように、アジアとの貿易不振は、神戸市全体の沈滞につながるものだった。海運では、三十七年一月五日頃以後は北清貿易の「輸出途絶」し、ために「殆ど航路を廃したるが如き状態」になった。この報告書は、最後に「若し夫れ不幸にして之が解決尚遷延するに於ては実に財界は一層の不振に陥るや必せり」と結び、日露問題「解決」の早いことを望んでいる。ここにも日露戦争勃発を期待する世論が形成されていた。

開戦後 明治三十七年の貿易は、全国ベースで輸出三億二九四〇万円、輸入三億八一八〇万円となり、五の貿易 二四〇万円の輸入超過となった。入超傾向は神戸港では更に強く、輸出八七九七万円に輸入一億

七一八五万円と、八三八八万円の入超となっている。清対象の綿糸と銅の輸出が減少し、繰綿や米などの輸入が増加した。対清貿易は、当初深刻な打撃を受けたが、その後回復していたのである。

一九〇〇年代には横浜港は輸出港、「我神戸港は常に輸入港を以て目せらる」と言われていたが、それぞれの出超、入超傾向を指してのことと思われる。神戸港では入超が常態となっていた。日露戦争では、入超額が「前年無比の多額」となるだけでなく、「実に希有の異例を見るに至」った。戦争の影響が大きかったのは当然である。輸出では、欧米市場向けの麦稈真田や緑茶、香港市場向けの菜種油などが増加したが、開戦を予想しての見込み輸出であり、輸入増の砂糖や石油も同様の見込み輸入である（表98）。直接戦争に関連するのは軍需物資であり、米・魚缶詰など食糧、大麦・飼草など軍馬用糧秣、羊毛・ブランケット・繰綿など軍用衣料が輸入増に、軍事用に充てられた銅も輸出減となっている。波及結果としては、三つある。第一は、戦争に伴う勤儉貯蓄、節約の風潮で、縮緬や更紗などの衣料材料、アニリンなど染料の輸入減を招いている。第二に、戦費のための増税は非常特別税として実施されたが、その影響は砂糖輸入減に現れているだけでなく、米の輸出減のほかに増税の噂が出て売り惜しみが始まるなどに波及した。第三に、日清戦争と比較にならないほどの大動員が行われたため、労働力が不足し、紡績関係の製品を含め輸出減となっている。

戦場になった満州からの輸入品（豆粕・小麦など）や輸出品（麦酒・玻璃鏡など）が減少するのは当然だった。積み出しや航路の困難だけでなく、保険率や運賃の上昇などが海運の問題となっている。海運では「船舶は大

第四節 日露戦争と神戸

表 98 日露戦争と神戸港貿易 (明治37年の対前年同期比増減分)

(単位: 万円)

輸出増の主な製品	額	理 由	輸出減の主な製品	額	理 由
麦稈真田 (上半期)	74	欧米市場 好景気 見込み輸出	銅 (上半期)	108	軍需
(下半期)	63		(下半期)	62	
緑茶 (上半期)	32		綿織糸 (上半期)	49	綿花騰貴
陶磁器 (上半期)	28		(下半期)	288	労力払底
(下半期)	22		麦酒 (上半期)	13	満州対象
木蠟 (上半期)	24	香港市場 見込み輸出	玻璃鏡 (上半期)	11	
菜種油 (下半期)	31		天竺布 (上半期)	16	
紙巻煙草 (上半期)	54	官営化	(下半期)	11	労力払底
米 (上半期)	108	豊作	紙巻煙草 (下半期)	94	反動
			米 (下半期)	144	軍需・増税噂
合計 (上半期)	1903年 4,227/1904年		4,521=294増		
(下半期)	1903年 4,824/1904年		4,276=548減		
総計	1903年 9,051/1904年		8,797=254減		
輸入増の主な品目	額	理 由	輸入減の主な品目	額	理 由
汽船 (上半期)	152	船舶欠乏	豆粕 (上半期)	100	満州積出
(下半期)	189		小麦 (上半期)	15	
汽罐汽機 (上半期)	37		(下半期)	218	牛荘積出
米 (下半期)	373	軍需	麦粉 (下半期)	158	
魚缶詰 (上半期)	121		米 (上半期)	184	前年が異常
(下半期)	18		縮緬呉呂 (上半期)	128	節約風潮
大麦 (上半期)	71		(下半期)	58	
(下半期)	70		更紗 (上半期)	53	
飼草 (上半期)	13		(下半期)	36	
石炭 (上半期)	25		天然藍 (上半期)	82	
(下半期)	83		(下半期)	17	
羊毛 (上半期)	39		羅紗 (上半期)	11	
(下半期)	67		(下半期)	37	
ブランケット (下半期)	433		アニリン染料 (上半期)	8	増税
繰綿 (下半期)	400		(下半期)	20	
砂糖 (上半期)	110	見込み輸入	砂糖 (下半期)	76	
(下半期)	154		精糖 (下半期)	61	
石油 (上半期)	102		板紙 (上半期)	24	
(下半期)	154		(下半期)	27	
合計 (上半期)	1903年 8,052/1904年		8,087= 35増		
(下半期)	1903年 7,401/1904年		9,098=1,697増		
総計	1903年 15,453/1904年		17,185=1,732増		

(注) 万円以下は切り捨て。

資料: 『又新』明治38年4月28日～5月20日「戦時の当港貿易」, 『神戸市統計書』

半徴発」されたため「運輸力の欠乏」となった。海運は、ロシアの東洋艦隊やバルチック艦隊が存在したため、その動向をめぐる情報により輸出入の増減、保険率の上下が左右されていた。

しかし、総合すると神戸港の貿易は、前年比一四七八万円の増加となり、賑わったのである。

2 戦争と市民

開戦を予期
する世論
このころ『大阪朝日新聞』神戸付録に「ポスト便」という投書欄があった。それによると、明治三十七年一月の神戸市には「日露艦隊〇〇にて衝突し〇〇艦大勝利を得て敵艦を撃沈し

たり」などの噂が飛び交った。宴会の席についた「紅裙」も「妾しや西伯利亚で看護する」と「流行歌」を歌い、「日露問題の落語をなす」落語家、「旦那露西亞の奴が元町通りでも通りませぬか、一つぶん撲りてやりませう」と「意気ま」く車夫などが見られた(同明治三十七年一月十一日)。「在郷兵の一分子」から神戸市在郷軍人にあてて「時局も余程切迫、否寧危機一髪となりました、実に愉快ぢや御座いませんか」と日露開戦を期待する発言がなされている。「簡単なる露語の研究」をしないかと実践的な呼びかけもあった。

国債 軍債応募・
軍資献納運動
日清戦争の際、明治二十七年十月「徴集兵士の旅費贈与、従軍兵士の家族補助」を計る

ための神戸市尚武会が、神戸市長鳴滝幸恭を会長として設立されたが、日露戦争でも同様のことが期待された。三十七年一月二十日、同会(会長・坪野平太郎市長)の評議員会が開かれ、「大に会員を募集する」ために協賛委員九〇余名を選出した。婦人の軍事後援団体である愛国婦人会兵庫県支部(支部

長服部鈴子（服部県知事夫人）は、三十六年十二月末の二二四〇人から翌年一月末の二四二三人へと会員数を拡大し、さらに二月中旬には二六〇〇余人、十五日の幹事会当日に四〇〇人増加と急増するのも、開戦という雰囲気からのものだろう。二月八日、会長を坪野平太郎市長とする神戸市在郷軍人会と同尚武会につき「充分なる活動をなさん」という合同案が提議された。十三日には、赤十字社神戸委員部と尚武会委員の協議会が開かれ、「出征軍人家族救護及び犒兵の事につき赤十字及び尚武会以外に別動隊的の一会を設くること」を決め、組織化は坪野市長に一任された。日清戦争よりは格段に規模の大きい戦争の予感から、後方の備えも合理化が考えられていたのである。三月二日に坪野市長のほか丹波謙蔵・滝川弁三・直木政之介・松方幸次郎ら「市内有力者の集合」が行われ、「神戸市奉公会」の名称で神戸市役所に事務所をおく団体の設立が決められた。会則第一条には「本会は征露戦役に関し左の事項を実行するものとす。一、軍人の家族又は遺族保護の事。二、戦死者及び病死者追悼の事。三、犒軍其他必要と認めたる事」とあり、統一的に軍人と軍人家族の救護にあたる団体が生み出されたのである。婦人の統一団体も、三月十五日に神戸市婦人奉公会の発起人会が持たれ準備が進められている。会長には牛場みち子（牛場卓蔵山陽鉄道重役夫人）が就任した。事業として、慰問のほか児童保育所の設置（三カ所）と運営も行っている。愛国婦人会兵庫支部と神戸市婦人奉公会は、競合しながら組織を拡大していった。愛国婦人会兵庫支部の明治三十七年十二月末の会員数は、一万八六七四人、神戸市だけでも四九〇二人になった。兵庫県の三十六年十二月末の女性数八万九千三六〇四人に対して二・〇%の組織率だったが、神戸市では一萬三千二百四十一人に対して三・七%とより高い率を示している。

明治三十七年一月末、神戸市役所は早くも「軍資献金取扱に関し」県庁に手続きを照会しており、二十八日県永井内務部長は「時局は如何に解決せらるべきやは未知の今日」と現状認識をしつつも、献金出願者には「不取敢其願意を許し置き」「局面展開の上軍資を要する場合」まで願書を保管するよう回答した。その回答が届いた頃、神戸市役所に一万円の献金を持参した老婆がおり、「課員一同は是れぞ近頃第一の献金高にして而も一老婆の身を以て奇特の至りなりと種々話をなし」(『大朝』神戸付録 明治三十七年一月三十日)た。このような軍資献金を受け入れる環境はできていたのである。開戦一週間後の二月十七日の新聞には神戸市の軍資献金高は一万六〇〇〇〇余円に達していると報道された。

大蔵大臣からの「国債募集の件」を受け、一月三十日上京した服部知事は、二月五日帰県し、十七日神戸市の「銀行会社其他の有力者七十余名」との協議を手はじめに、二十日まで各郡市の有力者を呼び出して「国家有事の今日奮ふて多額の応募を見ん」と演説して、積極的な国債応募を求めた。岸本豊太郎や鳴滝幸恭らも「勿論何人も異議なく進みて之に應ずべく其金額は追々協議の上何分の申出をなすべき」(『大朝』明治三十七年二月十九日)と答えた。神戸組合弁護士は、二月二十二日の集会で、軍債応募を決議し、太田保太郎の五〇〇〇円応募をはじめ、一〇〇〇円以上の高額を申し込んだため、当日だけで総計約五万円に達した。個人の国債応募に止まらず、同業組合などの団体も応募をしていく。神戸実業協会などの大きな団体から、神戸海産物貿易協立会や神戸茶業勤儉同盟会などの小団体まで、積立金や剰余貯蓄金で応募している。神戸市と各区の所有している基本金も国債応募に充てられ、神戸市五万三〇〇〇〇円を含め一〇万三〇〇〇円が三月四日の市参事会に提案された。

内務省ルートで進められる国債応募は、地方官吏の率先した応募が当然視された。前述の各郡の説得を済ました後、服部知事の「一五〇〇円応募を始め、県庁だけで「一万円以上に達せん模様」と報じられたが、国民の戦争熱により、県官吏の応募額も修正を余儀なくされ、知事は五〇〇〇円、永井書記官、内村警部長、藤井法務部長は一五〇〇円などと引き上げている。

「服部知事以下県高等官、名誉職員市内実業家及び一般聴衆約七十余名」を集めた「国民的後援演説会」は、戦時下の勤儉貯蓄など「国民的後援」を説いたもので、参加者はそれほど多くなかった。それは後方の在り方が戦争の遂行に大きな意味を持つという「総力戦」の位置付けが民衆に理解されていない段階を示しているが、記事に「当日傍聴者中多くの婦人を見受たり」（『大朝』神戸付録明治三十七年二月二十三日）との注があるのは、大戦争になるであろうという婦人らの予感を示していたのかもしれない。日露戦争は、かつてない規模で展開しようとしていた。

排外主義 明治三十七年二月八日陸軍の先遣部隊が韓国の仁川に上陸し、海軍は旅順港外のロシア艦隊を**と祝賀会** 攻撃して、ここに日露戦争は始まった。ロシアに対し天皇の名で宣戦布告が発されたのは、二

月十日だったが、神戸市では、八日の戦闘開始が報道された九日夜から提灯行列が始まる。

十日に宣戦布告の詔が出ると、直ちに号外で知らされたが、新聞に掲載されて全国民が知ったのは翌十一日だった。号外で開戦を知った神戸市民は、開戦下の紀元節を豪華に祝った。開戦によって「特に神戸市の如きは市民は勿論在留外国人に到るまで歓天喜地」となり、午後六時湊川神社境内に提灯行列が勢揃いした。「実に幾万」の行列は、「一同最敬礼の上君が代の楽奏」の後、相生橋から元町筋を通り、北上して諏訪山

の金星台で万歳三唱して解散した。参加したのは、有馬道や磯上通、御幸通、小野柄通などの「町民総出」、「英人リネル（十四番館主）は外人社会を凡そ百名ばかり従へ」たほか、大阪商船会社、台湾食塩会社、住友銀行、山陽鉄道など企業の従業員も「繰り出し」て行われた。郵船会社が「海軍将校の服装をなして捕獲敵艦を引廻し」たなど、開戦即大勝利の夢に酔う雰囲気醸成された。

十一日の提灯行列の興奮は続き、十二日に津軽海峡でロシア艦三隻が邀撃されたという誤報が入るが、誤報と判明してから提灯行列が市内を回っている。三月十四日、旅順陥落とこれも誤報だが、それと知らず提灯行列が盛んで、居留地一〇〇番のウィレクレル商会や八二番ボラック商会など外商が日本企業と並んで参加しているし、日本人も栄町・元町・海岸通・東川崎町などの町では「全体の者女となく子供となく手に提灯を振立て」て参加しているのが見られる（『大朝』神戸付録明治三十七年三月十六日）。五月に入ると、神戸同盟銀行午餐会が発起となり、神戸市にある銀行や会社の「一大提灯行列」が企画され、三日、三井銀行神戸支店を先頭に、三井物産・大阪商船・三十四銀行・住友銀行・日本郵船・岸本銀行など三〇社が参加した。

各地の神社や寺院で戦争勝利が祈願され、神戸市では生田神社・湊川神社・長田神社で十一日から一週間「敵国降伏祈願祭」が執り行われた。宮内省も、全国の官幣社・国幣社に「宣戦の奉告祭を執行すべし」と「祭文祝詞神饌料幣帛料」を送ったので、十八日神戸市の生田・湊川・長田の三官幣社で、勅使服部知事や勅使代理仲大路参事官を迎えて行われた。寺院では、二月二十日から三日間敵国降伏・帝国戦捷の祈禱が兵庫新道の妙見寺で、南禅寺派管長を迎えての敵国降伏皇軍戦捷の祈禱大法会が兵庫西柳原町の福海寺で、二

月二十五、二十六日、極楽寺と藤の寺に兵庫神戸の浄土宗寺院僧侶が集まって皇軍戦捷祈願会が予定された際、新聞に広告も出したのは参拝者を求めていることだろう。須磨寺では、「皇軍勝利敵国降伏ノ為メ明四日ヨリ十日迄デ七日間大勝金剛之秘法ヲ修行シ出征軍人ニ勝軍ノ御守ヲ授与ス」と三月三日の新聞に広告している。おそらく市内の神社寺院のほとんどで、戦勝祈願行事が行われたと思われる。キリスト教も例外ではないだろう。神戸市のキリスト教各教会や婦人会・青年会の発起で、奉公同志会が組織され（会長・原田助）、「軍隊及び軍人軍属の家族慰問其他国民的後援をなさんが為」会員一錢ずつの貯金を決めた。この奉公会は、四月末には会員五四〇余人に達し、「軍隊慰問軍人家族の訪問救恤等」に活躍している。

村落共同体が維持されている農村部では、村をあげて祈願祭が行われる。有馬郡有野村のうち唐櫃村は、「神功皇后の三韓御征討凱陣の御途すがら其武具を唐櫃に納め玉ひ之を同村東座森に埋藏せさせ玉ひしに因みて」唐櫃村なる称が生まれたという伝説から、二月二十日、二十一日の二日間「村中挙つて」山王神社で敵国降伏の祈願祭を行い、氏子は一〇〇灯の点灯、三時の宮籠も決行している。

先にふれた『大阪朝日新聞』の投書欄「ポスト便」には、「西宮在柳福」の名で「うらみをはらすは此時ぞアリヤ はやく日の旗ネ翻へせ、旅順はおるかペイトルへ（略）ペイトルへ朝日の御旗を立つる時」（明治三十七年二月十九日）とペテルスブルグまで攻め込むことを求めるサノサ節が掲載された。便乗商売ではあるが、民衆の意識を示すものに商品のネーミングがある。神戸市ではこの時「征露煎餅」や「勝栗饅頭」、ここでは「亡露」までが売り出された。売り方でも、相生町の菊水煎餅で「一戦につき露苦舞」（一錢につき六枚）、元町の広井堂が「日本勝餅を一破港が露苦戦」（一箱が六錢）と「戦争に因たる意匠を凝らし」「買人の目を惹

かんと力むる」(『大朝』神戸付録 明治三十七年四月十一日)のだった。

開戦の二月以来、『神戸又新日報』はもちろん、『大阪朝日新聞』神戸付録のような小型の新聞にも、連日「神戸停車場の荷物運搬夫十名」や「御用船乗組員渡辺国太郎の妻梅子」らの献金、献納が報道される。「奇特な行為を記述せらるゝ」小学生徒という新聞報道に加えて、「小学校教師も生徒等に向つて暗に献金の美事を説くため」小学校でも献金熱が広がり、「各校相争ふの傾き」あるため、「特に父兄に迫りて献金額を貰ひ受け之を教師に託して、勤儉貯蓄せる金の如く案文を作り、之を自書して提出する」などの「少からざる弊害」が出て来たため、小学生の献金は「其本領たる性質を欠くものにして未だ意志の判断を有せざる児童に勧誘すべきものにあらず」(『大朝』神戸付録 明治三十七年二月七日)として禁止されることになった。

日本人の献金熱に同調して、神戸市在住の外国人も献金に参加していく。清国商人の呉錦堂(軍資に二〇〇〇円、赤十字社に二〇〇〇円、陸海軍恤兵金に二〇〇〇円)、神戸市在留の清国商人が新たに組織した報国恤兵会(神戸市奉公会へ)、麦少彭や呉錦堂ら(神戸市奉公会へ)、神戸クロニクルの社主ヤング(在留外国人から集めた一四二〇円を神戸市奉公会へ)、在留のマシユウイグナール(愛国婦人会へ)、ライジングサンロッジの代表者ワイマーク(愛国婦人会へ)らであった。

一方、地方の支出抑制の内務省の指示によって、民衆の民俗行事も取りやめる例が出てくる。三月一日は旧正月として、神戸市駒ヶ林村では左義長の雌雄を争って漁獲を占う行事があったが、「本年は日露開戦の折柄なればとて見合す事」になった。

戦争と地

方財政

一月三十日国債募集の件で大蔵省に呼ばれた服部兵庫県知事は、軍事費の支出多端であるから地方の支出を抑えるようにとの内務省の指示も受け、直ちに神戸市長に経費七万円の東山病院建築計画を中止するよう電報を打っている。二月五日夜帰県した知事は、六日朝坪野神戸市長と「種々市政の事に付」意見交換をしたが、公式の郡市長会議より以前に内務省指示の詳細を示したものと思われる。

「各府県に於てなし得る限り既に議決せる新事業継続事業の中止若しくは繰延をなさしめ」(『大朝』神戸付録明治三十七年二月十七日)よとの内務省の指示により、折から各レベルの議会にかけられていた府県や市町村の予算は一斉に原案修正を余儀なくされた。知事の再度の上京の後、十五日に開かれた兵庫県郡市長会議で、服部知事は「日露開戦につき軍資金の供給に対して此際大に国民の勤儉貯蓄を奨励し県費及び郡市町村事業の繰延若しくは中止をなして大に財政の緊縮を計り国債の募集に尽力して好成績を挙げん事を期し」たいと訓示したが、この会議は二日間にわたり「国債募集」と「戦時取締等の方法」について協議した。兵庫県では二月二十二日に県会が開かれ、当初予算の約一八六万円を約一五八万五〇〇〇円に、二七万五〇〇〇円減額する更生予算がかけられた。開かれた県会では、郡部会・市部会ともに歳入出全議案を「瞬間に可決確定し」、全体会も「一瀉千里の勢を以て異議なく之を可決し」た。

神戸市でも「此緊縮方針に因りて一切の新事業を企画せざるは勿論經常部の部面に於ても大に緊縮を旨として殆ど予算の改編に等しき刪減を加へた」ので、三十六年度と「大差なき範囲」で原案が修正されるのではないかと予想された(同明治三十七年二月二十二日)。結局、神戸市では、節減等の歳出の削減と歳入の改革による全面的修正が行われた。歳出では、「事業縮小のため新事業は勿論臨時部に属する継続事業も殆んど

表 99 神戸市の明治37年度予算

(単位: 円)

	36年度決算	37年度 当初市案	37年度 参事会案	37年度 市会決定	37年度確定	37年度決算
経 常 費	514, 454	528, 000	426, 165	436, 045	450, 688	443, 391
臨 時 費	197, 258	320, 000	96, 502	96, 502	159, 384	158, 023
水 道 費	255, 507	不 詳	222, 589	222, 589	282, 524	274, 706
合 計	967, 219		745, 256	755, 136	892, 596	876, 120

(注) 確定欄は当年度内に補正した。

資料: 『大朝』神戸付録 明治37年 2月4日・22日, 3月24日・31日, 「神戸市会議事録」

中止すること」となり、特に県知事からは東山病院改築計画の中止を指示され、合計で前年度決算の二三%減という大緊縮予算となった(表99)。節減策では教育費に影響が大きく、「各小学校の准教員を廃し」「備品費消耗品費の二割若くは三割を削り」「修繕費も堪へ得るゝ丈縮小」の措置が取られ、当初予算約一七万円から二万円を削減するものとなった(同明治三十七年三月十一日)。

歳入では、「民力休養税源涵養のため新税目を起し代ふるに旧税目中徴税を見合すものあり」と、支店税(三十七年度で二〇五円の見込み)・畜犬税・自動車税・瓦斯管税・定市場税・狩猟税などの雑種税の新設と家屋税の徴収中止が提案された。論議をよんだのは、家屋税の徴収中止で、三十六年度約四万八〇〇〇円の実績がある家屋税にかわる大きな税源があるわけではなかったから、新税も「結局不結果に終るは明かなり」(『大朝』神戸付録 明治三十七年三月二十三目)と批判された。三月三十日に開かれた市会では、ほぼ修正案を承認したが、歳入部で畜犬税の削除と営業税付加税の低減(二円につき一二銭を一〇銭に)を行った。

市長と市参事会 市参事会が提案した修正案では、市吏員も大幅に削減された。技手定員一二人を九人に、書記定員一二五人を九五人に減らしたため、「市吏員一般の恐慌を生じ」(『大朝』神戸付録 明治三十七年四月一日)た程だ

った。教育課長や書記ら四〇余人が解職されたため、「事務渋滞」が起こった。「神戸市には欠けてはならない」時号砲費や上水検査費なども削除されたため、市会の建議で追加予算を提出することになった。予算原案を作成したのは、市役所の各課だったが、三月初めからの予算修正案を作ったのは市参事会で、坪野平太郎市長は「心中怏々^{おちやう}として形式上の同意を表し」（同明治三十七年四月十四日）ていた。市制では執行機関は市参事会であり、市長はその代表者でしかないという、制度上の弱点がここに露呈したのである。予算修正案をかけた三月市会を「病氣」として欠席した坪野市長は、新年度冒頭に辞表を提出し、四月市会も病氣欠席で、その後の市会の留任交渉にも会おうとしなかった。市長辞任を聞いた市参事会も、「東山病院問題」を理由に四月二十七日辞表を出した（岡田文太郎は後に辞表を撤回した）ので、市執行部は市参事会員の岡田と漆原助役だけとなり（石川助役は庶務課長から助役になり在職二期一二年のち五月五日満期退任、混乱と停滞が市民から批判される事態となった。四月三十日に坪野を訪れ、留任勧告をした市会代表に対して、坪野は「潜然として落涙し」「事茲に至りしは遺憾ながらも已むをえず」と辞職は避けがたいと告げたが、「されど折角の御勧告に付更に熟考すべき」と含みを残した返答をした。坪野の行政能力に批判はあったが、「市会議員が（市長を）種々制肘して活動をなさしめず、選挙民に媚びて心にもなき事を主張し為に其事蹟を挙げしめざるの罪亦多し」（同明治三十七年五月二日）と市会議員の行動を非難する新聞も存在した。市会議員の個人的行動や資質の問題ではなく、実は市制そのものが持っている制度上の問題点によりやく注意が向けられようとしていたのである。

坪野市長は、五月六日勧告委員に「勧告に従つて留任すべし」との書簡を送り、八日の市会が承認したの

表 100 明治37年の参事会員改選

(出席42人)

前 任 者	得 票	結 果
山本 繁造 渡辺 尚 丹波 謙造 川瀬 彦輔 神田兵右衛門	山本繁造35 兼松房次郎21・渡辺尚19 →兼松23・渡辺18 草鹿甲子太郎22・丹波謙造20 川瀬彦輔29・松方幸次郎 9 本多義知21・神田兵右衛門19 →本多24・神田18	山本 繁造 (再) 兼松房次郎 (新) 草鹿甲子太郎 (新) 川瀬 彦輔 (再) 本多 義知 (新)

資料：『大朝』神戸付録 明治35年5月26日。岡田元太郎は辞任せず。

で、市長問題はあっけなく片付いた。残ったのは、市参事会員の辞任問題である。市長と連袂辞任の意味だったから、「坪野神戸市長が留任して市参事会員のみ辞職するという奇観を生じた」(同明治三十七年五月十日)と皮肉な見方も現れ、参事会員も辞表を「撤回して留任のことゝすべし」という声もあったが、最も反対したのは実は坪野市長だった。坪野は「一旦差出せし市参事会員の辞表は法律上撤回し得べからざるものなり」と参事会員留任説を退け、「強いて改選をなさしめんと」した(同明治三十七年五月二十四日)。結局参事会員辞任は既成事実となり、新参事会員の選挙が行われることになった。改選に反対し「前任者を再選せんとし」たのは憲政本党派で、政友会派は山本繁造と室谷藤七を、中立派は本多義知と兼松房次郎を、二十四日の夜の会合で決める。

五月二十五日、市会ですいに参事会員改選選挙が行われた。微妙な経過であったため、選挙は前任者一人ずつに対して執行された(表100)。政友会系では辞表を撤回して留任した岡田元太郎に加え、山本繁造の再選、憲政本党派の丹波を抑えて草鹿甲子太郎の新選、中立派の渡辺尚と神田兵右衛門はそれぞれ中立派の兼松と本多に交替し、憲政本党派は川瀬の再選だけだったので、改選前の〔憲政本党派系二・中立派二・政友会系二〕の構図が、改選によって

〔政友会系三・中立派二・憲政本党系一〕になり、政友会系が増加した。政友会系の勢力拡大も事実だが、坪野市長の市参事会改革の一環と考えるべきだろう。新聞は「恰も坪野市長を承認して参事会員を膺懲したるが如き結果」（同明治三十七年七月四日）になったと批評している。明治二十一年の市制では、市長を含む市参事会が執行権をもっているわけだから、しばしば市参事会員が市長をリードすることがあった。市長独任制が実現する明治四十四年の市制改正までは、市長が市参事会をコントロールしようとすれば、こうした非常手段しかなかった。

坪野市長の意向は、助役選出問題にも示されている。石川に続いて、漆畑も十月四日に任期満了になる。十月三日、政友会派の市会議員が助役候補を検討したが、上級助役に某銀行員、下級助役に某弁護士をあげた（同明治三十七年十月五日）。坪野市長派は、漆畑前助役を排除したかったようで、代わりに浪速銀行堺支店長大野盛郁をあげ、中立派は弁護士岡田泰造を推した。政友会・憲政本党の一部に小手川信次神戸税務署長を推す動きもあった。五日の市会では、憲政本党系と中立派が上級助役に岡田泰造、下級助役に漆畑春吉を推薦することで合意したが、政友会系が同意せず、十日まで各派の交渉が続いた。その過程で大野の名は消え、岡田・漆畑・小手川三名に絞られてくる。十一日の市会の選挙では、上級助役に岡田三一票、漆畑八票で、岡田が当選。下級助役では小手川二七票、漆畑七票、石川武夫一票、大野一票、無効三票となり、小手川が当選した。協議会の後上級助役は一八〇〇円、下級助役は一三〇〇円という助役の年俸も決めた。岡田弁護士を最初にあげたのは政友会で、小手川も政友会の推した候補だった。坪野市長と政友会系の構想だった漆畑排除は貫かれた。

明治三十八年一月、市会の議長選出では、中立派と政友会系の連合が成立して、中立派の太田保太郎が二六票を獲得し、再選をめざした憲政本党系の藤原吉三郎の一二票を抑えて当選した。議長代理者でも、やはり中立派と政友会系の連合で若林金七（政友会系）が二五票で、中立派の一部と憲政本党系の推した物集伴次郎八票を上回り当選した。

坪野市長は、自分のリードできる市参事会と市助役へと構成を変え、市会も自分を支持する政友会系と中立派に多数を握らせる構想を持っていたと思われる。それに政友会系が乗って勢力拡大を図ったのである。

3 講和反対騒擾

講和をめ 『神戸又新日報』は、明治三十八年三月三十一日の社説「償金問題」で、「此上は最早我邦にぐって 対して講和を求むるの外無きに至りたるものゝ如し」と戦況を楽観視し、「将来支出せざる可

らざる経費も尠からざれば七億円位の償金に甘んずべからず」、「直接の損害及び間接なりとも密接の關係ある損害は過去一年間に於て既に二十億円の多きに達した」から一カ年二〇億円の償金計算は「是れ蓋し適當の計算ならん」、「三カ年なれば六十億円の償金を要求すべき訳合なり」と六〇億円償金説を唱えた。

『大阪朝日新聞』神戸付録（明治三十八年十月八日）は、「権兵衛種蒔の作替」と題する漫画を掲載したが、「こんべえが講和好きや、桂は素より大臣一同弱音を吹くかい」に続いて「向ふウイテノ小言の言ひ次第で十五億償金は一厘取れずに何箇条捨て置き樺太半分」とある。民衆の間に「十五億償金」の噂があったこと

を示している。

講和成立後の九月二日の『神戸又新日報』社説「償金問題」は、「償金は単に金銭の問題に在らずして実に戦争の責任を明白ならしむる繩規なり」として、日露戦争の原因を「露国が満州撤兵の公約を履行せず」「韓国の独立を脅して我邦を迫害せんと企てたる」の二つに求めている。それが償金を取れない講和となれば、「屈辱的講和を為して以て国家前途をして危殆ならしむ」「当局者」を非難すべきであるとしている。

同紙九月五日の社説「果して宣戦の目的を達したる乎」は、ポーツマス条約を「国辱の甚だしきもの」とし、「満州は我軍が幾多の犠牲を供して勝利を占めたる結果占領した」もので、「清国は満州を統治する能はず」故に「我邦をして今回の義戦を余儀なくせしめた」のである。それを清国に返還するのは「義戦の占領地を以て不義の侵略地と同一視するもの」で、さらに「戦勝国の権利として当然得ざる可らざる割地償金を喪失し」たなど「今回の講和条件なるものは全部屈辱を以て蔽はれたり」と追及している。

講和反対市民 東京市で屈辱的講和反対国民大会が暴動化し、いわゆる日比谷暴動という「帝都の大騷擾」大会の準備 になったことは、『神戸又新日報』九月六日号で伝えられた。同紙には「講和成立に対する

寄書」欄が作られ、「神戸市民は眠れるか、屈辱的講和に甘ずるか、何故に大会を開いて満天下の同胞に訴へざるか」などの投書が掲載され、神戸市でも東京市と同様の動きの予感があった。同夜、神戸市選出の代議士、市会議員、区会議員、新聞記者らの会合があり、九日に市民大会を開くことを決める。七日夜の発起人会は、鹿島秀麿代議士を座長とし、先と同様の職業のメンバーら二〇〇余人が集まった。九日の新聞に「講和問題神戸市民大会」を旧湊川埋立地で本日一時から開くとの広告が掲載された。

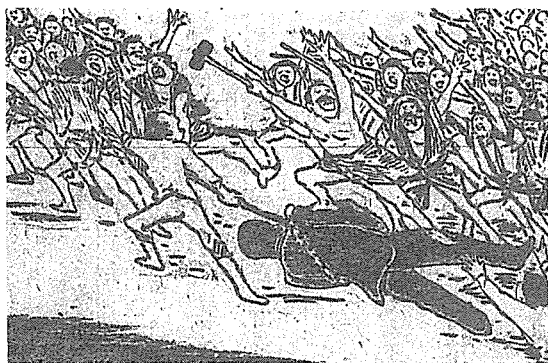


写真 26 銅像引回し事件（『神戸又新日報』明治38年9月9日）

湊川神社伊藤
博文銅像事件

伊藤博文の銅像は、明治三十七年十月二十二日湊川神社で除幕式が行われた。「銅像は侯が脱

帽の儘フロックコートを着し直立せる姿にして其高さ六尺五寸台石共十四尺五分にして、其台石には岩崎久弥氏外二十五名より侯が還暦の祝に贈る旨を彫刻しあり」（『大朝』神戸付録 明治三十七年十月二十四日）と描かれている。

明治三十八年九月七日夜、湊川神社前の大黒座で非講和演説会が開かれ、「満場立錫の地なき迄に入場者」があるほど民衆の非講和要求が強かった。その感情は、演説会に参加するだけでは収まらず、演説会に参加した聴衆の一部は湊川神社に入り込み、銅像の柵の鎖を銅像に巻き付け、力任せに引き倒した。一人は大声で「手伝へ〜国民なら手伝はぬかッ」と怒鳴り、参加を求めていた。倒した銅像を数百人が「万歳」を叫びながら表門へ引き出し、相生町五丁目から有馬道を北へ、西門筋を西に荒田筋を折れ多聞通に出、福原口派出所前に捨てていった。道々、民衆は派出所や店に投石したが、それ以上のことはなく夜中一二時頃に民衆は「何れ明後日がある」と口々に叫びながら解散した。明後日には市民大会が開かれる九日のことである。事件を伝えた新聞は「銅像難——昨夜の大騒擾」（『又新』明治三十八年九月九日）と表現したが、少なくとも焼打ち事件ではなかった。民衆の非講和感情は、政治家や弁護士、

ジャーナリストらの組織的な非講和運動を待つことなく、奔放な発露となった。東京市での暴動が起きた後だったから、警察も「頗る寛大の方針を採り干渉、東縛等の行為を避」けている。日比谷暴動の影響は、攻守両方に大きかった。

銅像は、水上署の警備艦に保管されたが、「頭部に大穴あり、其他背は鉋の爲め減茶々々と」(同明治三十八年九月九日)なっていた。

八日夜も、湊川神社に集まった「百数十人の団体」を中心に、午後七時半頃から午前二時半頃まで暴動化して派出所を襲うなど騒ぎ、一四人が逮捕された。神戸市では、民衆の暴動化が先行する形で市民大会が開かれることになった。

講和問題市民 九日午後、湊川埋立遊園地に「大海潮の押寄する如く会集したる幾万の市民」が集まり、大会と暴動 講和問題市民大会が開かれた。中心になったのは、桜井一久・鹿島秀麿・草鹿甲子太郎ら

で、桜井は「今度の講和条約は言語道断なり」「国民は宜しく此条約を破棄すべきのみならず、現内閣をも其儘にしては置かれぬ」と絶叫し、大会は「今回の講和条件は開戦の目的を没却し延いて邦家百年の禍根を胎すものなりと認む、吾人は挙国一致之を破棄せんことを期す」などを決議し、「是より会衆中演壇に登壇するもの続続現はれ皆慷慨、悲憤ならざるはなく大に会衆の感動を惹起し」(同明治三十八年九月十日)た。興奮した民衆は、なかなか解散せず、再び騒擾を引き起こした。湊川神社には、銅像跡を見に押しかけた「群衆夥しく」、銅像前の演説を聞きに「人の山を築き」「混雑は非常のもの」だった。午後七時半頃から民衆の派出所襲撃が始まり、荒田町や湊川神社西門、有馬道などの派出所が襲われ、午前二時半頃まで続いた。こ

の夜の群衆は「鍛冶工燐寸工場の職工等過半を占め居る様子」（同明治三十八年九月十一日）だった。この夜は八六人が逮捕される。

十日夜、草鹿甲子太郎ら政友会兵庫支部有志は、講和条約の「破棄に力め併せて元老閣臣の罪を問ふべし」を決議した。政党も旗印を鮮明にせねばならなかった。

十二日夕、湊川神社前大黒座で非講和有志演説会が開かれ、憲政本党代議士の河野広中・山田真之助を迎え、大阪市の日野国明や安藤柱も加わり、神戸市の桜井一久・鹿島秀麿・野添宗三なども演説する予定だった。当夜の懇親会で、東京から来た山田喜之助が非講和同志倶楽部の設置を提案すると、鹿島秀麿が直ちに賛成して、事務所を神戸倶楽部内に置く同志倶楽部結成が決議された。

4 坪野市長辞任と水上市長の就任

避病院問題と 神戸市の発展は、同時に衛生問題、特に伝染病対策の本格的な取組みを要求する。当面東坪野市長辞任 山避病院の移転拡張が計画されたのだが、移転予定先で次々と反対運動が起こり、移転が

不可能になって約一〇年が経過した。坪野市長は、現在地での拡張に踏み切り、市参事会の同意を得て、明治三十六年八月頃隣接地五〇〇〇余坪の買収を行った。ただ当初予算に盛り込んでいなかったもので、市参事会員渡辺尚の名義で買収した。敷地買収費三万一九四四円（一坪六円）を追加予算とし、三十七年四月十四日の市会に上程した。市会では、同地は坪四円五〇銭から五円の時価だから六円は高い、三十七年度の予算に

もなかったのは何故か、等の質問が続出し、漆畑助役が地主に不当利益をえさせないために急いで買収したと答弁したが、市会は「市参事会の越権なる行為を責むる」形になり、「非常なる議論の末決議に至らず」『大朝』神戸付録 明治三十七年四月十六日調査委員七人を選出して散会した。太田保太郎は、調査委員会の目的を東山病院の現在位置の適不適、新買収地の適不適、買収価格の適不適を検討するものと提案し、承認されている。直後に市会半数改選があり、坪野市長辞任問題、市参事会員改選と続いたので、決着は翌三十八年春にまで延びていった。

明治三十八年二月十三日の市会では、鹿島秀麿・村田菊蔵・藤原吉三郎・小林覚三郎・水野正巳といずれも憲政本党系の市会議員が「避病院敷地買収承認を求むる件」に反対意見を述べ、出席議員二十八人のうち四人が反対したため否決された。そこで、二月十五日来田弥十郎収入役が、三月九日坪野平太郎市長が辞表提出に追い込まれた。来田は、買収費用に対し「円満に相当手続を了する場合に至り難きを以て」「引責辞任」、坪野は敷地買収に「遂に承認を得ざりしを以て其責を負ひ」「辞表提出」とそれぞれの「辞職願」に明記した。三月十七日の市会では、まず市長と収入役の引責辞任と当日「咄嗟に提出せる」山本繁造市参事会員の「事故有之辞職す」を満場一致承認した。次に、十六名の政友会派議員が提出した「岡田名誉職参事会員は避病院敷地購入の件に関し引責するものと認む」決議を、憲政本党系の反対を押し切って成立させた。最後に追加予算・土地購入の件など東山避病院敷地買収費を一括承認して、一〇年間の懸案だった東山避病院問題を解決させた。市長と市参事会の「越権行為」を批判しながら、懸案解決の前に既成事実を承認したことになる。

後任をめぐることは、三十七年に解散した実業中立会が、有馬市太郎と物集伴次郎の呼びかけで「市長候補者選定に関する意向を協定」するための懇親会を四月二十六日開き、「十名許り」が集まったが、「意見区々にして容易に纏まら」(『又新』明治三十八年四月二十八日)なかった。政友会派が四月二十八日同じ趣旨の会合を開き、憲政本党派も含めて三派はそれぞれ動き出す。最も早く名前が出て来たのは西村貞太郎で、憲政本党派が推した。西村は、加東郡小田村出身の代議士で、進歩党―憲政本党派に所属し、台湾銀行監査役でもあった。政友会派は、五月五日の会合で坪野再選説を賛成少数で退け、「更に適當の新候補者を迎ふること」を決める。五月九日の市会が開かれたが、政友会派には候補なく、中立派は坪野再選説が有力だがまとまらず、憲政本党派でも西村推薦に他派の支持を得る見込みが立たず、各派の合意で候補選出を延期した。十一日の三派交渉会では、政友会派が坪野再選を断念する代わりに、憲政本党派も西村を降ろし、「三派連合協議の上新候補者を選択すること」(同明治三十八年五月十二日)が政友会派と中立派の合意になった。しかし、十三日の交渉会で、憲政本党派が西村擁立を主張したため、政友会派と中立派は賛成できずとして決裂した。その後中立派は、政党色のない人物の選定を政友会派に託したようである。

二十日過ぎに、政友会派には武田千代三郎を候補とするグループが出て来る。武田は、もと兵庫県書記官で、秋田県・山口県の知事を歴任し、この時は休職中で東京市に住んでいた。武田擁立で政友会派と中立派の連合が成立したが、七名の政友会派議員は武田推薦を拒んだ。六月六日の政友会派市会議員総会(小山政吉を除く市会議員一八人のほか草鹿甲子太郎・室谷藤七・赤木豊太郎・北野藤兵衛・横山浅雄出席)で、交渉にあたった室谷藤七が、市長年俸を第一回交渉の際の六〇〇〇円から、第三回交渉では三五〇〇円プラス交際費七五

〇円で妥協し、候補を承諾したと報告すると、『其人格を云々し議論沸騰容易に決する模様なかりし』様相を呈した。採決でも武田擁立一人、反対七人となったのである。ちなみに坪野市長の年俸は二五〇〇円だった。反対した七人の政友会別派議員は、九日西村と会見し、十日同時に行われるはずの市参事会員選挙で、兵庫区は中立派、湊東区と葺合区は政友会別派に委任するという条件で、憲政本党系と「両々提携し」て西村推薦に同調することになった。中立派は、十日の会合で武田推薦で政友会派に同意することを決める。『神戸又新日報』には、両者に関わる記事はないが、『朝日新聞』神戸付録は、西村が市長になれば、『単^{ひと}神戸市のみならず延いて日本の損害たらん』と、「一派の術策」数カ条を暴露して、西村批判を強硬に行った。

六月十五日の市会は、いよいよ市長候補者三人の選出に入った。両派の板挟みになった小山政吉が欠席したため、出席者は四〇人となり、西村と武田が同数になったため、決着はつかなかった。武田に投票したのは、中立派九人に政友会一人、西村には憲政本党系の一人に政友会別派の七人で、どちらも二〇人にとどまったのである。当然再投票でも同数になり、窮した市会は休会となった。市会の翌々日十七日の『神戸又新日報』に、不思議な記事が掲載された。そこには、武田千代三郎発の電報「市長候補ノ内談ハアリタレド、承諾シタルコトナシト御掲載ヲ乞ウ」があり、市長就任交渉はあり、条件は出したが、その後返事はなく「市長問題と小生との関係は始まらざる内に終りを告げたるものに御座候」との手紙が全文掲載された。武田受諾の事実はないのかとの推測もされたが、政友会派・中立派ともに、武田受諾で押し切り、同数であった以上抽選によるか、新候補者かを、休会後の交渉会で主張し続けた。七月二十六日市会が再開されたが、岸本豊太郎や牛場卓蔵らの調停が成立せず、中立派の太田保太郎議長が流会を宣告したので、解

決は先延ばしになった。

水上市長 八月三日岸本豊太郎と牛場卓蔵が仲裁者になり、両者の辞退と新候補者選定を市会の新委員会の登場に委任することで、ようやく合意が成立し、その夜の市会は八人の選定委員を選んだ。実際に

候補を探していたのは、服部一三兵衛、岸本豊太郎、神戸商業会議所会頭で、二人は上京し、政党出身者ではなく「官吏又は学者連」(『又新』明治三十八年八月十日)を探していた。市会をコントロールできる政治力よりも、能力・技術ある者を探していたのである。この上京で候補が見付かり、市会選定委員会の検討、選定委員の上京と面会を経て、八月末によりやく候補者が明らかにされた。横浜税関長の水上浩躬である。水上は、熊本県出身で四五歳、明治十一年東京帝国大学法科大学を卒業後、大蔵省に入り、長崎県書記官や松方正義蔵相秘書官を経て、神戸税関長も務めたこともあった。

九日の市会では、水上を第一候補、岸本を第二候補、牛場卓蔵を第三候補に選び、内務大臣に申請した。九月二十七日内務省から水上市長認可の裁可書が届き、ここに新市政がスタートすることになった。(この節では『大阪朝日新聞』神戸付録、『神戸又新日報』によるところが多い。)

第五節 神戸の「民本主義」

1 公民会の市政改革運動

立憲国民党と 憲政本党は、日露戦後の政界で苦闘していた。明治三十一（一八九八）年の憲政党分裂により、市の政界 苦渋を味わっていた。明治四十年代に入ると、戊申倶楽部や大同倶楽部との合流で、非

政友大合同をめざす改革派（鳩山和夫、大石正己ら）と、大同倶楽部など官僚派を排除し、一人一党の性格の強い非官僚派である又新会との合同をもくろむ非改革派（犬養毅ら）の党内対立が強くなった。明治四十二年三月十六日の新政党樹立協議会は、又新会にも憲政本党と同じ二派対立があることを世間に公開しただけで失敗に終わった。しかし、その失敗のため官僚派主導の政界再編が進められ、明治四十三年三月一日大同倶楽部（所属代議士数二十九人、以下同じ）と戊申倶楽部（四〇人の約半数）が合同して、中央倶楽部（五〇人）を結成した。政友会の原敬は「戊申倶楽部の官僚派主動者となり、大同倶楽部と合して官僚党を造るの計画成り」（『原敬日記』第四卷、二月二十五日）と判断していた。

これに対抗して、戊申倶楽部の仙石貢と片岡直温が行っていた斡旋が功を奏し、六日には憲政本党（五八

人）・又新会(三四人のうち二人)・無名会(明治四十三年二月十八日又新会から脱会、七人)・旧戊申俱樂部(土佐派
『三菱系の六人)の四派が合同し、立憲国民党(九二人)の創立会が行われた。

憲政本党大会での大養毅の説明では、「(一)内閣の責任を明かにし官僚政治を打破すること、(二)偏武的政策を矯正する事」(『東京日日新聞』明治四十三年三月十四日)の二点に新党の目標があった。「綱領」には「一、内政を改善し地方自治の更張を図る事、一、税制を整理し財政基礎の鞏固を期する事」などがあげられていた。兵庫県選出代議士では、憲政本党の水野正巳・肥塚竜・内藤利八・竹田文吉・西村真太郎、又新会の桜井一久(神戸市)・多木久米次郎・小寺謙吉・佐野春五が、すなわち両派所属の全員が国民党に移った。この再編によっても、代議士総数では、政友会二〇四人、国民党九二人と、国民党ははるかに少数派にとどまっていたが(議員総数は三七九人)、兵庫県に限れば政友会四人(神戸市一人)、国民党八人(神戸市一人)と逆転していた。新生の国民党にとっては兵庫県政界を把握することが最重点課題だった。その最初のチャンスは、国民党結成の翌月行われる第八回神戸市会選挙であった。

大阪市の市政改

革運動と神戸市

ちょうどこの時期に、神戸市民も神戸市政に目を向けていた。その要因の一つとして、大阪市政をめぐる運動があった。大阪市では、明治四十二年半ば以降、市会常設委員会設置問題、重税負担の継続、市電線路問題を契機とする市政改革運動が始まっていた。市政改革グループの最初の団体である市政研究会結成が決められたのは、明治四十二年十二月三日。さらに発展して大阪市民会の発会式は、四十三年一月十五日。市民会は、三月一日の評議員会で市政改革の課題を決議するが、それには「自治制の運行を監視」「公営事業の得失及び経営方法の当否」「市制を改正」などが掲げられていた。

これらの課題の論議が六月に行われる第八回大阪市会選挙に向けて活発に行われていた時期と、神戸市での新たな運動が始まる時期が重なっている。大阪市民会の場合、幹事等の役員は、実業家・ジャーナリスト・弁護士など改革派の総結集であり、政友会系の人々も参加していたが、国民党大阪支部のメンバーが大きな役割を果たしていた。大阪市の運動との直接のつながりを示す史料は残っていないが、これらの状況が神戸市の運動に影響を与えていたと見るのが自然であろう。

関連史料として、神戸公民会大会（明治四十三年四月八日）での演説を取り上げてみる。幹事の伊藤俊介は「公民会の本領」という題の下に「神戸市政の現状は未だ特に腐敗の点を認めずと雖も彼のタマニーホールは既に米国よりして我隣市なる大阪堺両市を襲へり、市民たるもの豈枕を高くして可ならんや」（『又新』明治四十三年四月九日）と弁舌を奮っている。タマニーホールとは、ニューヨークの市政を握っていたグループの拠点を示すもので、明治四十三年二月の『大阪朝日新聞』は一〇日間にわたる「タマニー党と大阪」なる連載を行い、「腐敗した」地域ボス予選派を糾弾していた。前述の大阪市政改革運動は、この予選派との闘いであった。神戸については伊藤は「未だ腐敗の点を認めず」と言い切ったが、同日の演説会ではいくつかの問題が既に出されていたのである。川西徳三郎の「市費の濫費と監督の責任」は、塵芥焼却場を市内東部に設置すると数年前に決定しながら、地域の反対に会うとたちまち中止し、多額の経費を費やして海中投棄を行っていることを問題とした。水野正巳の「市民に告ぐ」は、一〇〇〇万円の資金を費やすはずの水道拡張が、市長欠員中に、調査もなく数分間で簡単に決められたことに「不都合」を唱えた。伊藤の演説でも「所謂議員屋、名誉職屋なる專業者を駆逐し絶えず新陳代謝して以て其席の暖かなるを得せしめざる」こと

を改革の要点として提案している。大阪市のような大問題にはなっていないが、神戸市にも特有の問題が起きていたのである。それは産業都市、貿易都市として発展していくに必要な社会資本の合理的な施設化・運営を求めるという、この時期に不可欠の課題であったために、多くの市民に市政改革運動としてとらえられ、その決戦場としての市会選挙に多数の市民が参加することになったのである。当日採択された「宣言書」は、冒頭に「商工業の殷賑と与に市街膨張の駿速なる事、我が神戸市の如きは実に稀に見る所なり、従つて公共の施設益多端にして市民の負担愈苛重を加ふると共に市政を如何にして進展せしむべきか実に当面の最緊要問題に属す、由來我が神戸市は東亜の枢港なるを以て自治行政の良否施設経営の適否は單に四十万市民の休戚に関するのみならず直に内外の親睦彼我の通商に懸る所亦甚だ大なり」(『又新』明治四十三年四月七日)と、「根本的刷新を加へ自治の実績を挙げ」公共の名にふさわしく、「諸般の施設経営」つまり社会資本整備を合理的に進めることを求めている。

公民会の 明治四十三年四月二日、立憲国民党所属の代議士である桜井一久・佐野春五・小寺謙吉・水野

結成 正巳(兼市会議員)、中立派の神戸市会議員太田保太郎・植田徳松、弁護士日山彦十郎が会合し、

「公民会」の組織化を決めた。これは「市政革新を企図」した「当市実業中立派有志並に国民党代議士等」の結集と見なされた。四月八日、湊川新開地に約三〇〇〇人が集まり、盛大に公民会発会式を行った。発会式に続いて、前述したような演説会を行った。設立の趣旨は、七日に発表された「宣言書」と「会則」に表されている。会則では「本会は神戸市々政上に政党競争の弊を根絶し専ら市自治の発達と市民の幸福を企図するを以て目的とす」(第二条)と市政改革団体としての性格を明記した。「政党競争」の排除については、

第五節 神戸の「民本主義」

「宣言書」では「市政刷新の要は先づ政党上の競争を自治行政上より全然駆逐し、自治の実績を挙ぐるの道は市の財政と将来の趨勢に備へ永慮の長計を按じて諸般の施設を経営するに在り」(『又新』明治四十三年四月七日)と一層明確にしている。新聞が伝える国民党系の運動とは少し様子が違う。演説会でも、伊藤が「世人は公民会を目して国民党々勢拡張の具に供するが如く揣摩するものもあるも決して然るにあらず、公民会は一に市政の改善刷新を企図し国民党にまれ、政友会にまれ其来り投ずるを拒むものにあらず」と弁明したように、党派を超えて市政改革をめざしたものだ。一般にもそう認識さ

表 101 公民会幹事 (職・所属別)

職・所属別	幹 事 [会長 桜井一久 (代議士, 又新会)]
代 議 士	鹿島秀麿(代議士, 改→進), 小寺謙吉(代議士, 又新会), 桜井一久(代議士, 又新会), 佐野春五(代議士, 又新会), 水野正巳(市会⑥進, 代議士, 進)
市会議員 (市会議員 経験者を 含む)	有馬市太郎(①⑤立), 生島四郎左衛門(①改), 池長通(①改, ④進), 伊藤俊介(⑤立), 植田徳松(⑦立), 太田保太郎(⑤⑦立), 鹿島房次郎(⑥政, 市長), 鎌田覚蔵(⑤立), 川西徳三郎(⑥立), 小倉庄太郎(⑥立), 杉山利介(①), 須田藤吉(⑦進), 直木久兵衛(⑤立), 中村謙蔵(④自), 横山浅雄(④立), 物集伴次郎(⑤立)
地 域 団 体	末正盛治(林田区)
実 業 家	小曾根貞松(喜一郎の子), 高津英馬(三宮商工会長), 丹下良太郎(三宮商工会), 吉田吉兵衛(神戸青果組合)
弁 護 士	小野寺勝, 野添宗三, 日山彦十郎
そ の 他	阿波野松太郎, 小泉清左衛門, 津川信三郎, 辻利助, 永井新兵衛, 中村清治, 中村政吉, 長浜礼蔵, 西村与一郎, 丹波豊之助, 橋本卯太郎, 藤田鮫吉, 二見松太郎, 室谷藤七, 百崎俊雄

(注) 氏名の後の()内は経歴。市会①は第1回市会選挙に当選を, また自は自由党, 政は立憲政友会, 改は立憲改進黨, 進は進歩党, 本は憲政本党, 立は中立派を示す。

その他には不詳も含む。

資料: 『又新』明治43年4月11日ほか

れていたことは、『神戸又新日報』社説に「公民会は市政より政党分子を除却するを目的として起たる者なれば、同会中には国民党あり、実業派あり、政友派あり」（同 明治四十三年七月四日）と述べられていることから確認できる。

八日の発会式で幹事指名を一任された桜井一久会長は、四月十日四名を発表した（表則）。幹事を役職で分類してみると、代議士は国民党だけしか参加していないが、政友会系と言われる鹿島房次郎市長を始め、市議員またはその経験者では政友会系や中立系を多数含み、広い範囲の参加者からなる市政改革運動であるという性格を明確にしている。それは同月行われた第八回市会選挙で一層明確になる。後のことになるが、大正二（一九一三）年第一次護憲運動の過程で、立憲国民党から脱党が続き、神戸市在住の小寺謙吉も脱党した際、小寺除名案が出されたが、役員の曾根巳之介は「公民会は政治的結社に非ず、市自治の改善発達を企図するものなれば国民、政友若くは新政党の執れたるを問はず会員たるを得べし、左れば小寺氏の脱党は除名の理由とならず」（同 大正二年二月十日）と答えておさめた。ここにも公民会の市民的性格が現れていると言えよう。

2 明治四十三年の二つの選挙

市会半数
改選
明治四十三年の第八回市会選挙は、市会の多数派である政友会神戸支部に、憲政本党神戸支部が戦いを挑む形で進められた。ただ、神戸区だけは両者に中立系が参加して合同会の名で妥協

が成立し、二級二人・三級二人を立てることが決まった。三月憲政本党が解体され、国民党が成立したことで神戸市の政界も新しい波に洗われることになった。四月国民党系代議士の積極的な働きかけで、中立派を巻き込んだ公民会が結成されたのである。神戸区の合同会は存続したが、そこも含めて公民会は多数の候補を擁立したので、選挙は基本的に公民会、政友会神戸支部、の兩派で争われることになった。新聞は「公民会勝つか、政友会敗くるか」（『又新』明治四十三年四月十九日）と書き立てた。

湊東区は複雑で、地域団体が湊東協和会（政友会系）・中央倶楽部（憲政本党系市会議員の水野正巳が「牛耳を執れる」『又新』明治四十三年四月五日）・湊東公同会（もと改進黨・進歩党の市会議員「大庭竹四郎氏の率ゆる」（同）の三つあり、公同会が三級一人の確保を協和会に申し込んだところ、拒否され、協和会は中央倶楽部との交渉を進めた。協和会の交渉は、当選を確実とする意味だったようで、五日の新聞には一級丹波・二級高浜・三級尾水の候補者広告を掲載している。中央倶楽部は、三級候補として楠町から谷勘藏、荒田町から南嘉兵衛を選び、奥平野町からは候補を出さないことに決めたため、協和会との交渉が再開され、「兩派の妥協成立し相協力して湊東公同会に衝ることゝなりたり」（『又新』明治四十三年四月六日）。『大阪朝日新聞』神戸付録四月十三日号には、「中央倶楽部・湊東協和会連合事務所」の名で、三級三人、二級一人をあげた推薦広告を出した。これには「本連合事務所ハ中西某ナル者ト提携セシコト無之候^{これなく}」と但し書きがあり、中西推薦の公同会に敵意をむき出しにしている。妥協の経過から考えると、協和会と中央倶楽部はいずれも地域名望家の団体であり、参加している地域もあまり重複がないものと思われる。一方で、協和会は公同会と重なり合うがために対立しているのであって、表面に見えている政党政派の対立は真の原因ではないだろう。

湊東区の一級は、市制が予想した階級選挙の極限を示す例である。有権者は二人しかいず、それも川崎造船所（本社神戸市、資本金二〇〇万円、社長松方幸次郎）と東京倉庫株式会社だけである。両者の意向で当選者は決定する。川崎造船所の地元である東川崎町代表の丹波助次郎（湊東協和会、川崎造船所代表の国木田収二、東京倉庫代表の稲葉福四郎が候補者で同時に当選者となる）。

四月十九日三級、二十日一級・二級の投票が行われた結果の表（表102）から考えてみると、その対立構造は三つあることが読み取れる。第一は、公民会对政友会である。葺合区二級（政友会の勝ち）、湊西・林田区の一級（公民会の勝ち）・一級補欠（公民会の勝ち）・二級（公民会・政友会が拮据分け）・三級（政友会の勝ち）がその例となる。第二は、公民会对合同会である。神戸区の二級（合同会の優位）・三級（公民会の優位）・三級補欠（公民会の勝ち）の構造である。第三は、協和会对合同会である。湊東・湊区の二級（協和会の勝ち）が例であり、三級（合同会の勝ち）に中央倶楽部も加わっているが、基本的対立は協和会と合同会の間にあると考えられる。この対立構造からもう一步進んで考えると、公民会は政友会とも進歩党系・政友会系・中立系連合（合同会）とも対立を辞さないものであるから、憲政本党の後身である国民党の系譜だけでは理解出来ないのは明らかである。前述した公民会の性格規定を裏付けるものと言えよう。旧進歩党系と言われる中央倶楽部も、政友会系とされる協和会との間に調停が成立するが、合同会とは対立を続ける。三者はいずれも政治的団体というより、地域団体であったのである。葺合区では、政友会が一級を無競争で、二級では公民会候補に圧勝するという力を見せているのは、葺合親和会という地域団体を手中にしていることによる。この選挙は、地域団体を基盤にする政友会に対し、公民会は「政党競争に弊を根絶」する課題の下に、社会資本の整備等の新しい

第五節 神戸の「民本主義」

表 102 第 8 回市会選挙（明治43年）の主な結果

等級	1 級			2 級			3 級		
区	氏 名	党派	得票	氏 名	党派	得票	氏 名	党派	得票
葺合	◎山口善兵衛	政友	28	◎高田 三郎 山本 将雄	政友 公民	91 31	(改選なし)		
神戸	(改選なし)			◎山崎弥兵衛	合同	116	◎小寺 謙吉	公民	1191
				◎桜井 一久	公民	104	◎西本 茂吉	合同	982
				阪井 訥藏	合同	103	◎小倉庄太郎	公民	903
							藤田治右衛門	合同	702
				(補欠選挙)			(補欠選挙)		
				◎今井 市蔵	合同	145	◎丹下良太郎 大塚 民蔵	公民 合同	1002 65
湊東 湊	◎丹波助次郎	協和	2	◎高浜 治	協和	52	◎中西 鉄馬	公同	1277
	◎国木田収二	中央	2	菅 音次郎	公同	47	◎南 嘉兵衛	中央	1276
	◎稲葉福四郎	中央	2				◎谷 勘蔵	中央	1251
							尾水庄次郎	協和	1217
湊西 林田	◎野添 宗三	公民	40	◎中沢 利介	公民	179	◎中野熊右衛門	政友	1147
	◎人見米次郎	公民	39	◎長田 種蔵	政友	160	◎京橋 繁蔵	政友	1001
	◎松井 仁介	公民	33	◎柴田 友蔵	公民	153	中村 謙蔵	公民	950
	魚澄惣一郎	政友	29	◎柏谷 虎吉	公民	140	鹿島 秀麿	公民	808
				斎藤 正之	公民	114			
				富士 市松	中立	111			
	(補欠選挙)			八月一日宮 三千年	中立	41			
	◎室谷 藤七 白井雪次郎	公民 政友	37 12						

(注) 推薦、運動展開などが明確な候補者に限り、散票は記載しなかった。◎印は当選
党派欄の略称は、公民＝公民会、公同＝公同会、合同＝合同会、中央＝中央倶楽部、協和＝協和会、
政友＝政友会。

資料：『又新』明治43年 3～4 月

要求を合理的に実現する目標を示すことによって、広い有権者の支持を獲得したのである。戦術としても、公民会は市政刷新演説会を各地で開き、「聴衆多く盛会なりき」（『大朝』神戸付録 明治四十三年四月十二日）といわれる状況だった。

神戸市では大阪市でいうところの「予選派」という名称はついに登場しないが、神戸区や湊西・林田区などの狭い地域の要求に従って行動することで支持を得ていた「予選派」的な政友会を、市政改革派の公民会が駆逐しようとした画期的な選挙が、第八回市会選挙だったと評価できる。

この選挙で公民会は「奮闘予期以上の実績を上げ」（同明治四十三年四月二十二日）、「市会の形勢一変」した。「従来政友派絶対多数を占め恰も中央議會に於ける夫れの如く市政を左右する殆ど意の儘にして容易に他派の容喙を許すことなかりし」という状況であったが、選挙の結果「政友九に対する十一の多数」（『又新』明治四十三年四月二十一日）が公民会の当選者となった。非改選者を合わせると、政友派一七人、公民会一七人、旧進歩派（中央俱樂部など）五人、中立三人で、旧進歩派の公民会への合流が予想されることから、「政友派の勢力は全然根底より覆へさるべき運命を有するもの」と推測された。

立憲国民党 明治四十三年四月二十一日、国民党兵庫県支部がようやく発足することになった。神港俱樂部支部の発足 部に「県下郡市の有力者」ら四〇〇人が集まり、東京からも犬養毅・藏原惟郭・村松恒一郎ら幹部が出席した。当日鹿島会長が指名した役員は表3のとおり。幹事には代議士や県會議員、評議員には市會議員・町村會議員クラスを並べている。

憲政本党から国民党への切り替えは、小会派や無所属議員を含むだけに危惧されていた。兵庫県の場合は、

第五節 神戸の「民本主義」

表 103 立憲国民党兵庫支部役員

役 名	役 員 名
会 長	鹿島秀麿
常 任 理 事	佐野春五
幹 事	桜井一久, 小寺謙吉, 内藤利八, 佐野春五, 竹田文吉, 水野正巳 鹿島秀麿, 田中敬信, 桑田房吉
評 議 員	有本甚吉, 飯塚重雄, 生島四郎左衛門, 井沢忠平, 井上□藏, 岩佐一郎, 岩本熊太郎, 大庭竹四郎, 大森与三次, 織田貫治郎, 香西敬一, 柏木玄吉, 河南国藏, 鎌田三郎兵衛, 河合吉藏, 北村元吉, 国富源藏, 鞍谷清慎, 柴崎鹿之助, 須田藤吉, 多田菊太郎, 種谷嘉兵衛, 土本荘兵衛, 土居善雄, 轟猪之助, 長尾光春, 中川幸太郎, 中村謙藏, 日山彦十郎, 平尾庫一, 平林紋次, 藤井忠兵衛, 藤田利恒, 丸山芳介, 宮下仙五郎, 安井保太郎, 矢野武一, 山本栄太郎, 吉田喜代松, 堀林之助

資料：『又新』明治43年4月22日

又新会所属の桜井一久や小寺謙吉らも支部幹部に加え、うまくいったのである。犬養毅が発会式で、「本県の如き幸ひに我党の最も融和し今や殆んど統一の域に近づき他府県に多く比類を見ざる所」と絶賛したのは、直前の神戸市会選挙での公民会の活動によるところが大であった。その結果、幹事や評議員に公民会関係者が多く含まれることになった。憲政本党王国は国民党王国へと継承されたのである。

政策的にも、国民党は純民党として優位に立っていた。支部発足を記念して四月二十二日夜、湊川相生座で開かれた演説会には、「会衆無慮四千」（『又新』明治四十三年四月二十三日）が集まった。桜井の「入党の理由」なる演説は、「政友会は多数を待み言論を圧迫する憲政破壊党なり、利を以て党勢拡張に資する私党なり、政友会は官僚内閣に降伏せる官僚党なり」「憲政擁護党、公党、非官僚党起らざる可からず、余が入党の理由亦茲に在り」と述べて、長州閥桂太郎内閣と妥

協した政友会を弾劾した。新聞などで、国民党の人物は「兎も角も理屈やの結晶」、犬養毅や肥塚竜らも「口の人、理屈の人」と揶揄されており、『大朝』神戸付録明治四十三年四月二十三日)、彼らが公開の場で演説を以て支持を広げて行くのは都市民権派としての立憲改進黨以来の伝統だった。

衆議院補

欠選挙

明治四十三年六月十八日、国民党兵庫県支部結成の二ヵ月後、所属の有力代議士桜井一久が脳溢血で急死した。桜井は、安政五年(一八五八)金沢に生まれ、司法省法律学校に入学、梅謙次郎・松室致・古賀廉造らと同期で、親友に福本日南や戸水寛人らがいる。卒業後司法省に出仕し、明治十八年十二月神戸始審裁判所検事となったのが、神戸との縁の始まりで、以来正義派の弁護士として活躍していた。享年五三歳。二十日の葬儀には、衆議院・国民党本部からも含めて「行列の延長数町に亘り其数殆ど方を以て算するの盛況」(『又新』明治四十三年六月二十一日)であった。

桜井の補欠選挙はいよいよ七月に行われることになった。桜井の人物評価が高かったため、「其閥歴、人格に於て克く故人に遜色なきの士果して幾人を数ふべき」(同 明治四十三年六月二十日)と言われ、候補者選考は難航が予想された。最初に候補として「囑目された」のは中立派の太田保太郎だった。太田は「公民会幹事として政友国民兩派の間に在りて比較的清廉なる政治的行動に多年神戸の政界に認識」(『大朝』神戸付録明治四十三年六月二十九日)されていた。政友会・国民党は、太田擁立でほぼ合意していたが、兼松房次郎(神戸実業協会会長)らの実業派が太田にあきたらず、川崎造船所社長で、元老松方正義侯爵の息子の松方幸次郎を候補者すると決めた。六月二十九日、実業派の兼松房次郎と鎌田寛蔵は、国民党の小寺謙吉・竹田、政友会の坪田十郎・草鹿甲子太郎と会談し、松方擁立の善後策を協議したが、国民党は「主義も政見も一致

の疑はしき松方氏」では「不同意」と怒り（同 明治四十三年七月二日）、「全然反対を主張」した（『又新』明治四十三年七月一日）。この交替劇は政友会の仕掛けだったようで、政友会の実力者原敬は「初め松方が候補に立つことは長谷場高知行の当時より聞居たる事」と『日記』に記している。政友会の長谷場純孝衆議院議長が二週間の予定で高知県遊説に赴く途中、神戸に立ち寄ったのは、六月二十一日だった。政友会本部は、兵庫県支部長草鹿甲子太郎を第一候補と考えていたが、長谷場を出迎えた草鹿は「現に市参事会員として代議士たるの資格なきを告げ」ている（同 明治四十三年六月二十二日）。当日持たれた長谷場・草鹿・坪田十郎の三者会談で、次の候補として松方幸次郎の名が出たのではないか。既に第一〇回総選挙で坪田十郎を当選させているので、ここで政友会系を当選させると次の総選挙では二人定員に二人立候補させるという強引なことになるため、支部内にも「既に坪田氏が選出され居る以上、此の際更に候補者を立てゝ争ふが如きことをなさざるべく」（『大朝』神戸付録明治四十三年七月二日）と、二十六日の段階では党内候補選定に否定的な声もあった。それにもかかわらず松方を政友会が推すのは、実業派の意向を前面に出すことによって、国民党の一端をくじく意図があったと思われる。松方はたまたま上海に出かけていたが、「一部有志者」は「在上海の同氏に打電し其意見を確めたるに同氏は承諾の旨返電し来りたる」（『又新』明治四十三年六月二十七日）結果、六月二十七日までには松方立候補が周知のものとなった。

松方支持勢力は、兼松房次郎・岸本豊太郎・鎌田覚蔵・直木政之介・滝川弁三らの「市内第一流の実業家連」、坪田十郎・草鹿甲子太郎らの政友会支部に加え、横田孝史・大庭竹四郎らの「国民党不平分子」（同 明治四十三年七月三日）も含むことになった。大庭が主催する葺合区の地域団体・公同会（香西敬一・中西鉄馬・

白崎潤藏・藤井末吉ら国民党員二五人を含む）はござって松方支持となり、五日の新聞に推薦広告を發表した。

国民党では当初「政友会と連合して中立派の太田保太郎氏を挙ぐる方穩当」（同 明治四十三年六月二十七日）として太田擁立を決めたが、前述した六月二十九日の会談で松方擁立が明確になったため、慌てて六月三十日から自党候補の選定に入り、難航したあげく、「故桜井一久氏無二の親友にして其性格も桜井氏に彷彿たる」（同 明治四十三年七月二日）弁護士で市會議員の野添宗三をたてると決めたのは、ようやく投票日一日前の七月一日だった。野添宗三は、明治三年に兵庫県氷上郡和田村に生まれ、明治二十三年明治法律学校を卒業、二十九年判検事登用試験に合格し、神戸地方裁判所の検事・判事を経て、三十四年弁護士に転じ、四十年神戸弁護士会会長に選出されている。

大方の予想は、神戸財界と資産家の代表の一人であり、資金も豊富な松方の当選を楽観視していた。『大阪朝日新聞』は、桜井一久の後継者ということで野添に好意的な記事を書けるが、野添擁立が決まった当初は、「野副宗藏氏」と名前を間違ったし、「野副氏は桜井氏の後を継ぐに稍好個の人たるべきも松方氏と争ふに於て何となく力の足らざるを覚えしむ」と低い評価を表していた（『大朝』神戸付録 明治四十三年七月二日）。松方を推す実業派は、七月二日の新聞に「神戸市実業団」の名で「此際実業家中ヨリ有力ナル人士ヲ推薦致度、依テ協議ノ結果松方幸次郎氏ヲ最モ適任ト相認メ、予メ旅行中ナル同氏ニ向ツテ交渉相開キ候処、幸ニ承諾ヲ得候」と推薦広告を出したのを皮切りに、『神戸又新日報』や『大阪朝日新聞』神戸付録など地元紙に、神戸薪炭商組合・神戸市空墾商組合・兵庫新地商栄会などの実業組合、神戸海運業団体・神戸青年貿易会（会頭・兼松房次郎）・神戸商工組合・神戸市呉服太物商組合・神戸市材木同業組合・神戸貿易同業組合・神

戸海産物組合・神戸市洋服商組合の有志者、湊東部の公同会・湊東協和会・兵神共盛会・兵庫地方交友会・神戸元栄海交親会・葺合親和会・葺合東部朋友会などの地域団体を総動員して、推薦広告を連発した（七月二日から十日まで）。

野添を擁立した国民党は、「市民に政党思想を鼓吹すべき千載一遇の好機として徹頭徹尾演説政略を以て雌雄を決し斃れて後已むの決心」（『又新』明治四十三年七月三日）と悲壮な心持ちで公開演説会方式を採用した。演説会は、本部や大阪支部の応援も得、三日を最初として連日開かれ、終盤には一日数度も開催された。六日以後になると、有力実業家が推薦した松方に対して、野添にも中小の商工業者が積極的に推薦活動を展開する。兵庫米穀肥料市場や青果業組合・捺染組合・麦稈真田組合・貿易組合、兵庫雑穀組合などをはじめ二五団体が共同推薦広告を出したのは、投票日当日の十一日だった。

松方派は、当初「多数の運動員を駆使して推薦状及び名札の配布に尽力」（同 明治四十三年七月五日）していたが、ようやく六日になって「国民党の侮り難きを觀察し對抗策として是亦演説政略を執ることに確定」し演説会を開くことになった（同 明治四十三年七月七日）。最初の演説会は兵庫荒田町の寶福座で開かれたが、人数の記録はなく、同時刻に国民党が開いた演説会は「無慮二千に及び非常の盛況」と記されている（同）。政友会の演説会では弁士の話の内容によっては「満場総立となり喊声を作り弁士の交代を迫る」（同 明治四十三年七月八日）など混乱も生まれた。

本来の意味でこの選挙に不安をもっていたのは、政友会の原敬一人だった。原は、神戸支部から演説者の派遣を要請された時、「其様子は上調子にて甚だ心許なしと考え」（『原敬日記』明治四十三年七月十二日）秋岡

表 104 明治43年衆議院
議員補欠選挙

氏 名	得 票
◎野添 宗三	2,660
松方幸次郎	2,355

(注) 有権者総数 6,255

投票者数 5,155

(投票率 82%)

棄 権 1,100

◎印は当選

資料：『又新』明治43年7月
12日

○人が参加した。

十一日には投票率八二%という高率の投票が行われ、野添が三〇五票差で当選した(表104)。

原敬の危機感と
都市政治の変化

原の不安、危機感の根拠は何だったのか。『日記』の同日の部分には「富者と貧者との争は貧者の勝利となるものと先づ以て断定し得べき今日の情況なる」「日本の国情にて

は下等人民を教唆したる者は大概勝利を得る形迹なるは単に選挙問題のみならず其以外に於ても考ふべき事と思ふ」と記されている。この段階の衆議院議員選挙権は、直接国税一〇円以上に限られ、国民の二・二%、九八万人しか認められていなかった。地主や実業家たちの支持を得れば必ず当選するから、民党といえども彼ら有力者の動向を無視して政治活動を行うわけには行かなかった。にもかかわらず存在した原の危機感は日露戦後に顕著に見られた社会の分裂と混乱に対しての危機感にはかならなかった。十日後の『日記』に原は、大逆事件の検挙に触れて「此主義(社会主義)の伝播を防ぐは社会政策より立案すべきものにて、教員の如き巡査の如き一步を誤れば社会主義者となるの虞あり」(『日記』明治四十三年七月二十三日)と述べ、桂太郎

義一、高橋光威の二人を「窃かに神戸に送りて警告」させた。政友会の演説会に、本部派遣の高橋・秋岡のほか、鵜沢聡明・鳩山和夫・竹越与三郎が到着したのは、八日だった。高橋・秋岡の報告では、八日から政友会支部と実業団と統一行動を始めたところあり、それまで支部と実業団は別行動だったわけで、原はますます危機感を覚えた。八日には、政友会本部派遣の弁士も加え、選挙熱は高まり、政友会の演説会にも約四〇〇

らの「政略は鎮圧々迫」にあるが「圧迫は却て此主義者を隠密の間に蔓延せしむるもの」だから、「社会政策」こそが必要だと記している。社会政策学会は、既に明治二十九年に発足し、公開の大会も明治四十年を第一回として始まっていたから、この時期での社会政策への注目も原の独創ではないが、原に社会政策の重要性を再認識させる契機の一つが、神戸市の選挙であった。

原がどこまで明確化させていたかわからないが、彼の認識の中には都市に特有の政治状況もあったはずである。都市の選挙が、この時期から変化を激しくしていったのである。明治四十三年の第八回市会選挙の際、公民会は「愈々候補者確定の晩は主義綱領を公表して選挙人の注意を喚起すべく多分八日頃湊川堤に於て発会式を挙行し尚各区に政談演説会を催す由」(『又新』明治四十三年四月六日)と、公開の場での運動展開を基本とした。例えば四月九日に兵庫柳座で開いた演説会は、午後七時から一二時まで九人が演説したが、「聴衆無慮千八百余名にして満場立錐の余地なく頗る盛会なり」(同 明治四十三年四月十日)と報じられている。野添が勝った同年の補欠選挙でも、「逐鹿界の唯一方法たりし有権者歴訪」が古くなり、野添派も松方派も「正々堂々たる論戦に依りて輸贏を争ふの壮観」を呈した(同 明治四十三年七月九日)。この補欠選挙で、選挙戦冒頭の七月初めには松方派は「自派七分野添派三分の形勢」と見ていた。これは『神戸又新日報』の見方でもあり、松方派は「少なくとも市の七分以上を占領すべき形勢」で、野添は「必敗の地位に在りたり」と明記している(同 明治四十三年七月十三日)。国民党の新しいやり方で野添派が「頽勢を回復」しだすと、終盤の七月九日政友会神戸支部は「松方派六分野添派四分」と報告している。そこで政友会本部が与えた指示は、「演説政略ダメ外手段取れ」であった。演説会方式は、不特定多数の民衆に支持を呼びかけるのに適してお

り、特定有権者のみを訪問し支持を取り付ける従来型の方法とははっきりと対立していたのである。『神戸又新日報』社説「補欠選挙の結果」（明治四十三年七月十三日）は、「従来選挙場裡の悪風は言論より運動を主とし、政見の発表より金力と情実を以て牽制した」が、野添が「形勢を一変した」のは「言論の力はれなり」とたたえ総括した。

3 第一次護憲運動

明治四十五年 兵庫県は、政党運動の始まった当初から立憲改進黨系が活発に活動し、強力な基盤を形成の政治状況 していた。しかし、都市部では逆に自由党—政友会系が優勢で、明治四十三年の公民会運

動がようやく政友会系を覆し、多数派形成の展望を示した。さらに四十四年九月に行われた県会議員改選は、立憲国民党が引き続いて県会と郡部会の絶対多数を占め、かつ「市部に於ける党勢に一大変化を見た」（『又新』明治四十五年一月十一日）。前回の明治四十年県会選挙では、国民党三人、政友会九人だったが、今回の選挙で国民党六人、中立派二人、政友会四人となったのである。「実に主客を転倒したるの観あり」で、「政友派の凋落覆ふべからざるなり」と観測された（同）。これらの候補者は表105に示してあるように、地域を基準にしており、「仲町部は部内の得票に於て川瀬、木村、中西、尾水の順位なる」（同 明治四十四年九月二十三日）と言われるように予選を経た候補であった。運動は「色刷珍趣向の名刺を盛んに配布」（同 明治四十四年九月二十二日）するような従来型の有権者訪問が多かったが、九月十七日に日山彦十郎が野添宗三や鹿島秀麿の応

第五節 神戸の「民本主義」

援の下、立候補演説会を開き、二十三日に葺合区の横山浅雄と梅宮芳太郎がそれぞれ国民党と政友会による政談演説会を開いたように、四十三年の市会選挙で現れた新しい兆候は続いていた。それは、前回に比較して「本年は有権者数が殆ど倍加し居る」(同 明治四十四年九月二十六日)ために、新しく有権者になった多数の下級国税納税者を対象としなければならなかったからである。この傾向は、地租八厘減と宅地地価修正を行った四十四年に強く、衆議院議員有権者に限っても、四十三年に比べて神戸市では七〇二八人から七三一九人に二九一人増加したが、ほとんどの郡部では減少したため、兵庫県全体では一二〇六人の減少となっている。

公民会と中 新聞に「政友派の凋落覆ふべから」ずとまで酷評された政友会は、市会での勢力挽回が必要だった。明治四十四年小手川神戸市下級助役の後任をめぐる、公民会・中立派双方に亀裂

表 105 第6回県会選挙(神戸市)

氏 名	所 属	得 票	部
◎曾根巳之介	国民党	763	湊西 (兵庫)
◎中村 謙蔵	国民党	607	湊西 (兵庫)
◎天島 順助	政友会	544	神戸
◎木村 昌治	政友会	533	湊東 (協和会)
◎尾水庄次郎	中立派	511	湊東 (中央俱樂部)
◎梅宮芳太郎	政友会	490	葺合 (東部朋友会, 神東公益会, 葺合親和会)
◎中西 鉄馬	中立派	478	湊東 (公同会)
◎川瀬 彦輔	国民党	455	湊東 (中央俱樂部)
◎大西佐太郎	政友会	436	湊西 (林田)
◎横山 浅雄	国民党	413	葺合 (赤心会)
◎丹下良太郎	国民党	413	神戸 (三宮商工会, 花菱商組合)
◎宮武 勢蔵	国民党	407	神戸
山本 繁造	政友会	379	葺合
鈴木清九郎	政友会	370	神戸
日山彦十郎	国民党	340	神戸
黒谷兼次郎	中立派	103	湊西 (林田)
角藤 鉄吉	中立派	65	神戸

(注) 有権者総数 11,122, 投票数 7,403 (投票率 66.6%)

資料: 『又新』明治44年9月26日

が走った。最初に後任問題を市会にかけたのは、二月二十七日だった。この時期には小手川再任説(政友会中野議員派)もあったが、専崎弥五平(政友会坪田議員派+公民会派室谷議員派+中立派坪井議員派)や横山謙(公民会須田議員派)の就任運動もあった。しかし助役選挙は、二月市会でも三月市会でもきまらず、結局九月十八日公民会提案の銓衡委員による協議を承認し、議長指名で室谷藤七(公民会)・野添宗三(同)・村上関蔵(政友会)・三城弥七(同)・西本茂吉(中立派)が委員になった。二十六日の銓衡委員会は、西本が専崎弥五平を助役候補に提案し、満場一致で市会に提案することになった。専崎は、貿易商で、明治三十一年には神戸部三級から市議員(憲政党)に選出されている。憲政党の系譜を持つ専崎を室谷が強力に推薦したのは、縁戚関係の故だった。しかし、市会本会議を前にして、公民会では丹下ら二、三人が「昨年来市民の間に兎角の批評絶えざる」専崎だけを候補としたのは承認できないと反対し、最終的に「自由問題」として投票することになった。中立派でも、稲葉・国木田・坪井が反対して議場を去ってしまった。この後両派は会派としての統一行動に困難が生まれるようになる。二十九日の市会で、丹下らが四票の反対票を投じたが、専崎が二五票の多数で選出された。四月に開かれた公民会の議員団会議は「秩序的行動を取る事を決し」第一着手として市政討論会を五月中旬開くことを決めている。しかし、市政改革派として登場した公民会にも、専崎問題などほころびが目立つようになって来る。七月一日、初めて四一人の評議員までも含む総会を、五〇〇余人の参加で開いたが、報告者の太田保太郎は「公民会発起以来格別の事蹟なきは遺憾」と弁明し、野添宗三の会務報告は、市会では「従来総ての問題を協議会に於て密議し議場の公開、賛否の採点にのみ限りたる悪習を打破するに努め成るべく討論公開の方針を採れる」と述べたにとどまったのは、政策的に行き詰まっているこ

とを示している。

政友会の 公民会と中立派の蹉跌を目にした政友会は、助役選任直後の神戸市参事会員の改選をめぐって
挽回策Ⅰ 勢力挽回策を講じる。明治四十四年十月五日に行われたこの選挙は、単記投票のため票の配分

をうまく行わなければ、敗北する危険性があつた。選出する参事会員の定数は六人、出席議員は四人だから、六票あれば当選する。公民会派も政友会派も三人を当選させるには票が足りなかった。そこで、公民会派、政友会派、中立派の三派はそれぞれ自派の当選を求めて会派交渉に努めた。議長・議長代理者(副議長にあたる)に次ぐ有力ポストである参事会員の争奪が激しかったのである。朝一〇時から集まった議員たちは、会派内の対立を調整しながら、三派協議会で立てた選出方法に最終的に合意した。公民会派(一七人)は太田保太郎・須田藤吉の二人、政友会派(一五人)は坪田十郎・井上善吉の二人、中立派(九人)は丹波良造一人を選出することとし、残り一人は「自由投票」となった。

最後の一人をめぐって、公民会派は自派の五票に、中立派の中西鉄馬を候補とすることで中西を味方とし、中西自身の一票を加えて、勝つと見込んだ。中西当選で中立派の切り崩しを図ったのである。政友会派は、中立派の稲葉福四郎を候補とすることで、政友会派・中立派の提携を作り、自派の三票に中立派の三票を加えて当選と考えた。公民会派、政友会派、いずれも隠密裡に中立派を取り込んだ積もりで「勝算あるべし」とほくそ笑んでいた。ただ政友会派はもう少し慎重で、政友会派と提携した中立派に中西鉄馬がいることを危ぶみ、「尚中西氏の変心を慮りて」公民会派の室谷藤七に「密に欲を送り」一票を獲得した。結果、自由投票の一人は、政友会派の三票に中立派の二票と室谷の票を獲得した稲葉が六票で当選し、中西は室谷の票

が奪われたために五票となり落選した。

こうして新たな参事会員は、政友会派の三人、中立派の三人、公民会派の二人となった。勝利した政友会派と中立派は、それぞれホテルや料亭の宴会に向かったが、おさまらないのは公民会派で、議員室に止まっています。「室谷議員の約束違反に対する処分法を協議し満場一致公民会を除名することを決議したり」（『又新』明治四十四年十月六日）。敗北者になったのは、公民会派だった。彼らは、中立派の切り崩しに失敗し、自派の減少、政友会派の増加を招いてしまったのである。室谷は、同じ湊西部から須田藤吉が参事会員になり、自分になれなかったことに不満をもったのだが、政友会派から、翌年一月早々に行われる予定の市会議長選挙で「議長に推選すべき事を約」されて除名覚悟で転身した。

政友会の 翌明治四十五年一月市会議長・議長代理者をめぐって、再び政友会の力が発揮される。公民会

挽回策Ⅱ

派は、中立派の太田保太郎を議長候補とし、政友会派と交渉したが、多数派形成を確信する政友会派は同意せず、代わって室谷藤七を議長候補と推薦して来た。室谷推薦の理由は、前年度の参事会員選挙の際の密約である。しかし、公民会派は絶対に拒否し、中立派も賛成しなかったため、政友会派は坪田十郎再選で臨むことにした。専崎助役選出と市参事会員選出で、中立派は、政友会派と共同行動を取ることが多くなり、この一月の時点では「準政友派を以て目されたる中立派議員」（『又新』明治四十五年一月十四日）と見なされていた。そのため坪田議長候補に二六人の賛成を見込めるところまで進んだ。実際には中立派に躊躇が生まれて欠席者も出たため、坪田十郎は二〇票で議長に選出された。議長代理者には、公民会派と中立派一部が提携して中立派の稲葉福四郎に一二票を集中させたが、政友会派の擁立する室谷藤七が二四票で当

選した。一部が中立を守ろうとしたが、中立派の多数は政友会と行動を共にし、ために議長・議長代理者を両方とも握るなど市会の多数派は明らかに政友会系に移っていた。同年二月十四日に室谷が心臓病で亡くなり、須田藤吉参事会員も亡くなった後、二月二十七日の市会は議長代理者選挙を省略して、坪田議長の指名で、もと公民会派で中立派に移った入江孝次郎を議長代理者に、参事会員に公民会の松井仁介を圧倒的多数で選出した。松井選出についての政友会の意図は、「之を種に使つて切めて公民派の一角を打壊して」「之に依つて兵庫の公民会中仲の悪い浜方と岡方の分離させ夫から延いて衆議院選挙に影響を与へさせやうと云ふ」(同 明治四十五年二月二十七日)ものだった。

衆議院選挙と

市民会の結成

明治四十五年四月二日、神戸市の政友会は、坪田十郎代議士のほか市内選出県議員、市会議員、一般党員を宝塚の旅館に集め、五月にひかえた「総選挙に対する準備を協議」し

た。ここで「行き掛り上松方氏が候補に立つときは之を援けて政友派より別に候補を立ざるも」松方が政友会と断絶と言うのであれば、別に候補擁立と決めている(『又新』明治四十五年四月三日)。ここに政友会は松方幸次郎を補欠選挙に続いて擁立することを事実上決めたと言えよう。しかもそのために必要な措置として実業派と政友会派を合同させる組織、市民会設立を計画したと思われる。四月十九日の『神戸又新日報』は、「市民会の成立」を掲げ、副題に「松方氏愈出陣」と記している。両者は一体のものだった。いったん敗れた松方は、衆議院選再出馬に難色を示したため、仲介者の滝川弁三は「滝川氏を会長として市民会なるものを組織し政友実業両派を網羅し同会より推薦することゝして」交渉を続けたので、ようやく松方が受けたという(同 明治四十五年四月十九日)。しかも市民会計画は「昨年来」の計画で「実業家側は常に敬遠主義を持

して」いたのが「今回の総選挙に依つて該計画は復活」したのである。計画復活には、松方再出馬決定も一つの条件だったが、前述した政友会派の勢力挽回策の成功も、市民会組織化を有力化する大きな条件だろう。市民会組織化が具体的に進行していると発表されたのは、四月二十日である。最初に公表された主唱者は、滝川弁三・神田兵右衛門・坪田十郎・兼松房次郎・川西清兵衛・森本六兵衛・直木政之介・松方幸次郎・川崎芳太郎・草鹿甲子太郎の一〇人で、二十五日の主唱者会に出席したのは滝川・坪田のほか村野山人・秋山怨卿・鳴滝幸恭・井上勇吉・武岡豊太・丹波良造・山本繁造・井上善吉の一〇人で、名称・会則・井上善吉による宣言書起草・発会式までに「全市各町に一、二名宛の発企人を囑託することに就き人選」などを行った（同 明治四十五年四月二十六日）。二十九日設立趣旨書の発表と、「事実上の主体たる政友派市会議員県会議員」の会合が行われた。この時点での主唱者には、前記の人物以外に、秋山忠直・曾根忠兵衛・杉山利介・直木久兵衛・小野権四郎・有馬市太郎が加わっていた。「設立趣旨書」は、「本会はずなわち実業の發達を図り広く公益を起して市民の福利を増進するを以て其目的となす」と実業に力点をおいた目的を掲げ、「現存する処の実業に関する諸団体の如き固より相倚り相扶けて共に此目的に直往邁進せば冀くば我等の微志を成すに幾庶からん乎」と既成実業団体の結集を呼びかけている。『神戸又新日報』社説「市民会の組織」（明治四十五年五月一日）は、市民会が「実業政友兩派連絡の楔子」となり「政友会派が党勢拡張の一端として頗る得色ある」と記し、政友会系の組織化と評した。これは参加メンバーからも言えるし、発会式の日取りにも垣間見ることができる。発会式は、当初五月一日の予定だったが、政友会の領袖大岡育造が来神することになると、それを待ち、一度は三日に変更になった。

実際に発会式が行われたのは五月五日で、湊川神社前の大黒座に「約一千名」が集まった。鳴滝幸恭を仮会長として総会を開き、坪田十郎の指名で「会長を神田兵右衛門氏に副会長を滝川弁三氏に決定」した（同 明治四十五年五月六日）。津村秀松（神戸高商教授）と谷本富（京都大学教授）が記念講演を行ったが、谷本は「文明の花たる都市には（略）選良と民衆の二要素ありて」「之を平易に云へば識者の参政弥次の参政なり」、「神戸居留地の不潔は条約改正後に甚だしと云へるも或は神戸市会の多数派が弥次党に近きに非るなきか」と市会多数派の公民会を批判した。逆に言えば、市民会は選良と識者である上層有権者の団体であり、彼らの組織化で市会を掌握することを狙ったものだろう。講演後、臨時総会となり、神田会長は「神戸市は実業貿易を生命とする土地にて当市を代表すべき代議士は松方幸次郎氏の如き学識あり外国の事情に通ぜる人を最も適任の人なり」と松方を一〇余日後の衆議院総選挙の候補者とするよう求めた。「会衆之に賛同し」たのでここに松方は市民会の候補者となった。実業界にも「市民会の成立を政友会の別鋤隊」（同）と考えるグループもあり、松方は政友会の候補でもあった。

市民会の常務幹事は、会長指名で当初一人とされたが、「肩書の希望者が多く随分拗ね出す手合もあるので俄に増員し」（同 明治四十五年五月九日）、次の三五人を指名した（表10）。政党では政友会が中心だが、結果として中立派や進歩党系も巻き込んだことが確認できる。実業家は、川西清兵衛や松方幸次郎など有力者が参加しているが、それほど多いわけではない。問題は、有馬市太郎や鎌田覚蔵ら公民会幹部を含んでいることである。明らかに政友会系の松方幸次郎を衆議院議員に当選させるための組織である市民会に、市政革新を標榜して結集した公民会から参加者があるというのは、公民会結成以来の政友会による挽回策がここに

表 106 市民会の常務幹事（職・所属別）

職・所 属	幹 事
衆議院議員経験者	草鹿甲子太郎(明治36年, 政), 坪田十郎(明治41年, 政), 村野山人(明治25年, 近畿団体)
市長経験者	鳴滝幸恭
市 会 議 員 (市会議員経験者を含む)	有馬市太郎(①⑤立, 日本米穀(株)監査役), 井上善吉(⑤政, 共栄合資代表, 貸家業), 入江孝次郎(⑥補, ⑦政), 梅宮芳太郎(⑦政), 鎌田覚蔵(②立, 共隣(株)社長, 工業用物品販売), 栗田駒吉(⑦立), 杉山利介(①, 神戸瓦斯(株)取締役), 丹波謙造(②改, 湊川改修(株)取締役, 水銀鉱業合資検査役), 直木久兵衛(⑤立), 直木政之介(①改), 中野熊右衛門(⑥⑧政), 西本茂吉(⑧合), 三城弥七(⑦政), 村上閔蔵(⑦政, 自衛(株)取締役, 屎尿汲取販売), 物集伴太郎(⑤立), 山本繁造(①②自)
実 業 家	秋山忠直(日本商業銀行取締役), 小野喜六(明治工業(株)社長, 土木建築請負), 小野権四郎(神戸良水(株)取締役, 神戸瓦斯(株)監査役), 川西清兵衛(日本毛織(株)社長), 兼松房次郎(貿易業), 武岡豊太(兵庫共済(株)社長), 松方幸次郎
そ の 他	秋山恕卿, 井上勇吉, 鈴木丈之助, 曾根忠兵衛, 丹波良造, 松本堅吾, 百崎俊雄, 森本六兵衛

(注) 氏名の後の()内は経歴。市会の①は第1回市会選挙に当選を, また自は自由党, 政は立憲政友会, 改は立憲改進黨, 進は進歩党, 合は合同会, 立は中立派を示す。
その他には不詳を含む。

資料: 『又新』明治43年5月9日ほか

完成し、公民会の解体、つまり政治勢力の再編成期に入ったというのである。

明治四十五年

この選挙では、

衆議院総選挙

神戸市は「所

謂無競争地」(『又新』明治四十五年五月十六日)と呼ばれた。有力な候補者は、現職の野添宗三(国民党)と、補選で野添に敗れた松方幸次郎しかいなかったからである。野添の選挙は、五月二日の事務所開設、三日から運動開始となった。戦術は、前回同様の演説会方式だったが、開催数ははるかに減少し、投票前日に二カ所で開いただけと思われる。神戸市だけではなく、こ

第五節 神戸の「民本主義」

表 107 第11回総選挙(神戸市)
(定員2)

氏 名	党 派	得 票
◎松方幸次郎	無所属	3,229
◎野添 宗三	国民党	1,725
長田 忠一	無所属	50

(注) 有権者数 7,316
投票総数 5,088 投票率 69.5
◎印は当選

資料:『又新』明治45年5月17日

の選挙自体に言論戦が低調だった。「全国を通じて見れば舌戦の稍盛んに行はれ居る地方も間々無きに非ずと雖も惣じて言論の寂漠なること今期総選挙の如きは未だかつて見ざる所なり」(同 明治四十五年五月九日)と評価されている。

ところが、五月九日に理想選挙を標榜する新しい候補者が現れた。長田忠一(秋遷)が九日に「突然立候補を声言し」、十二日に最初の政見発表演説会を開いた。その場で長田は「余は今日松方野添両者に比して弱者なるが、今後弱者の味方として社会政策の鼓吹に努め労働党の味方となつて世に立ち奮闘を試みんとするものなり」と演説している。応援に立ったのは、法学博士璞本朗造と同末広重雄で、末広は長田を「中流以下の国民を代表すべきものとして推薦す」と述べた。二人の法学博士に魅せられたのか、聴衆は「約四百名」だったが、「多くは官吏教員会社員側の者」と思われた(同 明治四十五年五月十三日)。長田派は十四日にも二回演説会を行い、それぞれ一七〇人、四〇〇人の聴衆を集めた。長田忠一は、明治四十四年七月に「市内の口

入屋なるものゝ弊害を矯正し、労働者の救護を企て且つ需用者の安全を計る為め」神戸仲介株式会社を設立しようとしたことがあった、労働者保護に関心を持つ人物だった(同 明治四十四年七月二十八日)。長田立候補は、三月段階に「例の長田秋濤君も代議士候補に立つと云ふことだが、僕のは博士二十名の推薦状が資本で運動費は零さとは呑気な男だ」(同 明治四十五年三月十五日)と報じられたが、その後新聞はほとんど無視していた。

表 108 東京・京都・大阪市などの選出議員

	政友会	中央倶楽部	国 民 党	無 所 属
東 京 市		松下 軍治	高木益太郎・藏原惟 郭・黒須竜太郎・関 直彦・古島一雄	鈴木梅四郎・中島行孝・ 星野錫・三輪信次郎・ 稲茂登三郎
京 都 市		中安信三郎		浜岡光哲・平井熊三郎
大 阪 市	菊池侃二		紫安新九郎	岩下清周・七里清助・ 三谷軌秀・中橋徳五郎
名古屋市	石黒 磐		安東敏之	
横 浜 市	若尾幾造		島田三郎	
神 戸 市			野添宗三	松方幸次郎

資料：『衆議院議員党籍録』。

都市の政 神戸市では、公民会が市政改革運動のリーダーシップ
治状況 を取ろうとしたのだが、政友会の挽回策で市政の多数
派は再び変化した。市政の多数派を政友会が握った時点で、松方の
当選は確実となった。この意味は、政友会の都市部の状況を考えれ
ば大きい。

明治四十五年の衆議院総選挙で政友会は再び多数派を握るが、そ
れは地方や郡部での勝利の意味だった。そこには東京・京都・大阪
の三市の定員二〇人のうち国民党が六人、中央倶楽部二人に対して、
「大政党たる政友会は唯僅に一名を勝得たるのみ」（『又新』明治四十
五年五月十八日）という大都市部での惨敗という事実があった。この
数に名古屋市・横浜市・神戸市を加えても、定員二六人のうち政友
会三人、中央倶楽部二人、国民党九人、という政党配置となる（表
108）。無所属は一二二人おり、その中には次の通常議会である第三〇議
会になると政友会に所属する稲茂登三郎（東京市）・三谷軌秀（大阪市）・
若尾幾造（横浜市）、同じく国民党に属する鈴木梅四郎らのように政
党と結び付きの強い人物もいるが、政党を選ぶという点での都市部
の状況に注目した『神戸又新日報』の社説「市部と総選挙」は、市

部で「政府党の面目に関する所決して少小なりとせず」とし、市部での国民党の善戦の理由を「營業税所得税其他一般租税に対して多年苦戦しつゝある言論上の奮闘」としている。減税問題は、依然として都市部商工業者の関心の中にあり、それを掲げて言論戦で闘う国民党は、その支持基盤を強固にしていたのである。減税問題は國家の財政問題に直結する。そこにこの年秋から展開される増師をめぐる政治課題が見えてくる。

増師問題 陸軍が、明治四十年四月に明治天皇の裁可を受けた「帝國国防方針」「国防ニ要スル兵力量」と政党

などに基づいて、第二次西園寺公望内閣(四十四年八月成立)に、二個師団増設を要求したことから明治末、大正初めの政局は激動の渦の中に入る。西園寺内閣は、日露戦後以来の不況のため「緊縮財政」の方針とし、各省に「行政整理」を求めたが、陸軍は、「行政整理」の整理分を師団増設費にあてるよう要求したため、紛糾が続いた。世論は、「師団増設に就て 到底不可能事」(『時事新報』明治四十五年七月一日)と陸軍の要求を否定した。十一月三十日、閣議が二個師団増設案を否決すると、十二月二日上原勇作陸相は、単独辞任を大正天皇に直接申し出るという非常手段をとった。政党や新聞は、一斉に陸軍を非難したが、陸軍は後任の陸相を出さなかったため、西園寺首相は「師団増設問題ニ関シ陸軍大臣ハ臣並ニ他ノ閣僚ト意見ノ扞格ヲ来タシ」と陸軍の責任を明記した辞表を提出して、総辞職した。

西園寺内閣は立憲政友会を基盤としており、立憲国民党も閥族批判の立場から、陸軍弾劾に熱心で、両党は陸軍・軍閥批判で足並みを揃えた。兵庫県でも、十二月中旬には政友会支部協議会に「東京本部より、竹越与三郎氏外二三氏」を迎え、「時局に関する決議」の準備を始めた(『大朝』大正元年十二月十三日)。十二月十四日に開かれた政友会兵庫県支部協議会は、「代議士県會議員其他數十名出席し」十五日開会予定の總會

を翌年一月に延期し、「一、西園寺内閣の執りたる方針を極力援助し、国利民福の為に非立憲的行動の撲滅を期する事 一、時代の要求に応じ極力憲政の刷新整理を期す」などを決議した（『大朝』大正元年十二月十五日）。十二月国民党兵庫支部総会も、「憲政を擁護し責任内閣の樹立を促進すべきこと」という決議を行った（『又新』大正二年一月十六日）。それを受けて、翌年一月五日国民党の神戸市の「重立ちたる人々」は「憲政擁護問題に対する運動は中央政府の聲に倣ひ政友会又は国民党単独の党名を以てせず有志連合の形式に依り各自参加」と決め、政友会と交渉した。合意した両党は、十四日大黒座で演説会を開くこととした。十四日の兵庫県憲政擁護連合大会は、犬養毅・尾崎行雄の二人も参加したため、定員二五〇〇人に五二〇〇余の民衆が詰め掛け、「一、閥族の専横今や其極に達し憲政の前途危機に瀕せんとす、吾人同志者は奮つて憲政擁護の責任を尽し以て其有終の美を濟さんことを期す」と決議した（同 大正二年一月十五日）。

大正二年に入ると各地で憲政擁護をうたう集会が開かれるようになっていた。大阪では二月一日政友会・国民党の大阪支部と無所属議員、新聞社の主催で憲政擁護大会が開かれ、「聴衆は午前十時頃より続々会場（中之島公会堂跡空地）に詰め掛け正午前には殆ど万余の多数に上り午後一時には遂に立錫の余地なきに至」った（同 大正二年二月二日）。座長・司会・弁士などを務めたのは、渡辺菊之助・石黒行平・菊池侃二・香川季三郎・紫安新九郎・石黒涵一郎・日野国明・関直彦・浜田国松・佐々木安五郎・高橋秀臣・鶴原定吉・松田正久らで、神戸市選出代議士の野添宗三も「病中の事」にもかかわらず演説に加わった。政友会領袖の松田と、国民党領袖の関が出席したことで意気は大いに上がり、「政友国民二党の結婚」とまで歓迎される。この大会は、大阪市で開かれたが、全国の意味をもっており、野添の出席もそのゆえだった。野添は「兵庫国民党

の態度は巍然として動かす可らざるもの有り」と保証したが、実際には兵庫県でも脱党騒動は広がっていた。

国民党の 難航した元老会議の後、大正元年十二月十七日桂太郎内大臣に組閣命令が出、二十一日第三次

分裂

桂内閣が成立した。二十四日に召集された第三〇通常議会は、この藩閥内閣に、閥族打破と憲政擁護を掲げる護憲派が直接衝突する場となった。大正二年一月二十日、桂首相は新党結成を呼びかけ、翌二十一日十五日間の停会を命じた。新党結成は、国民党の分裂を狙ったもので、大石正己・箕浦勝人・武富時敏・島田三郎・河野広中のいわゆる改革派五領袖が直ちに連袂脱党してこれに応じた。政友会でも、早川鉄治の除名など動揺を見せたが、打撃の大きかったのは国民党である。議会開会の際、九一人いた国民党代議士は、続々と脱党し、二月初めには「国民党過半脱党」（同 大正二年二月五日）して、残りは四五人となった。一月二十六日所屬代議士が七六名の時点で、国民党兵庫県大会が開かれ、野添宗三の「現状を維持すべく申合せ」を可決したが、新聞は「曖昧なる現状維持」「鵠的の決議」と評し、桂新党への雪崩込みを警戒していた（同 大正二年一月二十七日）。

神戸立憲青

年会の結成

二個師団増設問題から国民党分裂へと揺れる政局の中で、高田安吉・高津英馬・鈴木助次郎が、神戸立憲青年会設立を計画した。三人の呼びかけで準備が進められ、大正二年一月末には二月二日発会式と発表された（『又新』大正二年一月三十一日）。発会式の冒頭に採択された「宣言書」は、憲政を「憲法の大精神たる多衆政治」ととらえ、「彼れ閥族と之れに迎合阿附せんとする徒党の剿滅を期せん」と述べた。日曜日の朝九時からの開会にもかかわらず、会場の相生座には約一〇〇〇人が集まり、「宣言書」「決議」を採択した後、高橋秀臣・菊池侃二（大阪選出代議士）・浮川弥太郎（憲政擁護青年団特派員）・野

添宗三（神戸市選出代議士）・佐々木安五郎（前代議士、兵庫県会議員）・田中弘之らを弁士とする演説会が開かれた。「決議」の第四項に「一、県市政の發達刷新を期す」と掲げているから、この青年会は護憲運動以降も県政・市政改革運動に登場するだろう。

わざわざ「青年」を掲げた憲政擁護運動は、東京市に始まり、神戸市など、各地に広がっていった。大阪市でも国民党を中心に「大阪立憲青年党を組織し東京の青年党と相呼応して憲政擁護閥族打破の運動を開始せんとて中井隼太・本崎愛吉氏等七日夜日本ホテルに於て先づ青年俱樂部創立に關する諸般の打合をなし、十一日正午より土佐堀青年會館に於て發會式を兼ねて憲法發布記念式を挙行、演説會を開くに決せり」（『万朝報』大正二年二月九日）と大阪立憲青年俱樂部が結成される。神戸市の集會の直後の二日には、姫路市で播磨民報社（国民党系）主催の閥族打破憲政擁護演説会（詰掛けし者数百名）が開かれ、姫路立憲青年會が結成宣言を行った。こうした動きは、「大正維新」が叫ばれることと関係があり、「維新」に呼応する行動的な「青年」を打ち出す政治行動だったと考えられる。

兵庫県選出 国民党の分裂は、兵庫県には一大打撃で、当初「郡部国民党の全滅」（『又新』大正二年二月六日）議員の動向 と言われた。「兵庫県選出代議士は独り野添代議士を除くの外肥塚代議士以下八名相奪ひて

四日午後脱党し」たので「神戸市を除くの外郡部全体及び姫路市は是にて国民党議員の隻影を認めず事実にて全滅したるものなり」（同）といわれるまでになった。実際には、肥塚竜・小寺謙吉・横田孝史・齋藤隆夫・大森与三次・柴崎鹿之助の六人と前代議士鹿島秀磨が脱党したので、野添宗三のほか平野亀之助・伊藤英一が「依然殘壘を固守し初志の貫徹に力む」と伝えられた（同 大正二年二月八日）。しかし前記の人物が

脱党したことにより、ここに立憲改進黨―進歩党―憲政本党―立憲国民党の系譜が、兵庫県の「支柱」であった伝統は断絶することになった。そうであればこそ、「軟化代議士擯斥 本県郡部国民党代議士の軟化したるに對し、憤慨する者少なからず、殊に当市在住の小寺謙吉氏の如きは、從來最も硬派を以て任じ居るだけ一層一般の不評判を買ひ、夜中氏の邸内に瓦礫を投ずる者さへあり」(『万朝報』大正二年二月七日)の報道のように、脱党派代議士に対する風当たりは強まっていた。

このように立憲国民党から桂新党に走ったのは、兵庫県で六人いたが、神戸市に住んでいたのは山本通五丁目の小寺謙吉と葺合熊内橋西詰の横田孝史の二人である。神戸立憲青年党は在京の二人に對し、「三宮着ノ時ハ身首処ヲ異ニスルカラ此覚悟デ帰京セヨ」と電報を打った(『又新』大正二年二月六日)。野添宗三が八日朝帰郷すると、三宮駅に「五百余名」が出迎え、そのまま「数旒の旗を先頭に」「徒歩で下山手六丁目」の野添邸まで行進して行った。その夜神戸立憲青年会は、「入場者無慮二千余名」の演説会を開き、野添や高津英馬・野村寿之助ら青年会幹事のほか、大阪毎日や大阪朝日、大阪新報などのジャーナリストが次々と演説して、さながら「過日大黒座に於ける演説会に次ぐの盛況を呈した」(同 大正二年二月九日)。大黒座の演説会とは、政友会・国民党主催で一月十四日に開かれた第一回「憲政擁護演説会」のことである。一月には二つの政党が主催したが、二月には代議士集団ではない立憲青年会が主催するように変化したのは、桂新党が登場して二つの政党から誰が抜けるかが焦点になっている段階では、憲政擁護運動の担い手が民衆にまで広がらざるを得なくなったことを示している。

東京の暴動

桂太郎は、難局を切り抜けるために、二回の議会停会と新党結成策を講じたが成功せず、ついに停会明けの二月十日内閣総辞職を決意した。しかし、その日一時半頃から集まり始め、「衆議院門前より日比谷一帯にかけて其数十万にも達した」(『又新』大正二年二月十一日)民衆は、三時頃「憤懣遂に勃発」して一部は都新聞社に、他の一部は国民新聞社に押しかけて、「瓦礫を投げ果ては火を放ち」「帝都大混乱」となった。やまと・報知・読売・二六新報などの新聞社も襲われ、一三の警察署と三八の交番の破壊、四八の交番の焼打ちという大暴動となった。午後七時に、第一師団の約一個大隊、近衛師団の歩兵部隊が出動を命じられ、午後八時半には警視總監が警官に抜刀を命じるという状況になり、十一日午前二時頃まで暴動は続いた。東京の暴動の情報は、『神戸又新日報』二月十一日に「帝都大混乱」と題する一頁記事で報じられるなど神戸にも直ちに入っている。

小寺・横田

邸襲撃事件

前述した大阪立憲青年倶楽部発会式は、桂辞任が伝えられた十一日だったため、初めから「会衆の大激昂」で「大紛擾裡に散会」した。最後に演説した日野国明が、勅語と大臣の責任を論じて、「不信任案の提出に対し飭語を奏請するが如きは是れ憲法政治にあらずして全く衰龍の袖に隠るゝ陰險政治なり」と「痛罵」した時、臨監の警察署長が演説中止を命じた。日野がかまわず演説を続け、署長が再度中止を叫んだので、聴衆は「『中止とは何事だ』と俄然満場総立ちとな」ったが、そのまま外に出て中之島公園に向かった(『大朝』大正二年二月十二日)。この集団が、翌日午前一時半頃まで大阪市内で暴動化する核であり、新聞社や国民党を脱党した武内作平・七里清介郎を襲い、警官隊の抜剣や憲兵隊の出動まで余儀なくさせた。大阪立憲青年倶楽部発会式が警官の圧迫を受けて「大紛擾裡に散会」した様子は、『神

戸又新日報』二月十二日の紙面に、その後の暴動の様子も、「大阪の騷擾余燼」と題して十三日の紙面に掲載された。

十二日夜一〇時半頃、湊川新開地錦座前四つ辻に「年頃三七八、筒袖綿入を着、足駄を穿ける職人体の男」が「東西二都の焼打騒ぎ、閥族の横暴より官憲の非立憲的態度を痛罵する」「数十分間の大道演説」を行い、最後に「小寺邸に突撃せよ」と叱呼したため「数千の群衆は俄かに色めき立ち『賛成!』『遣つ付けろ』と異口同音に囃し立て」たという。この男は、再度相生座前の街路で演説し、群衆を煽ったため交番に連行された。職業は「新開地某料亭の板場」と推定された(『又新』大正二年二月十三日)。十二日の段階で小寺邸襲撃は神戸の民衆の声となって現れていた。

(騷擾第一日) 二月十三日夜、湊川新開地に集まった数千の民衆は「誰れ主唱せしともなく」「小寺、横田の邸を打壊せ」と叫んで、生田町一丁目にあった横田の屋敷と、山本通五丁目の小寺邸を襲った。数百が向かった横田邸では、「瓦礫を投じて表の硝子戸を悉く粉碎し、表門を倒し」て引き上げたが、小寺邸には「其数幾千なるを知らず」と言われるほど多数の民衆が押しかけ、「変節漢、閥族の犬」と叫び、西門・正門を破壊し、乱入しようとした(『万朝報』大正二年二月十四日)。午前二時前後には、「身動きのならざる迄同邸を取り巻き一万を数ふるに至れり」。山本通五丁目の鹿島秀磨邸にも民衆は向かい、「格子戸を破壊し瓦礫を投じ」た。その他、報知新聞支局や都新聞支局も桂系の新聞ということで破壊された。この夜は「一隊の指揮官然と構へし自称元郵船順撫丸一等運転士栗本伊太郎」や「元某署某刑事等」三八人が拘引された。県警察部は「殆んど全市無警察の状態を現出した」と総括した(『又新』大正二年二月十六日)。



写真 27 小寺邸に押しかけた群衆（『神戸又新日報』
大正 2 年 2 月 15 日）

入しようとした。警官隊に蹴散らされた民衆は、北長狭通七丁目の交番を襲い、元町七丁目の立番所を破壊し、電車に投石して、熊内線を運転中止に追い込んだ（同 大正二年二月十五日）。この頃、神戸憲兵屯所が姫路の第一〇師団長に出兵を要請したので、九時二二分姫路発で第三九連隊の先遣隊八〇余人（二個小隊）、同四五分以後続部隊二二〇人が派遣された。軍隊は県庁や小寺邸警備に当たった。服部知事は、この騒動の時上京中で、帰県したのは十九日の夜だった。

（騒擾第二日） 十四日は朝から「今夜こそ一層猛烈の襲撃あり、焼打ちを演ぜらるべし」との噂が広がった。県警察部は、市内の全署、御影町・西宮町・明石町・加古川町・姫路市の各署、水上署、巡査教習所からも応援を求め、一〇〇〇余人の警備部隊を作った。午後七時頃新開地に集まった一五〇〇人ばかりは、「誰言ふとなく『遣れ／＼』『予定の行動を取れ』と口々に叫び立て」湊川神社に向かって繰り出し、小寺邸に殺到した。同じ頃、新開地に二〇〇〇余人の民衆が「何時の間にやら集ひ来」と、「洋装に中折帽を冠りし三十三四の色黒く筋骨逞しき壮漢」が「自分はニツケル商會に働いてゐる岩田丑之助」と名乗って演説し、民衆を小寺邸へ先導して行った。これらの民衆に、初めから周辺にいた民衆を合わせ二万人が、小寺邸の板塀を打ち壊し、邸内に乱

第二日の暴徒のうち小寺邸を襲ったグループは、十五日午前二時頃に解散したが、前日拘束され「教習所内に於ける嫌疑者の虐待を聞き伝へ官憲の暴戾を鳴らす者、実に我神戸市開闢以来と称すべき業々しき出兵と反感を抱きし者」らが、横田孝史邸を襲って、瓦礫を投げ、五つの派出所に投石し、電鉄の電柱を引き倒した。別の一隊一五〇〇人は、派出所や立番所を襲い、新開地に戻って「十五日夜も集まれよ」と叫んで午前三時頃解散した。

この夜の小寺邸襲撃の民衆に対して、たちまち「二百余人の拘引」が行われた。県警察部の松崎高等課長は、「彼等群衆の種類を見るに殆ど全部職工、学生の輩にして素より政治上の思想を懐けるものに非ず」（同大正二年二月十五日）と、「鳥合の群衆」イメージを語っているが、騒動第一日に新開地から民衆が移動を始める前に、「制帽を冠りし学生風二十才前後の一青年」が「我神戸市民も睡つて居る場合ではない。遣るべし」。官僚の走狗変節代議士を膺懲すべし」と演説し、神戸又新日報社前で民衆が「凱歌を揚げ万歳を叫」んでいる時に、「御用紙都新聞を叩き壊せ」と号令したのは「巨魁と覚しき年令三十六七、美髯を蓄へたる紳士風の男」だった（同 大正二年二月十四日）。大多数は「十七八才より三〇才前後の者」だったが、「中には風貌卑しからざる紳士風の男もあり、初老に余れる世帯盛りの者もあり」、第一日に逮捕された栗本伊太郎は「昨年春横浜、神戸の海員が同盟罷業を為し大紛擾を醸したる際、是が煽動者として其筋に検査されたる者」と発表された（同 大正二年二月十六日）。十六日午前二時に放免された十六、七歳の少年は、検束された中に「ハイカラな商会員三人」や「水兵」がいたと証言している。

（騒擾第三日）

第二日における「業々しき軍隊の出動、小寺邸前に手酷き警官の騒擾嫌疑者引致振を見聞

せし民衆は太く激昂し」第三日の十五日も「飽く迄も焼打ちを決行し呉れん」「警察署裁判所を襲ふべし」などの流言が流れ、この日も一〇〇〇〇人の警官隊と、残留した一個小隊の兵士が「銃剣を閃めかして市中を巡視した」。午後七時前後には二〇〇〇人が新開地に集まり、途中で警官と衝突しつつ、小寺邸に三度押し寄せ、正門を突破しようとして押し返された。「当夜は全く尻すぼみに終」ったのである(同 大正二年二月十六日)。

しかし、十七日は京都で暴動化し、十日に東京で起きた暴動は大阪・神戸・京都・高知・高松・広島に波及した。京都でも三日間暴動が続き、多くの証拠品が押収されたが、その中に「政党憲法民軍」と赤インキで書かれた旗一旒があった。暴動の中で、民衆が期待したのはやはり護憲運動であった。

軍隊出動

軍隊の出動は、地方官である県知事からの要請で行われる規定だったが、今回の神戸市の場合問題 「今次の出兵は此規定に依りたるには非ず」「陸軍は其独立の権能によりて出兵したるもの」と、赤池警務長は説明した(『又新』大正二年二月十五日)。

神戸弁護士会は、十五日夜例会を開き、草鹿甲子太郎の発案で「一、出兵は果して当を得たるか、二、其筋に於ける騷擾嫌疑者検挙法及び検挙後に於ける処置如何」を調査することを決議し、調査委員に西山弘栄・大野清茂・野田文一郎・鈴木丈之助・田井与之助を選んだ。十九日に帰県した服部知事は、師団の出兵は知事の要請ではないと言明しつつ、「軍隊の行動に何等不都合もなく寧ろ公安を維持するに於て利益あり」と弁明した。二十日調査委員は赤池警務長から「当日の事実を聴取り」、二十二日在神新聞記者有志との協議の上「該問題を第三十議會に提出することに決した」(『大毎』大正二年二月二十三日)。神戸立憲青年会も、二十四日の幹事会で高津英馬、白石米太郎、鈴木助

次郎、高田安吉、法橋信次、中亥歳男、上山林吉、中村輪太里、野村寿之介の九名の委員で調査することになった。二十四日には第一〇師団からも事情聴取を行う予定だったが、松川師団長不在と聞き延期された。弁護士会の疑義は、出兵の根拠であり、地方官官制第九条（知事の請求）か師団司令部条例第四条第二項または第三項によって出兵したのかを確認しようとしていた。いづれにしろ民間人鎮圧のための出動は問題があり、師団側でも出兵ではなく「行軍の形式に依り」て実行したと弁明している。知事も「行軍の形式」ということで新聞記者の調査団を突っぱねた。知事と師団の事を曖昧にしていく態度に対して、憲政擁護派は強く究明を求めていく。神戸立憲青年会は、二十四日尾崎行雄、犬養毅の激励と、三月早々第三回憲政擁護大会を開くことを決議したが、それは「憲政擁護、閥族打破に兼ね県下当面の問題たる出兵問題を提唱して市民を興奮せしめん為め」であった（『又新』大正二年二月一日）。

山本内閣成立 桂総辞職の後、二月十二日の元老会議において、西園寺公望が自分の後継内閣引き受けを
と神戸政界 固辞し、山本権兵衛を推薦したため、同日夕大命は山本に降した。当初マスコミも山本が

政友会に入り、西園寺の後継総裁となって、政党内閣を組織するだろうとの観測から、好意的に報道していた。『神戸又新日報』（大正二年二月十三日）などは山本首相に、原敬内相、松田正久蔵相、尾崎行雄文相、犬養毅通相など政友会中心の内閣予想を大活字で掲載していた。二十日山本は結局政友会に入らないまま、松田法相・原内相・元田通相など政友会の有力メンバーを閣僚に取り込んで政治的基盤を強化し、「実質に於て薩閥内閣」を組織した。同日国民党常議員会は、「一、山本内閣の組織は政党内閣の本義に反するものと認む、一、吾党は政友会との提携を断絶す」と決議し（『又新』大正二年二月二十一日）、憲政擁護運動の再開を

目指した。

山本内閣の成立で、政友会の地方組織は動搖を始めた。兵庫県支部では、支部長草鹿甲子太郎が硬派の代表で、「山本内閣は予等の呼号せし政党内閣に非ざることは断言するに憚らず」と高言し、軟派代表の坪田十郎は「政党内閣に酷似せる山本内閣を迎へたるは憲政の一進歩として歓迎すべきに非ずや」と「軟論を吐いた(同)」。硬派の草鹿が、二十三日山本繁造、木下甚三郎、千葉宮次郎、北田新造、宮崎新藏ら二〇余人を集め協議したところ、「大多数は脱党の決意を為せし」結果となった。坪田ら軟派はこの集會に参加せず、同じ頃坪田の家に井上善吉、梅宮芳太郎、天島順助が集まり、「市會議員選挙を控えたる今日硬論を主張せざれば頗る不利益」だが「脱党するにも忍ばず」と「苦境に陥」った。ここに政友会の市部と郡部は分裂することになった。

神戸立憲青年會が主催した第三回憲政擁護大会には、五〇〇〇余人の會衆と、大阪の日野国明や東京の伊藤仁太郎(痴遊)らも迎えて、二個師団増設の無謀、山本内閣協力派は一切の公職に選挙しない非選同盟の呼びかけ等を行った。

三月十六日には大阪で「関西民黨大會」が開かれ、兵庫県など二府十二県の有志五万人が集まり、「民軍の意氣天を衝く真に空前の大盛會」となった(『大毎』大正二年三月十七日)。

4 大正二年の市会総選挙

単記投票・総改選の結果

明治四十五年の市会結成で、松方幸次郎の衆議院議員当選を確実にした政友会は、市会でも中立派の殆どを吸収して多数派を握った。第一次護憲運動から山本内閣成立の嵐の中行われるもので、単記投票と総改選（定員各級一六人、合計四八人）の点で新しい形となった。一級と二級を主力にした市民会の攻勢に対して、公民会は三級と二級に「全力を注ぎ言論の力、与論の力を以て之に對抗する」計画だった（『又新』大正二年三月十五日）。

湊東区一級では、当初有権者三人（三菱、川崎造船所、直木政之介）のうち、川崎造船所と直木（国民党系）の計らいで、丹波助次郎（協和会＝政友会系）・村上関蔵（市民会）に丹波良蔵（明治四十年選挙で神戸部二級で当選、進歩党系）を加えることを合意していた。そこに「兵庫部の某」が異議を唱え、三菱から神田兵右衛門（市民会）を推薦するよう求めたため、輸入候補の丹波良造は引きずり降ろされた。

国民党は分裂したが、公民会は存続したので、小寺謙吉や佐野春五も候補者選定作業に加わっており、公民会が支持を失う可能性もあった。立憲青年会は、「両派より名乗り出づる候補の顔触れを見るに随分如何はしきものある」と警告し、反対の演説会も行っている（同 大正二年四月八日、九日）。葺合区の高田安吉は立憲青年会の候補である。十日頃から海員協会の斎藤千次郎が、神戸区三級に打って出た。ここに突然現れ

たのが、理想団である。十一日、もと政友会支部長の草鹿甲子太郎を団長に「市民に覚醒を求め理想的に選挙を行はんとするものにて勝敗は眼中に置か」ずと宣言した(同 大正二年四月十二日)。十二日に発表された候補は、荻合区三級山本治郎平(医師)、神戸区三級森本茂(大阪朝日記者)、湊東区三級山根文雄(弁護士、湊西区二級野添宗三・三級田井与之助である。十五日に湊東区二級に加藤良を追加した。十四日には、尾崎行雄や竹越与三郎も参加する演説会を行ったが、参加者は「一般に対する通知の不行届きなりし為め来会者五百余名」だった(同 大正二年四月十五日)。理想団の出馬で打撃を受けたのは公民会系で、いくつかの区では候補辞退者も現れた。感情対立と当選の可能性などを調整した結果、理想団の森本・山根・山本は立候補を取りやめた。山本の辞退により、理想団は斎藤を推薦した。湊西区では公民会・理想団合同の演説会も行われた。

四月十九・二十日に行われた投票の結果、当選者は、市民会二〇人、公民会一九人、中立二人(望月榮作、田井与之助)、態度不明七人とされたが、『神戸又新日報』の観察では、市民会に準市民会派を加え二五人、公民会に準公民会派を加え二一人となり「到底市民会の天下たるを免れざるべし」とされた(同 大正二年四月二十一日)。得票は、市民会一八七六に対し、公民会二六七〇だった。当選者を見ると(表10)、三級選挙ではどちらも七人だが、二級選挙で市民会七人、公民会八人に対し、一級では市民会八人、公民会六人となっていることがこの得票差となった。三菱や川崎、鐘紡など大資本家の合意を得やすい一級では、政権与党である政友会が主力となる市民会が優勢だが、それ以外ではまだ市民会は弱体だった。市民会の戦術は、相変わらず中立派工作による多数派形成でしかなかった。市民・公民両派は二十四日と二十五日にそれぞれ中立

第五節 神戸の「民本主義」

表 109 第 9 回市会総選挙(大正 2 年) (定員48名)

等級	1 級			2 級			3 級		
区	氏 名	党派	得票	氏 名	党派	得票	氏 名	党派	得票
葺合	◎長浜 礼蔵	中立	8	◎井上 善吉	市民	48	◎石塚 利平	公民	379
	◎山本 繁造	市民	4	◎山本 将雄	公民	46	◎三宅 藤市	市民	318
				林 仲蔵	市民	40	高田 安吉	中立	234
神戸	◎坪田 十郎	市民	6	◎末永 清	市民	31	◎丹羽豊之助	公民	610
	◎三城 弥七	市民	6	◎西本 茂吉	市民	30	◎西田富三郎	公民	488
	◎太田保太郎	公民	6	◎今井 市蔵	市民	22	◎山崎 次男	市民	401
	◎日山彦十郎	公民	6	◎高羽 然介	公民	18	◎大崎徳之介	市民	394
	◎森本六兵衛	市民	5	◎丹下良太郎	公民	17	斎藤千次郎	理想	297
				植田 徳松	公民	6			
湊東	◎神田兵右衛門	市民	3	◎藤井 末吉	公民	43	◎小野 喜六	中立	634
	◎村上 閔蔵	市民	3	◎尾水庄次郎	公民	41	◎白崎 潤蔵	公民	633
	◎丹波助次郎	市民	3	◎高浜 治	市民	36	◎滑川 秀平	公民	488
			加藤 良	理想	19	◎木村 昌治	市民	375	
						森川 宗秋	中立	43	
湊西	◎魚澄惣一郎	市民	6	◎入江孝次郎	市民	44	◎土井 家	公民	482
	◎中村 謙蔵	公民	5	◎山西弥三兵衛	公民	44	◎下村才次郎	市民	425
	◎斎藤 正之	公民	4	◎柏谷 寅吉	公民	40	◎田井与之助	理想	388
	◎人見米次郎	公民	3	◎野添 宗三	公民	36	◎柴田 友蔵	公民	333
	◎松井 仁介	公民	3	◎栗田 駒吉	市民	34	藤井兼治郎	公民	307
	滝川 儀作	市民	1	田中利三郎	市民	34	白井雪次郎	市民	176
						森川 宗秋	中立	55	
林田	◎望月 栄作	中立	1	◎宗国 金平	中立	52	◎西本作次郎	市民	301
				中野熊右衛門	市民	22	◎松井 和吉	市民	268
							西見 芳宏	公民	191
						京橋 繁蔵	市民	166	

(注) 推薦、運動展開などが明確な候補者に限り、散票は記載しなかった。◎印は当選。

党派名の略称は、公民=公民会、市民=市民会、理想=理想団。

資料:『又新』大正 2 年 3～4 月

派との連合懇親会を計画したが、中立派も独自の会合を開き、両派の会合に出席しない申し合わせをしたため、市会開会直前の工作は不発に終わった。

四月二十八日新市会が開かれ、議長に坪田十郎（政友会）、議長代理者に斎藤正之（公民会）を選んだ。議長選挙では、政友会派の優位が示されたのだが、議長代理者では公民会からということで中立派も合意したため斎藤に票が集中した。同時に行われた参事会員選挙では、中立派二人、市民会二人、公民会二人と分けあった。市民会は三人取る方針を決めていたから、この結果は市民会主導の市会運営に変化の兆を表すものであった。（この節では『神戸又新日報』、『大阪朝日新聞』神戸付録、『大阪毎日新聞』によるところが多い。）

5 スラム問題

スラムの形成 慶応三年（一八六七）の開港を契機に、神戸への人口流入は飛躍的に増えた。北野村・花熊村・宇治野村の明治四年の戸籍を見ると、既に従来の村民の二～三倍の来住人・借家人が見られる。

こうした流入者の多くは「日稼人足」であった。外国貿易が発展するにつれて、様々な荷役作業の労働需要が増え、居留地の建設や周辺市街地・道路の整備に伴う土木作業の労働需要も増えた。そうした補助的・力役的な労働に携わる人々が「日稼人足」であった。彼らはまた、力仕事の傍ら行商に出て生計を維持していた。

「日稼人足」は比較的容易に仕事を得られるという理由で、港の荷役作業場周辺に居住した。親方の支配

する「労働部屋」に「部屋人足」として生活する場合もあれば、木賃宿や棟割長屋に家族と生活する場合もあった。そして、明治三〇年代初頭までの間に、神戸港周辺にこうした「日稼人足」が数多く居住するようになったのである。例えば、古湊通には数多くの木賃宿が営業し、沖仲仕人足の供給源となっていた。また、上楠通などの長屋には、夫が仲仕仕事に出て妻がマッチの箱貼りの内職をする世帯が多く見られた。

こうした木賃宿や長屋は、コレラなどの伝染病を蔓延させる場所と見られ、衛生問題の観点から対策を講ずる必要性が各方面から叫ばれるようになった。また、地域経済の発展に伴って、市の中心部を商業地域として整備すべきであるという意見が高まり、木賃宿や長屋は体裁上商業地域にふさわしくないという声も聞かれるようになった。

明治三十二年七月、改正条約の施行に伴い治外法権が撤廃され、居留地制度も廃止されることになった。市の有力者たちの中には、その機会に市区改正を推進し、土木・衛生・教育・勸業政策全般の刷新を図ろうとする気運が盛り上がった。そして、その一環として木賃宿の移転を望む声が出始めたのである。兵庫県は同年同月宿屋営業取締規則を改正し、翌月には木賃宿営業区域を葺合村と長田村の一部に限定したうえで、市内木賃宿の移転を命じた。そして、翌年には「不良長屋」の移転も計画された。この木賃宿・長屋の移転先として指定された葺合村周辺地域がいわゆる「新川」地域である。木賃宿・長屋の移転はそれほどスムーズには運ばなかったらしいが、「新川」地域には長屋裏屋建築規則が適用されず安価な長屋が建てやすかったこともあって、明治三十年代に爆発的に人口が増える。この時期に「新川」スラムが形成されるのである。明治三十四年から明治三十九年の間に、葺合区の人口増加率は一・四二倍であったが、「新川」地域は約五

倍である。

「下層社会」 スラムに居住する人々によって代表される都市「下層」民衆は、女房・子供を亭主が養うこの出来る世帯の創出を理想としていた。しかし、雇用の安定しない「日銭稼ぎ」では、女

房は言うに及ばず、子供も働かないと家計が維持できなかった。地域の中には、行商人が開く仮設の市場や一膳飯屋があり、そこで売れ残りの安い魚・野菜や惣菜を手に入れて食料とした。「日銭稼ぎ」という不安定な生活を支えるのに都合のよい仕組みが独自に作られていたのである。だが、仕事にありつけない場合は、その日食べる米に困るという状態であった。スラムの中では、五軒とか十軒単位で長屋のまとまりが作られており、互いに米の貸し借りが行われて生活が営まれていた。また、家主や地主であった地域の顔役に援助を頼むこともあった。こうした助け合いは当時「共同主義」と呼ばれ、地域の強固な絆となっていた。

こうした「下層社会」に生活する人々は日露戦後の都市民衆騒擾の主人公であった。明治三十八年九月、日露講和条約に賠償金がないことに不満を抱いた民衆は、東京を初めてとする大都市で騒擾を起こした。神戸でも、民衆が湊川神社にあった伊藤博文の銅像を倒して引き回すといった激しい騒擾が展開した。その騒擾の先頭に立ったのは、行商人や「日稼人足」であった。そして、大正二年二月の第一次護憲運動の渦中、立憲国民党から立憲同志会に鞍替えした代議士小寺謙吉の邸宅が、多数の民衆に襲撃される事件が発生する。この時の騒擾には、職工・学生、及び行商人と「日稼人足」等が参加した。

こうした騒擾の背景には、都市「下層社会」の生活難があった。日露戦後は深刻な不況が続ぎ、明治四十四年にはそれに米価騰貴が重なって、「下層」民衆の生活は危機的な状態にさらされた。同年の八月には、

「紙屑長屋」や「蜂の巣」などと呼ばれた棟割長屋に住む人々の中に絶食者が始め、一日一食の粥で我慢しなければならぬほどになった。さすがに事態がここまで深刻になると、地域の共同主義も破綻せざるを得ず、家主・地主の援助も滞りがちとなる。世帯の確立を目指し、日々懸命に生活している民衆は、勤勉や節約に励むだけではどうしようもない社会のあり方の問題を、漠然と自覚しつつあったのである。そして、その時の政治情勢に左右されながらも、騒擾という形で鬱積した不満を表に出しはじめたのである。

改善運動

の開始

明治末期に都市「下層社会」の様々な問題は政治問題になった。内務省はこうした事態を重視し、全国の警察を動かして「細民部落改善事業」を開始した。その事業のねらいは、「下層」民衆の就学率の向上などをはかりながら、民衆が自力で生活改善し得るような精神の確立を目指すものであった。そして、ひいては民衆騒擾を鎮静化させ、治安の維持を図ろうとしたのである。この事業を進めるため、神戸では警察が主導して、矯修会・清風会・長田村一部協議会などの地域改善団体が組織された。精神的な面を重視したといっても、就学率を向上させるためには民衆の生計の基礎を確立しなければならない。そこで、こうした改善団体は盛んに授産事業を展開するなどして、地域住民の生計を助けようとした。「新川」地域の矯修会では屑物回収事業が取り組まれ、その収入による「自力更生」が叫ばれた。清風会は神戸籠製造事業に取組み、一部協議会は様々な職業団体を組織して営業改善に努力した。

また、民衆の生活難の一つの原因が、米価騰貴に典型的にあらわれたような、食料品など生活必需品の価格が高いことにあった。神戸市はその点を重視し、明治三十九年に公設卸売市場の設置案を市会に提出した。このねらいは価格の統一にあった。他の都市でもこうした計画が見られ、流通経路を合理化して食料品価格

を下げるべきだという主張が強くなりつつあった。神戸市の提案は市会で否決されたが、後の社会政策の先驅をなすものであった。

当時神戸神学校の学生であった賀川豊彦は、結核で死の淵にたたされながら生還できたことを「神の恩寵」と感じ、生命から疎外された「貧民」に自らの命を捧げることによって「神の恩寵」に応えようとした。賀川は明治四十二年九月から「新川」で路傍伝道を始め、同年のクリスマス・イブに「新川」に居住しはじめた。彼の「救済」対象は捨て子、病気の老婆、ならずものなど、労働能力・意欲のない人々にもむけられ、改善団体が見向きもなかった人々を対象とした点に大きな特徴がある。彼が「新川」に生活した頃の日記には、様々な苦悩とそれを克服して「救済」事業に進進しようとする熱意が滲み出ている。彼の事業は、全ての人々には生存の権利があるという主張を、自らの実践によって表そうとするものであった。また、彼は近代的な家族生活を理想として、「新川」の民衆にもそれを理想とするよう働きかけた。例えば、「中流階級」である船長の一家に「新川」の児童を預け、一緒に生活するなかで生活スタイルを覚え込ませようとしたりしている。また、児童の親の生計を助けるため、安い一膳飯屋を営業したり、金品を援助したりなど、試行錯誤を繰り返しながら徐々に「新川」に定着していった。

第六節 郡制の施行と地方改良運動

1 郡制の施行

府県制郡 市制町村制について明治二十三（一八九〇）年五月十七日、府県制および郡制が公布された。

制の特質 首長の間接選挙が認められ、一応自治体として機能した町村にくらべて、府県や郡の自治権能はきわめて弱いものであった。条例の制定権はなかったし、府県・郡とも行政のほとんどはそれまで同様、政府によって任命される官吏によっておこなわれた。さらに郡は、独自に税を徴収する権利を与えられておらず、経費は町村からの分担金で賄われることになっていた。ただし郡制によって新たに郡会がおかれ、郡限りの事業について費用を議定し、郡有財産の管理や処分をなすことができるようになった。これは明治十年代の自由民権運動のころからの住民の要求が一部実現したことを意味していた。ただし郡会で議定しうるのは費用のみで、事業の具体的な執行方法の決定は郡長が握っていた。また郡会の議長は郡長で、議案は郡長から提出されることになっていた。

また郡長および郡会を補佐する機関として郡参事会が置かれた。郡参事会は郡長および郡会選出の名誉職

参事会員三人、知事選出参事会員一人からなり、郡長が郡会に提出する議案書について意見を述べたり、郡限りでおこなう事業の具体的な施行に関与する権限をもった。郡会は町村会議員によって選出される議員と大地主互選による議員から構成されていた。町村会選出の議員は毎町村一人を基本とし、二〇人を越える場合は町村を組み合わせ選挙区をつくりそこから選出された。選挙権者は各町村会議員、被選挙権は各町村公民とされた。大地主互選議員は郡内に地価一万円以上の土地を有する者で、議員数は町村選出による議員の三分の一とされた。

府県制と郡制は、議員の選挙において密接に関連していた。町村会議員によって郡会議員を選出、さらに郡会議員によって県会議員を選出する複選制がとられていたからである。府県会議員の選挙権者は、市にあっては市会議員および市参事会員、郡にあっては郡会議員と郡参事会員、被選挙権者は、府県内で直接国税一〇円以上を納める公民とされていた。

遅れた府県 制郡制施行

複選制による議員選挙制度をとったため、郡制が施行されないかぎり府県制は施行できなかった。兵庫県では郡制の施行が遅れ、法律公布から六年が経過した明治二十九年七月一日に郡制が施行され、これにつづいて府県制が十月一日から施行された。郡制の施行が遅れたのは、郡制施行にあたって郡の規模の調整が必要とされたことにあった。郡の規模は地域によって大きくことなっていた。現神戸市域に関係する郡をとってみても、八部郡・菟原郡と、有馬郡・明石郡・美嚢郡では面積や人口差が著しかった(表III)。とくに八部郡では、郡制にともなって郡域内の町村の神戸市への編入が計画されており、それはもともと小さい郡の規模をいっそう縮減するものであった。全国的には二〇万を越える郡があるのに

第六節 郡制の施行と地方改良運動

表 111 第一議會郡分合法案中
兵庫県の部

旧 郡	新 郡
八部郡・菟原郡・武庫郡	武庫郡
神東郡・神西郡	神埼郡
飾東郡・飾西郡	飾磨郡
揖東郡・揖西郡	揖保郡
*赤穂郡・佐用郡	赤穂郡
城崎郡・美含郡・気多郡	城崎郡
*養父郡・朝来郡	養父郡
七美郡・二方郡	美方郡

*印は第九議會の際の新たな提案では削除

対して、一万人以下の郡も存在しており、政府は地域運営を遂行する単位としてその規模を一定範囲内に均一化するために、郡の分合をおこない、その後郡制を施行することとしたのである。

行政処分で分合が可能な町村制と異なり、郡制によれば郡の分合は法律によらねばならなかった。したがって郡分合は帝國議會にかけられてはじめて決定しうることになった。明治二十三年の第一議會に政府は各府県の知事の内申に基づき郡分合法案を提出したが、兵庫県もこの法案で分合が計画された(表111)。市域に関係する郡についてみるならこの法案で、八部郡・菟原郡・武庫郡を合併し、あらたに武庫郡と称するとされていた。

しかしこの法案は衆議院で多数を占める民党によって、十分関係する郡の住民の意見を入れていないとして否決されたため、郡分合をおこなう予定のなかった八県だけに郡制が明治二十四年から施行された。この時、兵庫県も未施行となったのである。政府は明治二十四年の第二議會にも分合法案(兵庫県の分合は前年と同様)を提出したが解散により審議未了となった。

表 110 市域関係各郡の規模の比較

郡 名	面 積	戸 数	人 口	町村税額
	町	戸	人	円
八 部 郡	8,360	4,134	20,269	8,066
菟 原 郡	4,314	5,107	27,455	16,106
有 馬 郡	25,339	6,665	35,222	27,583
明 石 郡	16,275	12,051	63,848	31,951
美 嚢 郡	17,828	6,243	34,282	15,264

資料：明治24年『兵庫県統計書』

郡の分合が住民間の対立を引き起こしやすい問題であったこともあり、政府はその後郡の分合について慎重に対処して、明治二十九年二月、第九議會での郡分合法案まで議案を提出しなかった。第九議會では、それまでの関係府県一括承認案にかわり、府県ごとの単独法案として郡分合案が提出された。また郡役所が存在する地域では、その範圍を郡分合の基準とすることとして、合併基準を弱めた。兵庫県の郡廢置法案では、従来合併の対象であった赤穂郡と佐用郡、養父郡と朝来郡がその対象からはずされた。逆にこれによって、養父郡と朝来郡は従来両郡で郡役所が一つであったものが両郡ともに郡役所が置かれることとなった。なお八郡は郡役所を持ちながら合併の対象となっていたが、郡域の神戸市への編入がこの合併と関連して進み、郡としての規模を維持できなくなったことがその理由と考えられる。あらたな郡廢置の法案は、最初のものより緩やかな分合となり、かつ府県ごとに出されたため、多少の修正はあってもほとんどの法案が可決され、兵庫県についても原案通り可決された。

**郡制施行まで
の郡の運営** このように郡制の施行が遅れたため、市制町村制成立以降の各郡における地域運営は、法的には、いくつかの町村が事務を共同処分する際の規定として設定された市制町村制の町

村組合の規定を、一郡単位で利用する形が取られた。

たとえば美嚢郡では、明治二十二年七月、郡内各町村が美嚢郡全郡町村組合規定を作成した。ここでは全郡町村共同の事業およびその費用収支を議定するものとされた。事業内容は、警備・勸業・教育・衛生・土木とされており、第一章Ⅱ第五節でみた町村以前の市域内各郡の全郡連合町村会とはほぼ同様の費目が掲げられていた。町村組合の議員は、各行政村から二人で、各町村会議員から互選されることとなっていた。なお

議決事項の実施や会議への議案発布・召集は郡長に委託されていた。

兵庫県の郡 明治二十九年二月の法案の可決をうけ、兵庫県では郡制施行の準備が始まる。『神戸又新日報』(明治二十九年三月十九日)は、新郡役所設置、郡長の新任、事務の引き継ぎ、町村財産の

引き移しなどの具体的な準備があることと、郡制そのものの改正が中央で進んでいることから今年度中の実施について困難であると述べた。また郡制施行によって郡部の県会議員の定数が削減されることから、県議のなかには反対があったようで、進歩党系の県議は、五月までに周布知事に対して郡制施行延期を上申していた。その理由は現行の府県制郡制の改正作業が進んでいるため、次の議会での状況をみてから実施せよというものであった。『又新』(五月二十八日)は、この上申を進歩党系がおこなったのは、表向きの理由の外に、定数削減による選挙の際に自由党系の巻き返しがあることを恐れたことにあるのではないかと推測を加えている。

しかし『又新』の予想をこえて郡制施行の準備は急速に進んだ。県は三月中旬、郡長および神戸市長を集め、郡制施行についての会議を開催、郡制施行に伴う県会議員および警察の配置について議論した。ここで郡制施行に伴う県会議員選挙は、次回の選挙で行うとされ、郡制施行直後には行われないことが明らかにになった。

さらに五月に入ると郡制は七月一日から実施されることが明確にされた。同月十四日から県会議事堂で県下郡書記会が開催され、県庁の郡制施行準備委員から準備事項が説明された。さらに六月十日に郡市長会が開催され、それにつづいて郡長の諮問会議が二日間行われた。この会議を受けて六月二十日、周布知事は郡

制施行に関する諸規定を県報で発布した。

この間各郡でも郡役所を中心に郡制施行のための準備が進んだ。武庫郡役所では、五月中旬、登録税法施行手続打合せのため各町村役場主任を召集し、合併予定である八部郡の町村との懇親会を行った。さらに六月二十五日には町村長会で打合せを行った。

林田村・湊村など 郡制にともなう兵庫県の八部郡の事実上の武庫郡への編入計画は、同時に八部郡のいくつかの神戸市への編入 つかの町村を神戸市に編入する計画と対をなすものであった。明治二十八年三月初め、県知事は八部郡湊村、林田村内の長田村・東尻池村・西尻池村・吉田新田・御崎村・今和田新田、須磨村のうち池田村の神戸市への編入を、該当する行政村の村会へ諮問した。また神戸市に対しても三月十三日付けで諮問があった。

各村のうち、湊村は編入を希望したが、地域の分裂が予定されている林田村および須磨村では賛否両論があり、態度が決められなかった。林田村では、編入地域とそこからはずされた駒ヶ林村・野田村との間で激しい争いがおきた。五月には村内の編入希望者二〇九人の署名をもって東尻池村の天宅藤右衛門が知事に陳情をおこなうという事態になった。

このような状況をみて神戸市会の側は、知事への答申を慎重におこなうこととしたようで、市会議員改選後の五月三日の市会で、あらためて編入諮問案調査委員を選出した。調査委員は、七月十六日市役所ではじめて会合を開き、調査に入った。九月初めには、調査委員の間で、編入について差し支えがないとの結論が出たようで、十月三日、市会にその旨の報告書が提出された。十月十四日、諮問案そのものが市会に上程さ

れ、議決された。

一方、林田村ではこの時期にいたってもなお、編入をめぐる村会で紛争がつづいており、一部分の編入は明治二十二年の時と同様にむずかしい状況になっていた。そこで知事は、編入区域を林田村全域に変更した上でもう一度当該村会および神戸市会に編入について諮問をおこなった。神戸市側は十二月七日の市会ではこれを承認した。林田村側でも編入準備が進んだことからみて、全体として賛成にまわったようである。

明治二十九年四月一日、編入は完了し、湊村区域は湊区、林田村および須磨村内池田村区域は林田区となつて、それぞれに区会が置かれた。また市会議員選挙区としては旧湊村は湊東区とともに第三選挙区、旧林田村および旧須磨村内池田村は、湊西区とともに第四選挙区を構成することになった。

林田村全村の編入に知事の諮問案が変更したことについて林田村内で異論がなかったことに示されるように、林田村で問題になったのは編入が部分的にしかなされないことにあった。これは明治二十二年に編入問題が起こったとき行政村としての独立を主張して反対したのとは大きな変化であった。

兵庫運河の開削をめぐる林田村内の農業者と兵庫運河会社の間で紛争がおこったことに端的にあらわれているように、このような変化の背景には、港湾機能の拡大にともなった神戸市と周辺農村との関係のいっそうの深まりがあった。神戸市の側でも明治二十二年の時と違い、行政村全体の編入に異論は出なかった。

神戸市への編入の希望は市域東部に隣接する地域でもあったようである。実現はしなかったものの、明治二十九年五月、隣接する西灘村のうち岩屋村でも、神戸市への編入を県に出願することが計画されていた（『又新』五月十七日）。

表 112 市域関係各郡地価 1 万円以上の地主

郡 名	氏 名
武 庫 郡	嘉納治兵衛 松木与一郎 *鷺尾久太郎 *覚心平十郎 川合茂兵衛 角井辰右衛門 淡野権四郎 後藤勝造 *和泉万介 *長部文治郎 *喜田清右衛門 山邑太郎左衛門 善塔又治郎 *樋口市右衛門 泉仙介
有 馬 郡	荒川又右衛門 米田弥三郎 今西鶴之助
明 石 郡	米沢長兵衛 鞍谷清平 *安藤安太 *中塚宗助 三国茂三郎 石本清七 神足涉三郎 伊藤長次郎 大西甚一平 須藤福 村津甚平 丹田可作 平野林蔵 *中沼平三郎 米沢吉次郎 米沢長次郎 中西岩蔵 *須賀栄治郎 鞍谷清慎 荒尾平介 中浜直次
美 囊 郡	*小河秀太郎 小河大吉 *小島莊兵衛 土居善雄 石田興一 *小西勇雄 伊藤甚次郎

(注) 美囊郡は 8 人のところ 1 人は不明。*印は郡会議員当選者。

資料:『武庫郡誌』,『美囊郡誌』,『又新』

郡制の施行

郡制施行によりまず町村選出の郡会議員の選挙が始まった。その定数は、武庫郡は一八人、明石郡は二人、美囊郡は九人で、七月二十日に選挙がおこなわれた。『又新』によれば有馬郡の郡会議員中市域各村からの議員はすべて自由党系、美囊郡では、淡河村選出の磯谷猶三郎が党派不明である以外は、町村選出の郡会議員すべて自由党系とされるなど選出議員は党派色が強かったようである。なお部分的には八月にはいつてから選挙をおこなった町村もあった。

次に大地主互選議員が選出された。郡制施行以前から調査されていた郡内に地価一万円以上の土地を所有する大地主の名簿が七月に公開され、八月一日投票がおこなわれた。市域関係各郡における大地主は、武庫郡一人・有馬郡三人・明石郡二人・美囊郡八人であった(表112)。このうち明石郡での当選者は四人、武庫郡は六人、美囊郡は三人で、有馬郡は不明であるが

大地主が少ないため全員が郡会議員となった可能性が強い。

各郡では、八月もしくは九月月上旬郡会が召集され、ここで郡会選出の名譽職郡参事会員を選出した。武庫郡では岡野熊平（鳴尾村）・野草平八郎（大庄村）・田沢熊江（西宮町）が選出されており、旧菟原郡・八部郡からはだれも選出されなかった。この郡会選出の参事会員に知事が選出した新居嘉右衛門および郡長が加わって参事会が構成されたのである。美濃郡では、小西勇雄（淡河村―大地主議員）・向山梅吉（久留美村）・一柳慎（別所村）が郡会で選出され、さらに知事が小河秀太郎（三木町）を選出した。明石郡では、永田与三吉（大久保村）・有本順治郎（垂水村）・楞野貞一（魚住村）が郡会で、石巻清隆が知事によって選出された。さらに九月中旬、郡費予算などを議決する第二回の郡会が行われ、ここで郡の運営についての基本的なあり方が負担を含めて決められた。美濃郡では九月十五日から十八日まで郡会が開催され、明治二十九年年度の歳入出予算、郡有財産管理規定、養蚕伝習所、町村立勸業会、教員講習会の規則などが議決された。

府県制郡制の改正 郡制は、兵庫県がこれを施行してからわずか三年しか続かなかった。明治三十二年三月十六日、法律第六四号で府県制が改正されると同時に、法律第六五号で郡制が改正されたからである。

改正の要点は、第一に複選制が廃止されたこと、第二に大地主互選議員が廃止されたこと、第三に府県・郡を公法人とし、自治体としての性格を認めたことである。

複選制であるかぎり、政党が府県会で多数を占めるためには、郡会議員さらには町村会議員を自らの党派に糾合しなければならなかった。そのために町村会議員まで政党間対立が持ち込まれることとなった。こうして複選制の導入は、政府が当初考えていた地域全体の代表者が選出され、中央の党派の影響が遮断される

という目論見とはまったく反対の状況を生み出した。また大地主互選制も、地主自身が政党内化しており数も少なかったため、政党によるこの層の組織化をいっそう進めることになっていったのである。

政党化が進むことに反対であった政府は、複選制・大地主互選制を廃止し、住民の直接選挙へ選出方法を転換した。これによって府県議員・郡会議員は、直接選挙で選出されることとなった。ただし財産制限が設けられており、町村公民中直接国税を年額三円以上納めている者が選挙権を、同じく五円以上（府会議員は一〇円以上）納めている者が被選挙権を持つことになった。また郡参事会員についても知事の任命する会員の規定はなくなり、郡長以外の五人は全員郡会から選出されることになった。また郡会に対する郡長の規制も弱められた。それまで郡会議長は郡長がつとめていたが郡会議員の中から選出されることになった。また郡会は費用負担だけでなく、支出の内容も含めて議決することができるようになった。

新たな郡制では、郡会議員の選挙区は郡で決定されることになっていた。明石郡では、郡内一二町村をそれぞれ選挙区に設定し、人口の多い明石町で五人、垂水村・林崎村・大久保村から二人、他の村は一人を定数とし、一九人の議員を選出した。このような方法は美濃郡や武庫郡でもとられたようである。あらたな選挙法にしたがって、郡会議員は明治三十二年九月に全員再選挙された。美濃郡では大地主互選議員もふくめたそれまでの議員一二人中で再選されたのは半数の六人、明石郡では一六人中四人にすぎなかった。ただ、同様の選挙法による明治三十六年の選挙で再選されたのは美濃郡で六人、明石郡で七人とそれぞれ半数以下であることから、議員の変化が選挙法と直接関係するかどうかは明らかでない。

政府のねらいであった政党化の抑制という点では選挙法改正はあまり意味をもたなかったようである。郡

した。それによると郡里道一六件（二〇里一五丁）を全額郡の負担で維持し、二二件（二〇里）を補助道として改修については五〇％、修繕については四〇％を郡費で支出し、残りを関係町村から支出することとした。これによって総歳出中にしめる土木費の割合も減少し、大正初年は五〇％程度の水準となった。

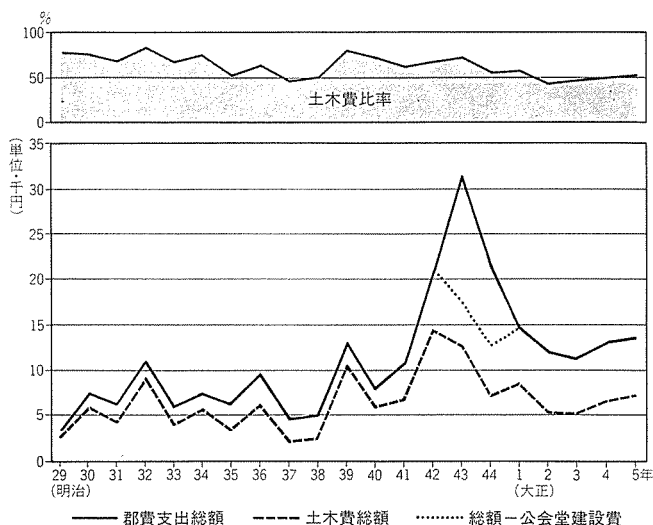


図 12 明石郡郡費歳出総額および土木費の変化

および修繕に土木費があてられていたからである。明石郡では明治二十九年の最初の郡会で郡内の里道のうち重要なもの一四件（総延長二七里五丁）について、更正・架設については七〇％を郡費で負担すること、修繕については六〇％を郡費でおこなうことを決定した（残りは関係町村から支出）。その後、郡内各町村からの要求もあり、明治四十四年度までに郡里道へ二〇件（六里一三丁）の編入をおこなった。郡里道の増加は郡費の負担の増加をもたらすばかりか、郡内町村の間で受益と負担をめぐってアンバランスを増加させ、町村間の利害対立を増加させた。そのため大正二（一九一三）年二月の郡会で郡里道の整理が提起され、臨時郡道調査委員七人が選出された。十月の臨時郡会ではこれらの調査を基礎に道路規定を決定

他の費目としては、郡吏員費が多かった。ここである「吏員」は、郡役所に附属する国家によって任命される「官吏」とは異なり、郡独自の事業のために置かれたものである。明石郡の場合、この郡吏員費は明治二十九年度から明治三十二年度までは郡視学（郡レベルの学事の視察・監督・指導をおこなう）および郡里道についての工事を担当する郡土木技手の給与と旅費などに充てられた。明治三十三年の制度改正で郡視学の給与支出が郡費からはずされたため、この費目は、郡独自の土木事業に関する吏員の費用のみとなった。

明石郡では、はじめ郡里道に関する土木費が郡費のほとんどを占めていたが、すべての郡でこのような事業運営が行われた訳ではなかった。表113にあるように、武庫郡では独自の土木事業を全く行っていなかったし、有馬郡や美濃郡でも経常費の中には土木費はなく、臨時費の中に計上されているだけであった。有馬郡では教育に関する費用が大きな役割を占めるなど、郡独自の事業のあり方は、その郡の歴史的な沿革、地理的な環境などによってかなり異なっていたのである。

しかしながら勸業費はどの郡においても共通して支出されていた。これは郡が勸業の基礎単位であることを示しており、明治十年代から引き続く性格であった。明石郡の勸業費支出を細かく見ると当初は郡勸業会への補助金であり、明治三十四年度からは郡農会への補助金および郡農事講習会費となり、さらに明治三十七年度からは、教育・勸業などの郡単位の団体への補助は臨時費として計上することとなり、この時郡農会への補助も臨時費にまわされた。また、明治三十六年十月から郡農業技手が置かれ、その費用は経常費で支出された。なお日露戦争以降、すでに見た郡農会への補助をはじめ、郡内の諸団体への補助が拡大していくが、これについては地方改良運動と関係するため次項であつかう。

表 113 市域関係各郡大正元年郡費歳出一覧

(単位: 円)

	武庫郡	有馬郡	明石郡	美囊郡
〈經常部〉				
会 議 費	205	462	624	222
郡 吏 員 費	—	276	612	464
郡事務取扱費	148	63	110	7
土 木 費	—	—	5,712	—
教 育 費	—	4,153	154	—
衛 生 費	179	—	—	—
勸 業 費	1,440	2,672	1,234	1,666
郡有財産関係費	78	149	924	250
郡 金 庫 費	—	12	—	—
救 助 費	—	—	17	60
そ の 他	30	547	—	—
合 計	2,079	8,334	9,397	2,668
〈臨時部〉				
土 木 費	—	8,217	2,786	5,011
教 育 費	500	990	620	537
衛 生 費	—	180	—	202
勸 業 費	790	534	1,290	1,030
郡有財産関係費	290	572	647	—
そ の 他	—	—	17	50
合 計	1,580	10,493	5,359	6,831
総 計	3,659	18,827	14,746	9,499

(注) 項目により合算したところもあるが、数字は史料記載どおり。

資料: 『明石郡治内容一斑』

2 明石郡における地方改良運動の展開

三輪郡長の赴任と明 明治四十年八月十日、三輪信一郎が加古郡長から明石郡長へ転任してきた。三輪は赴任とともに壮大な「明石郡町村自治体系」なるものを作成、さらにこの「自治体系」

を郡内町村が準拠すべき「町村是」とすることを宣言し、「自治体系」の意図を郡吏・町村長・神官僧侶に積極的に説いた。そして明治四十一年三月の郡内の町村長会で正式にこれを郡内共通の町村是とすることを決定した。

この「自治体系」は写真28のような国体（万世一系の天皇を頂点とする日本の国柄）に始まり町村自治で終わる巨大な系統樹のようなもので、図13はこれを簡略化したものである。その要点について田中一成郡視学は

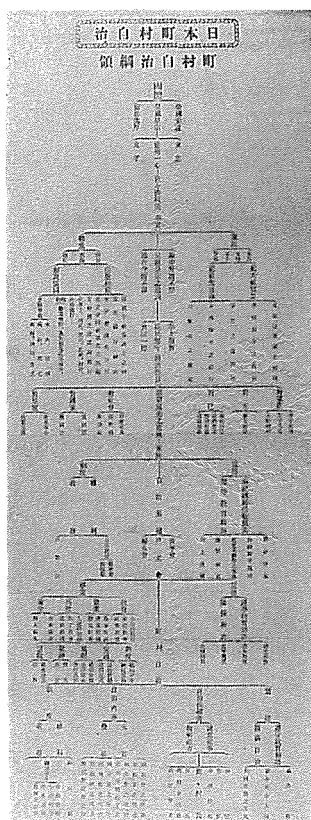


写真 28 明石郡町村自治体系

「町村制が発布になりましてから既に一九年の久しきに亘ります、其間町村自治の発達に政府当局が力を用ひたことは幾許なるか逆も筆紙の尽す処ではありません、これ

は如何いかであらうか私共の考では逆も町村制ごの如き無味の法令ではそれ一片で如何程足掻かても自治の発達など
は行くものではない、必ず一方に道德と云ふことを鼓吹こすいして其人情風俗の頹敗たいはいを挽回ばんかいした上でなければ真正
の自治は望まれないと思ひます」と述べた。ここでは自治を制度としてとらえるだけでなくそれを担う住民
の思想形成の問題であるとし、とくにその思想の中心に教育勅語をすることが強調されたのである。

それではなぜ教育勅語が自治の中心的思想でなければならないのか。田中は「町村の自治は国体と一致し
一国の縮小せる形式を具備せざる」を得ないと述べ、国家と町村の運営方法は基本的に同じものであるとし
た。そしてその上で、西洋が個人を単位として国家をつくっているのに対して、日本においては「家」を単
位として国家を作っていると述べ、国家や町村自治の基礎としての「家」の役割を強調した。ここで述べら
れた「家」は単なる家庭のことではない。田中は各家庭に神棚と仏壇があることをとらえて、神棚は国祖に
対する忠をあらわし、仏壇は一家の祖先に対する孝をあらわすものであると述べた。そしてこのことをもと
に天皇への忠と祖先への孝の両者が渾然一体となつて二千五百年來続いてきているのが「家」であり、それ
は教育勅語の「我カ皇祖皇宗国ヲ肇はじムルコト宏遠ニ徳ヲ極たツルコト深厚ナリ我カ臣民克よくク忠ニ克よくク孝ニ億兆
心ヲ一ニシテ世々厥そノ美ヲナセルハ我カ国体ノ精華」の意味そのものであると述べた。ここに教育勅語は、
日本の国柄と結びつく特有の「家」、さらにはその集合体として町村の自治を支える精神であると位置づけ
られていたのであった。

郡青年会

の組織

「家」を基礎とした町村自治の具体的な進展のために、「家」を通した町村の事業の遂行によ
つて、住民を「家」を単位として組織しながら、同時に組織した「家」に対する住民の意識を

高めるといふ方針がとられた。具体的には一戸の長である戸主を会員とする戸主会を組織し、この会の周辺に青年会・婦人会を組織していくことが計画された。この方針は三輪郡長赴任後すぐさま実践にうつされた。明治四十一年二月、最初に組織されたのが郡青年会であった。

近世以来、村には年齢別団体があり、青年の組織としては若衆組、若者組、若仲間などと呼ばれる団体があった。またこれら若衆組などは、青年の教育システムとして機能すると同時に、祭礼などの村の行事でも独自の役割を担っていた。そして、それらは独自の秩序をもつ集団であっただけに、村役人や村の運営の中心を担う世帯形成者と対立することもあった。

近代に入ると政府は若者組などを町村の秩序を阻害するものとして禁じる方向を打ち出した。飾磨県では明治五年八月、若仲間を、仲間に加わらない者を排除し、さらに村内で生活できないような嫌がらせを行ったり、父親どうしの争いを子供の間に持ち込み、一方の側に加担して他方の親族などまでに嫌がらせを行うものであるとして、その禁止を布達した。しかし、青年という年齢層に見合って独自の存在意義をもつ若者組は法令だけで禁止できるものではなかった。若者組は種々の名称によって続いており、明石郡若岡村では明治三十年代になっても「燭風会」という名前で青年の団体が存続していた。

三輪郡長は、このような青年層の団体を郡全体で統括するものとして郡青年会を創設するとともに、それまでの独自の秩序をもった団体から、「自治体系」が示すような人間となることをめざす団体へと改編しようとした。そのため青年会の目的を確定し、①精神修養と風紀の改善、②補習教育の振興、③体力の増進、④実業の奨励と指導、⑤軍人会との連絡の強化、⑥基本財産の蓄積、とした。郡青年会の下、小学校区域を

第六節 郡制の施行と地方改良運動

表 114 明石郡戸主会設置状況
(明治41年7月現在)

町村名	戸主会数	会員数	現住戸数
明石町	5	795	5,788
垂水村	8	1,273	1,309
伊川谷村	17	667	688
玉津村	14	641	656
樋谷村	10	388	396
押部谷村	12	596	609
平野村	16	464	487
神出村	19	750	784
岩岡村	14	531	558
魚住村	12	852	843
大久保村	17	1,096	1,221
林崎村	10	967	1,037

(注) 現在戸数は明治42年のもの。

資料: 『明石郡治内容一斑』

単位とする二二の支会が組織され、さらに大字部落を基本単位とする小支会が設置された。小支会の数は一七七で、大字数一二二より多かった。大正元年にはあわせて四七〇〇人程の青年が、どれかの小支会の会員となっていた。

郡青年会は、大字部落を中心とする青年層の諸団体を統御する機関という側面が強かった。郡青年会の会長には郡長、副会長には郡視学、実務を扱う幹事に郡書記など郡吏員が就いていた。また郡青年会の意志決定機関である評議会は、正副会長・幹事と支会の会長である小学校長と、支会ごとに一人選出される評議員によって構成されていた。さらに支会の顧問として村長が据えられており、小支会でも区長が顧問となっていたようである。

青年会への指導では、教育勅語の精神を身につけることがなによりも重視された。教育勅語の暗唱にはじまり、徳目の実践のためのスローガンを服部知事揮毫の額にして小学校講堂・部落公会堂へ掲げるとともに、青年手牒に掲載して青年会の会員に配布した。また初等教育を補うものとして夜学会を自発的に運営することを奨励した。

戸主会の 青年の団体の改編につづいて、「家」の設立 中核たる戸主の組織化が行われた。明治

四十一年七月、明石郡町村戸主会会則を定め、郡内の大字・部落（以下部落と記す）を基本的な単位として、それより若干多い一五四の戸主会が作られた（表出）。明治四十一年段階での加入状況をみると、現在の戸数に對して九〇％以上が参加している場合が多いが（魚住村ではなぜか戸数より戸主の数が多い）、市街化している明石町では一三％程度しか加入していなかった。この状況はそれ以降も続き大正四年三月にいたっても、明石町の会員数は一二三七人、戸数の二〇％程度にすぎなかった。

戸主会は、会則第一条で「本会ハ教育勸語ノ御趣旨ヲ遵奉シ身ヲ修メ家ヲ齊ヘ村自治ヲ扶翼スルヲ以テ目的トス」と、教育勸語の精神にしたがつて道徳的な徳目を実現することと自治を担っていくことが目的であるとされた。第六条では、これについて教育・勸業・兵役納税・風紀衛生・水利土木災害予防・敬神・その他の七項目にわけて、戸主会組織化の具体的なねらいが書かれていた。その詳細は表115のとおりである。これから国家が推進しようとする軍事・教育・勸業・衛生などの事務や納税を主体的に行うこと、行政村や部落のもつ水利・土木などの地域運営機能を積極的に担うこと、それができるような道徳的な規律をもつことが住民に求められていたことがわかる。なおこの戸主会の会長は、部落ごとにおかれた区長とされた。

明治四十二年一月、三輪部長は、ほぼ部落毎に設けたこの戸主会を統括するものとして郡連合戸主会の設立を郡内の町村長会に提示した。さらに各戸主会からも意見を聴取し、どこからも反対がなかったため、同年十月三日、服部一三知事の臨席のもとで創立の会を開催、ここで郡長を会長とし町村長を評議員とすることを決めた。この郡連合戸主会は各部落の戸主会を統括するとともに、郡全体の自治内容奉告祭を事業として行った。

第六節 郡制の施行と地方改良運動

表 115 明石郡内町村戸主会会則における実行事項

-
- 1, 教育関係
 - ①普通教育普及と不就学者根絶, 経済的理由による就学困難者への隣保扶助方法の研究
 - ②学校と家庭の連絡, 教員父兄の意志疎通の推進, そのための父母の学校参観
 - 2, 勸業関係
 - ①事業発展について留意し, そのための改良および奨励方法の研究実行
 - ②農業および経済発展をはかるため産業組合を設立し, 村内協同一致の推進
 - ③日常生活の質素化, 勤儉の実行と毎月の貯蓄の励行
 - 3, 兵役納税関係
 - ①軍人の優遇と応召者の家族の生計困難の援助, 戦死者の表彰と遺族への同情
 - ②納税の期日までの納入の断行, とくに滞納の多い大字協議費の納入促進
 - 4, 風紀衛生関係
 - ①時間確守, 奢侈遊惰放逸者への訓戒と生活矯正, 礼儀公德尊重, 悪弊矯正と善行表彰
 - ②暴飲暴食の禁止と個人の衛生観念の発達促進
 - ③公衆衛生の重視と政府・県の衛生に関する規則の遵守, 伝染病の隠匿禁止
 - 5, 土木水利及び警備
 - ①土木水利についての修繕保護の完全を期すること, 特に里道は春秋二回定期修理
 - ②災害予防への留意, 災害時の応急防禦についての相互援助, 篤志人夫の差出
 - 6, 敬神宗教関係
 - ①神社祭典・仏事葬式などは誠意をみせながら冗費を節約
 - ②伊勢講など諸講を単に飲食会とせず, 神仏への感謝を行うと同時に, その組織を戸主会の機関とすること
 - 7, その他
 - ①村内の臨時の事件については, 整理の任にあたり公德を守り円満に解決すること
 - ②非常の凶荒, 不慮の災害に備えて基本財産を造成すること
-

資料:『明石郡治内容一斑』

郡町村自治内容

奉告祭の開催

三輪郡長は、明治四十二年九月の町村長会で、郡および各町村での自治内容奉告祭を行ってきた自治の内容を「国祖」である天皇の祖先と氏神に報告して、「神徳皇徳及祖先ノ徳ニ対シ謝恩ノ意ヲ表」し、住民みずからも自己を反省し、一致協同して「自治体系」に書かれているような地域社会建設にむかって努力することを宣誓するものであった。奉告祭の告文の内容はかなり詳しいものであった。たとえば明治四十三年三月、岩岡村で行われた奉告祭での自治内容奉告書によれば、奉告項目は一七に分かれており(表116)、村内の状況が細かく述べられていた。

奉告祭の祭主は郡においては郡長、町村では町村長が行った。町村の奉告祭には、町村長以下吏員、町村会議員、学校職員、自治関係者、さらには小学校児童が参拝した。さらにその他の住民もこれに参集させるため、この日はその町村の休日とされ、奉告祭のあとで自治に関する講演会や各種の品評会も行われた。そのうえ明石郡各町村自治内容奉告規程によれば、この日に住民のための一般的な娯楽を郡長の許可の上でこなってもよいと述べられており、全体として全村の「祭」にふさわしいものとするので、行事への参加動員がはかられた。

この明石郡の自治内容奉告祭は、全国ではじめての試みであり、内務省地方局が作成した「地方改良の要項」が「兵庫県明石郡に於いては各町村を通じ毎年一

表 116 岩岡村自治
内容奉告書の項目
(明治43年3月)

①	自治	緒	言
②	自治	機	関
③	自治	雑	項
④	自治		育
⑤	勸業		生
⑥	兵衛		税
⑦	納基	財	産
⑧	交風		通
⑨	敬隣	宗	紀
⑩	警団	保	教
⑪	同業		助
⑫	名所		備
⑬			体
⑭			合
⑮			跡

資料:『岩岡村自治内容奉告書』

回町村公事の奉告祭を町村社の神前に行ふ、これ神社に依る訓練方法として最も宜しきを得たるものたるべし」と評価したように、全国的に注目された。

このような三輪郡長の実践は、天皇の側近で、枢密顧問官の高崎正風が進めていた教育勅語による秩序安定を目的とする「一徳会」の運動と結びついていた。『明石郡役所事績綱要』によればもともと両者は別々に進められていたようであるが、舞子の有栖川宮の別邸に来ていた高崎の下に三輪郡長が伺候した際、この会が郡での運動に一致するものであることを知った。そこで郡長は一徳会を郡内での運動の思想的中核を作るものとして普及することをめざした。郡役所―町村という行政機構をフルに活用して、明治四十一年六月には、一六〇〇人もの会員を擁した一徳会明石郡支会を創設した。ちなみにこの時、岩岡村では九〇人が会員となった。

地域秩序の動揺と利害対立の激化 このように行政当局者が神社まで利用し、地域社会の秩序の維持と行政事務の推進をはかろうとしたのはなぜなのであろうか。結論から述べるなら、それは町村制実施からこの時期まで引き続きおこっていた、地域運営を危うくするような郡内での種々の激しい対立や秩序の弛緩に

対し彼らが対処しなければならなかったことにあった。

第一は明石町内の対立である。ここでは明治二十五年には町長以下吏員の総辞職という事態が起こり、その後も二派に分かれ対立が続いていた。

第二は沿岸漁業をめぐる部落内の対立で、これは多くの場合、旧来から漁業権を持っていた者と新たな漁法導入を契機として新たに漁業に参入しようとした者との対立であった。明治三十九年に起こった明石浦漁

業組合内の水産市場運営に関する市場擁護派と改革派の対立、大正二年の同組合内延縄組と下釣組の対立、明治三十六年八月および大正三年の垂水村内山田村の巾着網をめぐる旧網派と新網派の対立、明治四一年、林崎村林部落における巾着網使用をめぐる対立などがあり、その解決のため郡長以下の官吏の調停が重要な役割を担った。

第三は水利や山林をめぐる対立である。林崎堀割普通水利組合管理の用水は、平野村内西戸田村に源を発し、玉津村、明石町を経て林崎村に至る幹線と平野村中津から分岐して大久保村、魚住村に至る支線からなっており、林崎・大久保・魚住の三村によって組合が組織されていた。明治二十五年夏、組合に属さない上流の平野村内中津村などがこの水路から取水していることがわかり、三村一七部落の村民およそ三千余人が平野村を襲撃するという事態がおこった。これは警察・町村有力者・郡長によって鎮静化されたが、平野村では二、三の家が破壊された。同様の事件は翌二十六年、大正二年にも起こった。

神出村内田井村では、明治三十四年四月溜池工事をはじめたが、下流各村から抗議がおこり工事は三カ年中断された。そのあいだに郡長の幹施があり、ようやく明治三十七年九月工事が再開された。垂水村の内西垂水村では、部落有の林野をその区長・評議員の名義で神戸市の個人に売却し、七千円の利益を得て、区長・評議員の名義で預金を行った。ところがこの決定に関与しなかった部落の他の人々が不平を唱え、利益分配をめぐる大正元年に騒動がおこった。これを垂水村自身は解決することが出来ず、三輪郡長が出張、三日間村役場に張り付いて和解に成功している。

第四は、都市化や工業化の進展に伴うものであった。明石郡の農家は、その肥料について神戸市からの屎

尿にたよっていた。明治三十年代には人肥の購入のため郡内農業者二百数十名が、それぞれ神戸市内の縁故をたよって、各自牛馬車を使用し運搬するという形態をとっていた。ところが市街の拡張、道路など諸施設の整備がすすむなかで、この方法が風紀上からも衛生上からも不可であるとして制限する方向を神戸市は打ち出し、最終的に大正三年一月一日より汚物掃除法が適用され、市内乗入れが禁止されるという事態がおこった。この時、明石郡長はみずからが会長をつとめる郡農会で、この汲取り事業を一元的にいうことを提起した。これについては汚物掃除法に準拠して汲取りを担うだけの能力が郡農会にはないことを理由に郡農会でいったん賛成少数で否決されたし、神戸市民の側でも強い反対があった。しかし郡長は町村長・村農会長などを説き、農会事業として執り行うことで最終的に合意を得た。そして神戸市に交渉し、同年七月にやっとこの方法が許可された（その後なお神戸市肥料営業者との間で紛争があった）。

また明治四十一年、大日本紡績会社明石工場が設立されるにあたって、同工場は隣接していた玉津村内上池村に対して同工場への河川からの引水のための干害および溝渠の代償として一時金一五〇〇円と、同工場寄宿舎屎尿の年額一〇円での払い下げ、という契約を結ぼうとした。これに対して上池村では農業者間の意見が一致せず混乱したが、郡長および有志の仲介でやっと契約を結んだ。ところがその後、この補償金および屎尿代をめぐる村内で対立がおこった。工場建設による飲料水の悪化や煤煙による被害は、村内農業者だけでなく一般住民も受けているから村全体に分配せよという側と、農業従事者のみに分配せよという側に分かれてはげしく争ったのである。この問題は区長の任命や水利問題にまで拡大し訴訟に及び、和解が成立したのは大正十一年三月のことであった。

なおつけくわえるなら先に見た漁業をめぐる紛争も、それが網についての技術革新と関係するという点では、工業化の進展と深く関連するものであった。

地方改良運動の展 第一章Ⅱで述べたように町村制成立以降の地域社会運営は行政村―部落が相互に支え合
開と町村制の改正 う形で進行していた。ところがこれまで見てきたように明石郡では、部落内における利

害対立が激化しており、これはあきらかに地域運営を支えている一方の側の部落のもつ住民把握能力が低下
していたことをあらわしていた。

利害対立に至らないにしても、この時期、部落の運営は財政的に極めて困難になっていた。とくに明治二十九
十九年八月三十日夜から三十一日未明にかけて上陸した台風による風水害は、明石郡において農産物に多大
な被害を与えた。たとえば神出村では、畑作がほとんど皆無、稲作も甚大な被害をうけるという状況になっ
た。この時神出村会は財政困難なため郡費の負担分支出を否決したが、郡参事会はこれをゆるさず、郡会で
決定したとおりの負担を行なうように裁決を下した。大水害は翌明治三十年にもおこり、この年の九月には
樺山内務大臣がみずから明石郡内の被害状況を視察するというほどであった。相次ぐ風水害は作物に被害を
与えるとともに、部落の直接の負担によることの多い里道の復旧工事の費用を増大させた。各部落では、部
落有の林野の売却などの処置によって費用を捻出しなければならなかった。

三輪郡長らの方針は、この状況に対応して部落の地域運営能力を高めようとする側面をもった。①戸主会
を行政村単位でなく部落単位に作り、その機能の一つとして部落の諸事務を支えることを掲げたこと、②明
治四十二年に郡内全域で、町村制の条文にしたがって部落を単位とした行政区を置き、それまで慣例として

置かれていた各部落の惣代を区長として法制化し、寄り合いも各部落惣代の寄合から区長会へと変化させ、法制の重みによって部落を単位とした秩序を維持しようとしたこと、③夜学会、さらにこれを改正したものである。④補習教育について、部落に置かれた青年会の小支会と教員が進めるとしたことなどは、これに対応する施策であった。

部落の地域運営機能の弱体化は、同時にもう一方の側の行政村の機能不全も起こした。それは風水害や日露戦争のための負担増加と結びつき、県税や町村税の滞納者の増加という事態となつてあらわれた。

岩岡村は、もともとその県税村税の納入が村当局によって「不良」と判断されるような状況にあったが、山田川疏水や耕地整理のための負担が増加し、さらに滞納が著しくなつた。これに対して郡役所は、数人の郡吏員を大正三年から二カ年にわたつて納税督促のために派遣し、村吏員と共同して事務に当たらせ、滞納者には猶予を与えず強制処分を執行するなどの処置を行つた結果、滞納者を減少させた。また玉津村では、国県税が比較的納入好調なのに対して村税の納入状況は悪く、徴税事務そのものも煩雑化するという状態であった。これに対して明治四十三年から納税促進をはかるため、部落に納税組合をもうけた。行政村は納税の円滑な部落に対して、年二回納税優勝旗授与式をおこない、そこに郡当局や村の有志、さらには小学校児童を参加させた。このように部落間で納税を競い合わせることで、一年にして一部の部落を除き期限内に村税が納入されるようになった。

明石郡は、行政村―部落による地域運営が極めて困難な例であつた。しかし明石郡に限らず産業革命による社会構造の変化、日露戦争による財政負担の拡大、さらに日露戦後、ヨーロッパ列強に互した帝国主義国

として国家を運営してゆくための財政負担拡大とそのための国民の動員は、日本各地で地域運営上の困難を生み出していた。政府はこれに対して、明治四十一年十月十三日「戊申詔書」を出し、帝国の国民にふさわしく国家の発展のために華美に流れず生産に勤めることを求めた。そして内務省を中心に、この戊申詔書の趣旨にそって、「地方改良運動」を提起した。明石郡の運動はこの地方改良運動の先駆的なものとして、内務省で注目されたものであった。

また明治四十四年四月、それまでの市制町村制が全面的に改正され、新たに市制・町村制が施行された。この改正により、政府の委任事務について町村が機能しない場合、郡長またはその委任を受けた官吏が代執行し、その費用を町村が負担することが制度化された。また町村長は町村会の承認を得ず吏員を任命することができ、臨時急施の場合、町村会が議決せずとも事務を執行しうることとなり、町村会との関係において町村長の権限が強化された。これによって困難に直面する、地域運営を郡役所や町村長の側から強制的に維持していく体制が制度的に整えられたのである。

「家」観念による 三輪郡長の示した教育勅語と「家」観念の強化による地域社会の改革という方向は、ど
地域運営の限界
れだけ地域住民に理解され、実際の地域運営に意味をもったのだろうか。

三輪郡長の示した方針は郡長・町村長・小学校長―区長という行政ルートにしたがって実行されており、かならずしも住民の積極的な同意を前提として進められたわけではなかった。たとえば青年会についてみるなら、岩岡村の自治内容奉告書に実効性が薄いと記されていたし、自発的にすすめることを奨励していた夜学会も結局「極めて少数にとどまり多くは有名無実^{とどま}に終る」と郡役所自身が評価するような状況であり、明治四

十四年から夜学会を町村の公設機関である実業補修学校とし、各部落に青年倶楽部兼補習教育場を建設し、学校職員が部落に分宿し夜学の担当に当たって、はじめて内実をもつに至った。戸主会についても、先の岩岡村自治奉告書によれば、作られただけで実質的には機能していないとされていた。また自治奉告祭の規則に各町村で娯楽の準備がわざわざ書き込まれていることからわかるように、事業としてもっとも注目された自治奉告祭でさえ、娯楽によって住民の関心をひかなければ住民を動員することができなかったのである。

このような状況は、単に住民側の無理解によっておこったものではない。むしろ三輪郡長らの地域運営方針そのものが生み出したものであった。三輪郡長らの方針は、地域住民が地域での諸事業を担うことより国家への義務を果たすという明治地方自治制の理念を前提とし、さらに義務を「奉仕」という言葉でいいかえることによって、国家への義務としての自治という考え方を著しく強調するものであった。ここでは、住民が地域の主人公として地域社会に責任をもつという、権利としての自治という考え方は取られておらず、自治を行う基礎である住民個々人の独立も一般的に否定されていた。国家への義務を大前提とする方針を取るかぎり、地域の主人公としての住民の積極性を引き出すような方針は出しえなかったのである。三輪郡長らが地域運営で一定役割を果たせたのは、彼らの考える「家」観念そのものを浸透させることに成功したためではなかった。むしろ「家」観念を強調することによって、動揺しつつある地域社会の指導者である部落の中心人物を巻き込んで種々の団体を形成し秩序の解体を防いだことと、その団体と関連づけ、勸業による農業生産力拡大や行政機構自身の整備、教育行政の進展や公会堂建設などの公共施設の充実をはかり、地域住民に実際的な利益を供与したことによるものであった。

勸業政策 の進展

この点を勸業政策から見てみよう。明石郡は豊かな水系を持たず、また台地が多かったため、水に恵まれなかった。そのため農業生産力の拡大のために積極的な勸業政策がとられた。

この時期展開されたものの一つとして岩岡村を中心とする明石郡西北部の台地での葉タバコの栽培があげられる。岩岡村での新しい葉タバコの栽培は、三輪郡長赴任以前の明治三十六年にはすでに二〇町歩、同四十年には二四八町歩にもなった。三輪郡長は、葉タバコの収納所が神戸にあり、運搬に不便なことで、農民が神戸に行くことによって都市生活の影響を受けることを心配し、郡内に収納所を設けることを政府に対して交渉した。政府は、産出額が少ないことから否定的な態度をとったが、郡長は町村長・葉タバコ生産者などの協力を得て、岩岡村に大蔵省の収納所の出張所を設置することに成功した。これにより便益が増し、さらに専売当局および郡技術員の指導・作付奨励があり、明石郡の葉タバコ生産は定着し、大正五年には作付面積は三一七町歩にもなったのである。

また三輪郡長は、郡西北部の台地の水利のため山田川疏水事業を計画、実行した。明石郡から加古郡にかけての台地の水利については、すでにこの時期、淡河川疏水が完成していた。疏水完成後、神出村や岩岡村の一部、さらに現三木市の村にも分水が行われたが、夏期には水量が不足し、明石郡・加古郡の間では紛争が起こっていた。三輪は、加古郡長時代から水源の開発と美囊郡・明石郡にまたがる台地の開発を目的とした山田川疏水の建設計画に従事し、これを積極的にすすめた。山田川疏水は幹線工事が明治四十三年二月明石郡神出村で行われた起工式ではじまり、大正三年十月十日には岩岡村で竣工式が行われた。これにより明石郡神出村で一三二町歩、岩岡村で三〇九町歩余、魚住村で一三三町歩余、平野村で八町歩余、押部谷村で

四町歩余、大久保町で一町歩余の水田が切り開かれたのである(同『産業経済編I』参照)。

山田川疏水の工事費は、流域町村によって結成された水利組合が日本勧業銀行から借り入れることによって賄われていた。幹線水路工事費二八万円と支線・溜池工事費中八〇万七〇〇〇円、併せて百万円をこえる巨額な負債を流域町村は負うこととなった。しかも田畑の開発は耕地整理をともない、その費用負担も小さくなかった。三輪郡長は負担を少しでも軽減するために、大正二年十月、山田川疏水工事出動団規約標準を作成、これに基づいて各町村で出動団規約をつくることを町村長に訓令した。出動団は、工事に山田川疏水の水利組合員およびその家族・小作人で労役に耐えうる者が、工事に出て賃金を受け取り、これを負債返済の資金にあてるというものであった。そのために賃金の十分の一は天引きされ、預金として日本勧業銀行へもどされ、郡長の承認なしには引き出せないとされたのである。

行政の整備・充実 この時期明石郡で町村行政の整備・充実上重要な位置を占めたものに、町村財政の半分をも占める初等教育費の問題、とくに教員とその待遇をめぐる問題があった。明治四十一年、小学校

令が改正され、義務教育はそれまでの四年から六年制へと延長されることとなり、これは翌年から実施された。これにもなって教員の増員が必要となり、学校施設も拡大しなければならなかった。しかし明石郡では明治四十二年段階で、所要教員一九〇人中、正教員一二九人、準教員・代用教員六一人という状態で、教員の約三割は正規の教員でなかった。また薄給であるがゆえに優秀な教師が、給与の高い神戸市へ移動するという状況もおこった。

これに対処するため三輪郡長は、兵庫県の提起した全日二部授業制を導入した。全日二部授業制とは、一

表 117 市域関係各郡における教育費の割合
(大正元年)

	町村費総額	教育費総額	教育費割合
武庫郡	円 452,532	円 225,231	% 49.8
有馬郡	136,825	59,072	43.2
明石郡	264,193	98,304	37.2
美嚢郡	106,215	55,441	52.2

資料:『明石郡治内容一斑』

人の教員が二つの学級を持ち、一学級で授業を行っているときには、他学級で自習をおこなうという方式であった。明治四十年から郡役所は二部授業の調査研究を開始し、明治四十一年にはこれを実施に移した。二部授業の導入については、この方法が教員増加による財政負担の増加を抑えるだけのものであり、かならずしも学力をつけるのではないとの議論があったが、三輪郡長は個々の教員の努力により、経費増加を抑えることをねらい、これを郡教育是として熱心に推進した。明治四十一年には郡内小学校校長の旅行団を、東京高等師範附属校へ視察のため派遣し、二部授業制の実際を参観させ、帰郡してからは報告書を作成させ、郡内に配布した。さらに翌年五月には町村長を右の付属校へ視察のために派遣した。

二部授業制をとることによって、

急速な教員と教育費の増加はたしかに抑えられた。表117のように市域関係各郡では町村費中四〇％から五〇％を教育費が占めていたのに対して図14のように明石郡ではこれを日露戦争直後の五〇％程度から三〇％台に減少させた。同時に教育の質を高めるため教員中の正教員の増加がはかられた。大正二年には、全教員一九二人中、補助教員・代用教員は二三人となり、明治四十二年とく

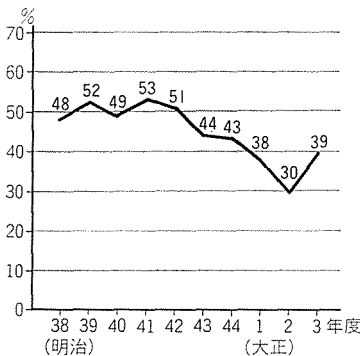


図 14 明石郡町村支出総額中教育費の割合

第六節 郡制の施行と地方改良運動

表 118 郡内各種団体に対する郡費補助 (単位: 円)

年 度	教育会	青年会	戸主会	教員研 究会	勸業会 郡農会	水産組合
明治29	25				250	
30	110				135	
31	250				150	
32	300				50	
33	320				70	
34	250				70	
35	430				100	
36	300				100	
37	150				100	
38	250				150	
39	250			50	300	
40	250			50	450	
41	250	100		50	450	
42	250	100	100		500	
43	250	200	100		800	
44	250	220	100		900	190
大正 1	250	270	100		900	290
2	250	350	100		1,000	450
3	250	300	100		1,000	450
4	250	300	200		1,000	350
5	250	350	100		1,000	350
6	250	400	100		1,000	350
7	350	400	100		1,100	350

(注) 勸業会の事業は明治34年度に郡農会に引き継がれた。
この他に大正6年度から 史談会(100円), 軍人会(100円), 実業協会(100円)へ
の補助がある。

資料: 『明石郡会史』

らべると三八人減で全体に占める割合も一二%になった。さらに教員の待遇も、県内で神戸市を除き上位を占める川辺郡・武庫郡と同様の程度にまで進めることが可能になった。また二部授業および補習学校での教育を進めるため、各部落に教員住宅を作り、さらに住宅のないものには住宅手当を出すことも行われた。こ

のような措置により、先に述べた教員による青年会への指導を本格的に進めることも可能となったのである。これより明石郡の全日制二部教育は有名になり、全国から視察団が訪れるほどになった。しかしこれを進めていた県の方針が変更されるとともに、明石郡でも大正十年代には二部授業から普通授業へと転換していった。県の方針転換の理由は、財政的な負担軽減を前提として教員を増やさない形での教育システムでは、学力向上には限界があるということにあった。

もう一つ注意すべきことは三輪郡長らが行政を支える郡レベルの諸団体の育成に際して、団体運営の円滑化のために財政補助を行ったことにある。表118は諸団体への郡費補助の変化であるが、ここから三輪郡長の就任以来、青年会や戸主会、水産組合への補助がはじまると同時に、郡農会への補助額が急速に増大したことがわかる。さらにこのような諸団体が活動する場としての郡公会堂の建設にも力が入れた。三輪郡長は明治四十二年郡公会堂の建設を計画し、これを有志に計り、同年十月に郡公会堂期成協賛会を結成した。協賛会は全郡に寄付を募り一万円余を集め、これにより明治四十三年十一月から工事を開始し、翌年七月には開堂式を執り行ったのである。